

令和6年第2回定例会

長柄町議会会議録

令和6年 6月18日 開会
令和6年 6月19日 閉会

長柄町議会

令和6年長柄町議会第2回定例会会議録目次

○招集告示

○応招・不応招議員

第1号(6月18日)

○議事日程

○出席議員

○欠席議員

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

○開会及び開議の宣告

○会議録署名議員の指名

○会期の決定

○諸般の報告

○一般質問

鶴岡喜豊君

1. 副町長の町政に対する姿勢について
2. 各種の委員会・協議会及び介護保険について
3. 災害時の給水拠点の確保について

三枝新一君

1. 「長柄町版大学連携型生涯活躍のまち構想(以後、長柄町版CCRCという)」について
2. 熱中症対策について
3. 改正不動産登記法について

神崎清美君

1. 町内にある所有者不明の土地の取り扱いについて

宮坂陽一郎君

1. 前回の常任委員会及び本会議における質疑応答結果のその後のフォローに関して

2. 町職員、各種委員会等の委員、社協の関係者、民生委員等の守秘義務に関して
3. 農地の地目変更等に関して
4. 自治会非加入者に対する行政サービスに関して
5. 公文書公開請求に対する虚偽記載対策に関して
6. 町が管理する道路や河川等の維持管理に関して、景観面（雑草対策、ゴミ対策等）や安全面に対してどのように考えているのか

本吉敏子君.....

1. アピアランスケアの購入費助成について
2. 介護事業への取り組みについて
3. 経済対策について
4. 物価高による高齢者等外出支援タクシー事業について伺いたい
5. 安心・安全なまちづくりについて

○散会の宣告.....

第 2 号（6月19日）

○議事日程.....

○出席議員.....

○欠席議員.....

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....

○本会議に職務のため出席した者の職氏名.....

○開議の宣告.....

○一般質問.....

佐久間 繁 英 君.....

1. 台風被害等による倒木整備について
2. 害鳥獣対策について

高 橋 智恵子 君.....

1. これからの長柄町の教育について
2. 消滅可能性自治体【長柄町】の地域活性化について

○報告第1号の上程、説明.....

○承認第1号、承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....

- 承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………
- 承認第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………
- 承認第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………
- 承認第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………
- 承認第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………
- 議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………
- 議案第 2 号、議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………
- 議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………
- 同意第 1 号～同意第 7 号の上程、説明、採決……………
- 請願第 1 号、請願第 2 号の上程、説明、採決……………
- 日程の追加……………
- 発議案第 1 号、発議案第 2 号の上程、採決……………
- 閉議及び閉会の宣告……………
- 署名議員……………

令和6年長柄町議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月9日

長柄町長 月 岡 清 孝

1 期 日 令和6年6月18日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	金坂光章君	2番	宮坂陽一郎君
3番	佐久間繁英君	4番	神崎清美君
5番	高橋智恵子君	6番	岡部弘安君
7番	鶴岡喜豊君	8番	池沢俊雄君
9番	本吉敏子君	10番	古坂勇人君
11番	三枝新一君	12番	柴田孝君

不応招議員（なし）

令和6年長柄町議会第2回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和6年6月18日(火) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告(議長の報告)
日程第 4 一般質問
-

出席議員(12名)

1番	金坂光章君	2番	宮坂陽一郎君
3番	佐久間繁英君	4番	神崎清美君
5番	高橋智恵子君	6番	岡部弘安君
7番	鶴岡喜豊君	8番	池沢俊雄君
9番	本吉敏子君	10番	古坂勇人君
11番	三枝新一君	12番	柴田孝君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	月岡清孝君	副町長	若菜一繁君
総務課長	白井浩君	企画財政課長	小泉義彦君
税務住民課長	関英司君	健康保険課長	内藤文雄君
福祉課長	佐藤幹宏君	建設環境課長	若菜聖史君
産業振興課長	山田比呂貴君	会計管理者	小川久美子君
こども園長	川嶋静雄君	教育長	酒井昌史君
学校教育課長 兼給食センター所長	西周信幸君	生涯学習課長 兼公民館長	石井和子君
選挙管理 委員会書記長	白井浩君	農業委員会 事務局長	山田比呂貴君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 関 利 治

議 会 書 記 野 口 知 希

議 会 書 記 那 須 悠 太

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（柴田 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和6年長柄町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柴田 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

9番 本吉敏子君

10番 古坂勇人君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（柴田 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月18日から19日までの2日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から19日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（柴田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（柴田 孝君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて60分以内に終わらせるようお願いいたします。

本日は、質疑順位1番から5番までです。

では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

◇ 鶴 岡 喜 豊 君

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 皆さん、おはようございます。7番、鶴岡喜豊です。

傍聴人の皆様におかれましては、議会の傍聴に足を運んでいただき、ありがとうございます。

私は、議会議員になってから今まで、副町長は、役場職員のOBでよいことも悪いことも、それぞれありました。よいことは、自分が行った仕事もあり、仕事をよく理解していたことだと思います。

しかし、それは反対に悪いことでもあり、自分が行った仕事もあるので、自分の考えに反する意見を嫌い、議員の意見など聞かず、執行部に傾いた姿勢でいたことです。

例えば、長柄町課の設置条例の際、6級と7級の課長職の提案があり、私が反対意見を述べても、当時の副町長は、担当課長の答弁を遮り、県でも6級と7級の課長職があり、6級と7級の課長の違いは、7級は困難な業務を行う課長だと正当化し、条例は賛成多数で可決されました。

しかし、一般質問で、県は、1つの部内に30から40課室があり、7級の課長職が6級の課長職に配属されることはなく、10課ぐらいしかない長柄町では、会計課の6級の課長職に困難な業務を行う7級の課長職が配属され、同じ課で同じ仕事なのに6級と7級の課長職というのは1職1階の原則が崩れ不具合が生じると質問し、前の清田町長は理解をしていただき、1年で条例を直し、現在は、6級の課長は、課長職はありません。

また、前回、月岡町長より提案された副町長の同意案は、半数以上の議員の反対により誕生しませんでした。今回の若菜副町長は、全員が賛成で誕生し、誰もが期待しています。

それでは、議長の許可を頂きましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

1、最初に、副町長の町政に対する姿勢について。

茂原市は、5月20日に退任しましたが、茂原市の総務部長が理事を経て、副市長に就任していました。市原市の総務部長であった若菜副町長も、当然市原市の副市長になる逸材であります。人材であります。生まれ育った長柄町の役に立ちたいと、副町長の依頼を受けたと聞いています。行政経験の少ない月岡町長を補佐し、市原市の行政経験を生かし、役場OBの副町長と違い、議員の声に耳を傾け、執行部に傾いた姿勢ではない副町長としての行政手腕を発揮していただきたいと思えます。

そこで、若菜副町長の所信を伺います。

次に、私の12月と3月の定例議会の空き家バンク・住宅新築・住宅リフォームの補助金の質問について、若菜副町長に議事録を読んでもらいたいとお話ししましたが、覚えていますか。

[発言する者あり]

○7番（鶴岡喜豊君） ありがとうございます。

3つの補助金要綱は大きな点で、空き家バンクは所有権移転の登記が補助対象なのに、住宅新築の保存登記は補助対象ではない、空き家バンクのセルフリノベーションは補助対象なのに、住宅リ

フォームは補助対象ではない、また住宅リフォームは町内業者が施工しない場合は補助対象ではない、これらは不公平で、大きな問題だと私は考えております。3度目の正直で、市原市の行政手腕を担ってきた若菜副町長に考えを伺いたいと思います。

次に、4月号の広報に、住宅新築補助の対象者として、①町内に住所を有している者と掲載されていますが、12月の定例議会で、町内に住んでいる親が家を新築し、子供を迎えることは子供の移住・定住になり、補助対象ではないかと質問した際、家の建築主は、本人ではなく、あくまで親ということで、当事者以外に交付するものではない、町内に住んでいる親が新築した家屋を補助対象外であると答弁を頂きましたが、4月号に掲載されている町内に住所を有しているということであれば、町内に住んでいる親が家を新築しても補助対象になり、広報の内容と答弁の内容が違っていると思いますが、執行部の考えを伺います。

2、次に、各課が担当している委員会・協議会及び介護保険について。

私は、介護保険運営協議会の委員に委嘱されていますが、学識経験者として選出されています。学識経験者とは、専門の分野の学問的業績に対し、ある程度以上の評価を得、かつ社会的にも見識を認められているような経験豊かな人のことであり、介護保険に対して専門の学問知識もなく、私が学識経験者に相当するとはとても考えられません。

学識経験者の学問的知識・業績等の基準をどのように執行部は考えているのか伺います。

次に、介護保険運営協議会に出席しましたが、第9期介護保険事業計画策定は業務委託としても、第9期の3年間の給付費の推移を考え、保険料を協議し、保険料は運営協議会で決定すべきだと考えています。

保険料が9段階から13段階になるのは国の政策でよいとしても、基本額を100円増額し、月額5,400円にすることは介護保険運営協議会で協議するべきと考えています。協議もせず、執行部からの報告により100円値上げし、賛成の採決も取らないで、3月の本会議で値上げを含めた予算について、介護保険運営協議会の承認を得ていますと、3月の議会で担当課長が説明していますが、介護保険協議会の在り方について、これでよいと考えているのか、執行部の考えを伺います。

次に、各委員会・協議会、議員がいると、ほかの委員はあまり発言しない、また執行部の意に反した発言をすると、議員だからと、威張っているなど、誹謗を受けます。これらを含めて、前に池沢議員が質問したかと思いますが、委員会・協議会の内容は議会で協議できるので、委員会・協議会に議員の委嘱はやめたほうがよいのではないかと質問があったと思いますが、執行部はそれについて検討されたのか伺います。

また、検討されたのであれば、内容を伺います。

3、最後に、災害時の給水拠点の確保について。

長柄町地域防災計画によると、災害時の補給水源は、長生広域水道部の浄水場、配水池を補給水源とし活用することになっていますが、浄水場、配水池は、全て長柄地区です。長柄町の地形を考えた場合、日吉地区、水上地区の住民は、補給水源に行くには急な勾配の道路を経由することになり、地震により、のり面の崩壊などがあり、通行不可能になった場合に住民への給水が不可能になりますが、長柄町地域防災計画に掲載されている日吉地区、水上地区の耐震性井戸、公共施設の受水槽などの給水拠点がどこにあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁を願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） おはようございます。鶴岡議員の質問にお答えします。

1点目及び2点目は、副町長より答弁いたします。

3点目ですが、住宅新築補助金は、交付要件として、自己の居住の用に供するために町内に新たに建築された住宅が条件とされています。これは、自らが登記名義人となり、居住するために住宅を新築することになりますので、子のために親の名義において別に新築することは、補助対象ではないものです。

したがって、令和5年第4回定例会で答弁した内容に矛盾はないと承知しております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

副町長、若菜一繁君。

○副町長（若菜一繁君） 鶴岡議員より貴重なお時間を頂きましたので、月岡町長を補佐し、命を受けて政策・企画をつかさどり、町組織の事務を監督する補助機関の責任者として、私の町政に対する決意の一端を申し上げ、議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

去る令和6年第1回長柄町議会定例会におきまして、議員の皆様からの同意を頂き、副町長を拝命することになりました。大変光栄に思うと同時に、改めて住民福祉の増進とともに、町の発展に貢献するという副町長として課せられた使命と責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

私は、月岡町長が所信表明で掲げた「輝く未来へ 魅力あふれるふるさと長柄町」の創生を強い信念を持って、全庁一丸となり、町民憲章でうたわれた「創意と工夫」により加速させ、町勢発展に全力で挑戦してまいりたいという覚悟であります。

自然災害の脅威、長引く地域経済の低迷、少子高齢化や人口減少の著しい進行など、当町を取り巻く環境は課題が山積しております。

これまでの延長線上では到底解決できない困難な諸課題を克服するために、議会をはじめ、住民の皆様と情報を共有し、対話と連携により、まちづくりの羅針盤である総合計画に掲げた施策に取り組み、住んでいてよかった、これからも住み続けたい、そして訪れてみたい、さらにはその先の住んでみたい町へとつなげてまいります。そのためには、住民が「夢と誇りが持てる、安心して暮らせるまち」を実現させなければなりません。

町長が施政方針でお示しいたしました6つの施策である「自然と共生するまち」「健康で支えあうまち」「躍動する多彩なまち」「美しく安全なまち」「にぎわいを創る活発なまち」「ひとが主役となるまち」をあらゆる主体と連携し、前に進めてまいります。

アメリカを代表する実業家であるジャック・ウェルチの言葉に「変革せよ。変革を迫られる前に。」とあります。目指す町の姿の実現に向け、常に時代の先を見据えた未来志向で、新たな施策推進はもちろんのこと、住民ニーズの先にあるもの、時代の先にあるものをしっかりと捉え、さらなる変革に力を注ぎ、月岡町長の目指す「町の変化を実感できるまちづくり」を全職員と共有し、しっかりとお支えしてまいります。

長柄町民であることを誇りに思える町を皆様と共につくり上げてまいり所存でございますので、議員各位の変わらぬご指導、ご支援を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

次に、住宅新築補助金交付要綱、住宅リフォーム補助金交付要綱及び空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱について、お答えいたします。

確かにこれら3つの要綱を広い視座で移住・定住の促進が補助目的であると捉えた場合には、議員ご指摘のとおり、補助対象項目の違いや同様の対象に係る補助金額の差異がございます。

しかしながら、住宅新築補助では移住・定住の促進に加え、地域経済の活性化を図ることを目的とし、基本額に加え、町への移住を促進するための転入者への加算、町建設事業の活性化のために町内事業者を活用した場合の加算、特に若い世代の転入に対する加算、町の空き地解消を図るための加算をインセンティブとして設定をいたしております。

また、住宅リフォーム補助では住み慣れた町での定住促進に向け住環境の整備への支援と町経済の活性化を目的とし、リフォーム工事への補助を行うものと認識をしております。

一方、空き家バンク登録促進事業補助金は、前述の2つの補助制度と異なり、年々増加傾向にある本町の空き家の有効対策を主眼とし、空き家の入居者やその所有者の利活用を促す制度となっているところでございます。

空き家の増加は、防犯上、防災上のリスクを高めるだけではなく、放置された空き家による景観上の悪化や悪臭、加えて害獣の発生源となるなど、生活環境への影響が著しいことから、取り組む

べき最重要課題でございます。

このことから、空き家バンク登録促進事業において、手厚い助成制度を設けているものと理解をいたしております。

なお、議員お尋ねの各制度との比較による経済的均衡につきましては、さきの定例会での執行部答弁にございましたように、本補助制度の成果などの推移を検証した中で、より適切な効果が得られるよう取り組んでいくものと承知をいたしております。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） どうもありがとうございました。所信につきましては、よく分かったと思いますけども、また議事録を読み返したいと思っておりますので、いろいろと頑張ってくださいと思います。長柄町のためにもですね。

私の言っている不公平云々の問題について、3つの補助金要綱ですけども、どうしても執行部なり、町長、副町長、私の言っている真に迫ることができないようで、どうしても同じような答弁になって、私は、当然納得できないんですけども、私は、今まで現役のとき、役場でいろいろひどい事案をたくさん解決してきました。例えば、池沢議員がいますけども、長柄ダムのり面の桜の植栽の設計ミス、若菜課長、お世話になりましたけども、三沢の道路、とんでもない道路改良の考えのない計画高、ほかにも当然補助金の実施要綱、条例など前任者の問題を解決してきました。これらは知らないふりをして、自分が手をつけず、何もしなければ、それで役場というお仕事はいいと思います。

でも、私は、それができませんでした。登記費用の加算など、絶対に私はリフォームと住宅新築、所有権移転に補助金を出す、保存登記には補助金を出さない、不公平だと思います。

町長、執行部は、当てにならず、市原市で38年の行政経験があり、町民のために副町長に期待し、3回目の同じ一般質問をしましたが、今までと同じ答弁で、残念でした。

補助金要綱を訂正しないことには、私は、町民のためになりません。町民のために、副町長も当てにならないことが分かりましたので、町民のために、まず県総務部審査情報課行政不服審査室に長柄町の行政不服申立てをし、あと3年の任期中に結論が出るか分かりませんが、議員として自分のできることを行っていきたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。

令和6年4月1日より、相続登記の義務化する法律が施行され、相続を知ったときより3年以内に登記しなければ10万円以下の過料が科せられることになりました。空き家バンクの土地の売買による所有権移転の登記などの補助金対象にするならば、このような新しい法律の相続登記を推進す

るためにも、相続登記に補助金を交付したほうがよいと私は考えますが、執行部の考えを伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

副町長、若菜一繁君。

○副町長（若菜一繁君） お答えいたします。

今の議員の質問でございますが、前回執行部の答弁にありましたように、今後利用状況等の検証がなされる中で制度の見直しが必要と思慮された場合には、より住民目線の運用となるように取り組んでいくものと理解をいたしております。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） ちょっと今、答弁の内容がよく分からないんですけど、推移を見るとか云々の問題じゃないと思うんですよ。令和6年って、今ですよ。4月1日から新しく制定された法律、それに基づいての相続登記、それは、私、次の質問でしようと思ったんですけども、長柄町が全国一番に相続登記に補助金を交付するとなれば、長柄町のイメージアップ、またニュースにもなると考え、長柄町のイメージとしては大変いいことだと考えているんですよ。

だから、そういうのも含めて、補助金を真っ先に相続登記のほうに上げると、今、相続登記の推移を考える云々って、相続登記やらないからこういうふうには法律が変わったと思うんですけど、その相続登記するに当たって、長柄町は補助金を上げるんだよと、それをどう考えているか聞いたんですよ。推移を見て云々の問題じゃないんですけど、その辺再度お願いします。

○議長（柴田 孝君） 副町長、若菜一繁君。

○副町長（若菜一繁君） お答えします。

相続登記が町の中でどのようにしているかと、例えばなかなか相続登記ができていないと。

〔「やっていないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○副町長（若菜一繁君） そういったことを早期に利用状況等のバリデーション、こちらと並行しまして、制度設計を含めた議論を進めて、必要に応じて次のフェーズに入っていきたいと、このように考えております。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 私、用地買収などいろいろやってきましたけども、相続登記というのは、よっぽどしっかりしたうちじゃないとやっていないという、長柄町ですと、みんなやっていないと思うんですよ。

私の家も、県道の拡幅があって、そこの名義が私のひいのおじいさん、曾祖父ですか、宅地になっていましたから、それで相続するに大変苦労しましたけども、用地買収と公益事業を行うについ

ては、相続人が今の人の名前じゃないと、登記当然できませんよね、買収だけじゃなくて。

そのためには相続登記が必要だと思うんですけども、その相続登記に補助金はまだ考え中ですか、まだ早いと思っておりますとか、そういう答弁なら私も少しは納得しますけども、推移を見て、長柄町のことを考えて云々と、長柄町、私、途中でやじ飛ばしちゃったかもしれませんけど、やっていないですよ、相続。皆さん相続やっている人いますか、長柄町で。そういうことを考えて、どうかということを知っているんですよ。いかがですか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ちょっと私がお答えすることが適切かどうかは分かりませんが、相続の問題がありますと、私どもの課でも用地買収等を行いますので、今、議員がおっしゃったような苦労は度々起こる事案でございます。

今回の不動産登記法の改正によりまして、議員がおっしゃいます、4月1日から義務化されたということは、本来であれば、不動産登記法で定められるべき事案であります。それに対しまして町が補助金を出すかどうかということは、まだ現在、その整理はできておりません。

しかしながら、本来相続というものは親から子に、親が亡くなるようなことがあった場合に、本来その相続人が適切に処理をするべき事案だと私は思います。

しかしながら、費用だとか手間だとか、そういった部分で、現在、相続未登記の土地が散在しているというような状況にあると思います。今回不動産登記法が改正されましたので、その相続未登記というものが進んでいくかと思えます。そこにどういう形で町が携わるべきなのか、私個人とすれば、本来、今申し上げたように、相続人が適切に法律に基づいてやるべきことだと考えておりますが、今後その推移につきましては、注視してまいりたい中の一つであるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 当然相続人が相続登記するのが当たり前のことですが、それをやらないから、3年以内にやらない場合は10万円以下の過料を科すると、そういうふうになったと思うんですけども、その辺は、また長柄町、副町長じゃないですけども、相続やらないと思うんですけども、その辺の様子を見て、この補助金について、私が議会で相続の登記に補助金を出してはどうかだと、そういう質問があったということを知っていただきたいと思います。

それでは、関連の質問ですけども、町長に一つお聞きします。

令和6年度で空き家バンク、住宅新築の補助金の交付予算は、なぜそれぞれ1件分の予算なのか。新年度予算で質問したとき、私などの理解は頂かなくても結構ですと、白井課長に答弁されましたけども、最後に予算査定をするのは町長です。町長の減少対策のやる気を私はこれでは疑ってしまいます。予算が不足したら補正を組めばいい、私は、そういう問題じゃないと思うんですけども、町長の考えを伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 鶴岡議員の質問に答弁いたします。

その当時予算をこちらでつくってございまして、当初3月のときの質問のとおり、補正予算で対応しようということで、話のほうは、こちらの内部のほうでまとめました。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 私は、1件分で、補正予算で対応すればいいってもんじゃないでしょうという質問をしているんですよ。それについて町長がどう思っているか、私が言ったこと、1件分でなければ補正予算で対応します、それじゃ質疑応答にならないかと思うんですけど、その辺ちょっと考えていただきまして、私が補正予算で対応すればいいってもんじゃないでしょうと言っているんだから、それに対してのお答えをお願いしますよ。それでもいいんだよというのであれば、再度言ってください。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

〔「時間がなくなっちゃいますから、早くお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 質問にお答えいたします。

先ほど言ったとおり、私は、補正予算でということ、対応するというところでよろしいでしょうか。

〔「分かりました。やる気がないということですね。次の答弁をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 2項目めに移っていいですか。

○7番（鶴岡喜豊君） はい。

○議長（柴田 孝君） はい。次に、2項目めの質問に対する答弁を願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） お答えいたします。

介護保険運営協議会委員の組織については、協議会設置要綱第3条に基づき委嘱することと定めています。

要綱では、医療・保険・福祉分野の関係者及び学識経験者により組織することとしており、その学識経験者についての明確な選考基準はございません。

一般的には、学問の知識に加え、生活経験など実践的な経験が豊富な方々をお願いしている状況ですので、引き続き地域の実情などに精通された議員をはじめとした皆様のご意見を頂戴する重要な場になるものと考えます。

次に、協議会の在り方についてのご質問ですが、協議会設置の目的は、町の介護保険事業に関する事項のうち、町長の諮問事項について審議するための協議会であり、その主なものとして、介護保険法に基づく介護保険事業計画の策定に関する事項等が挙げられます。

本年2月14日に開催された協議会において審議いただいた第9期介護保険事業計画につきましては、様々なご意見を頂いた結果、ご承認いただいたと伺っております。

また、先般5月に開催された介護講演会においても、事業計画特別アドバイザーとしてご参画を頂いた淑徳大学の結城教授からも、本町の介護保険事業計画に対し、好評を頂いたところです。

引き続き、協議会の運営については、丁寧な説明に努めてまいります。

次に、議会議員の各種委員会等への委員委嘱についてのその後の状況についてですが、本件につきましては、議会でのご質問、またご意見を受け、それぞれの課において所管する委員会等の委員の任期満了などの機会を捉えて、それぞれにおいて検討することと、その後の管理職会議において共有をいたしました。

なお、当該質疑の最後に、「議会の内部において、本件についての考えを一本化しなくてはならないこと。議会において、今後の宿題としたい」とのまとめであったことから、事実上保留のような形となって現在に至っているものと承知しております。

結果といたしまして、改めて議員を除いた形に変更したものは、この1年半ではございません。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 介護保険の前に、まず委員会・協議会についてお聞きしたいと思います。

小学校のあり方委員会の事務局である小泉課長、伺いたいと思います。小学校のクラスのことですけれども、何人より複式学級にするのでしょうか、また何人まで一クラスでよいのか伺います。

〔発言する者あり〕

〔「企画課長に聞いているんですよ。学校教育課長が分かっているのは、当然私知っているんですよ。いいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） そこで、私、事務局の企画課長、分からないじゃないですか。それが小学校のあり方委員会の事務局というのはおかしいんじゃないかというのが私の考えなんですよ。ならば、学校教育課に事務局を移動してはいかがだと、それを質問しようと思っていたんですけど、どのように執行部は考えますか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

〔「分からないところが事務局やっていたってしようがないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えします。

鶴岡議員のご意見としてお伺いいたしたいと思います。

〔「分かりました。検討してみてください。検討すると言ってはいけないと思いますけども、結論は後で教えてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） それでは、ちょっと介護保険のほうに行きたいと思いますが、私は介護保険運営協議会の前には、国保の運営協議会の委員でした。そのときは公益代表として選出されていましたが、長柄町介護保険運営協議会設置要綱第3条、組織の条文を変更し、学識経験者を公益代表に変更する考えが執行部にないか伺いたいと思います。

私も例を挙げて質問しているんですから、理解できると思うんです。よろしく願います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

健康保険課長、内藤文雄君。

○健康保険課長（内藤文雄君） お答えいたします。

介護保険のほうは学識経験者という位置づけで、国民健康保険のほうは公益代表という位置づけで、位置づけが違うから、公益代表にしたらどうかというような提案ということでよろしいでしょうか。違う。

〔発言する者あり〕

○健康保険課長（内藤文雄君） 違う。

〔「それで納得できないから質問しているんですけど、じゃあ私、介護保険の

どんな学識があると考えているんですか。私を見て、介護保険のどんな学識経験者だと考えているんですか。公益代表なら議会の代表だから、まだ分かりますよ」と呼ぶ者あり]

○議長（柴田 孝君） 健康保険課長、内藤文雄君。

○健康保険課長（内藤文雄君） 先ほど町長が答えたとおり、学歴の明確な基準というのは、特にございません。いずれも、学識の場合も公益代表の場合も特に、先ほど町長が答えた、地域に長く住まれている、地域の情報に精通しているというような面が強いことかと思えます。

国民健康保険のほうで、私も、公益代表というのを何でこれ使ってあるのかなと思っていろいろ検索してみたところ、かなり古い国からの通知文なんですけども、公益代表というのをちょっと解説させてもらいますと、公益代表というのは、学識経験者として中立的立場にあって、一般の利益を代表する者であるということで、学識経験者よりも、さらに1段階も2段階も上位の位置づけになるというようなことになっておりますので、学識経験者ということが適切ではないかと考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） ちょっと私言ったんですけど、じゃあ私のどこに学識、介護保険のどのような専門的な知識、業績があるとお考えですか。それで、どうして学識経験者として任命しているんですか。任命しているんだから、任命理由など分かるはずですよ。地域に住んでいればいいってもんじゃないでしょう。私の考えですけど、執行部はどのように考えますか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

〔「休憩しよう」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時54分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁願います。

総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） 私のほうからご答弁申し上げます。

議員ご質問の介護保険運営協議会、また国民健康保険運営協議会もごございますけれども、この非常勤特別職、各種委員会の議員選出につきましては、町長のほうから皆さん方をお願いをしているところがございます。

このお願いをしている要件といたしましては、今回のこの質問の内容で言いますと、議員が住民教育の常任委員会の委員さんであらせられるということから、この中では立てつけ上、学識経験者ということで、そこにお呼びをお願いをしているというところがございます。そういう答弁でご理解いただきたいと思いますが、はい。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 今、総務課長の答弁があったようなことじゃなくて、私は、だから議長にも言いたいんですけども、国保の場合は公益代表ということでなっているじゃないですか。介護は何で経験もないのに学識経験者となっているか、それを聞いているんですよ。

だから、それだったら介護のほうも公益代表でいいんじゃないかと質問をしたんですけど、合わないでしょう、質問と答弁が。私が幾ら議員をやっているからって、公益代表だったら分かりますよ、議員やっているから。じゃあ、介護の知識ってないじゃないですか、ケアマネ持っているわけじゃないし、どうなんですか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） 議員のおっしゃっている学識経験者とはというところの定義の部分のかみ合っていない部分だと了解してはいますけれども、議員がご自分でおっしゃったように、特定の分野において高度な知識や豊富な経験を持っている、その分野で専門家として認識されている、そういうのが学識経験者だという定義の下で今おっしゃられていると思うんですけども、一方で、町長の答弁にもございましたように、単に学問的な知識を持つだけではなくて、実際の経験を通じて、その知識を実践し、社会に貢献する能力を持つ人物ですというようなことも言われております。

まさに議会議員として、その会議に出ただけということに関しましては、まさにここに当たるものというふうに我々理解しております、その部分は、多少考えが噛み合わない部分は議員と私の今の答弁であるかもしれませんが、我々といたしましては、議会議員という身分の方々に対してそういう考え方を持ってお願いをしておりますというところでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 前回白井課長に、鶴岡喜豊議員は理解しなくても結構ですと言われて、ちょっとショックだったんですけど、この問題についてはいいです。

3番目の答弁のほうをお願いします。時間がありませんので。

○議長（柴田 孝君） 3項目めの質問に対する答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） お答えします。

災害時の飲料水の供給について、地震発生直後は各家庭や町が貯蓄するペットボトルの飲料水で対応するものとし、それ以降は、町が調達した飲料水や公共施設の水道開放、給水活動により対応するものと考えています。町といたしましては、広域水道部等の水道事業者と給水計画や給水体制の調整を行い、被災者対応について連携を図ってまいります。

それらを補完する位置づけとして、公共施設の受水槽や井戸水・湧水（湧き水）の供給協力に関する協定を結ぶ町内の個人宅内水源が挙げられます。

受水槽保有公共施設は、日吉・水上地区に多く、役場庁舎、日吉小学校、こども園、給食センター、公民館となります。

個人の宅内水源は、日吉地区で3軒、水上地区で3軒の計6軒となっております。

これらは給水可能水源ではあるものの、受水槽は当該施設にとどまる避難者などの飲料水として利用すること、また個人宅内水源も個人及び近隣の地域をそれぞれ優先するものであると承知しております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 今答弁いただきましたけども、公共施設の受水槽、当然公共施設には受水槽、日吉小学校とか、こども園にはあるということは分かります。福祉センターなんかもあるかと思うんですけども、そういうのは、町長も言ったように、避難者がいた場合、その受水槽の水は使われるかと思うんですよ。災害を受けた方の水源の拠点としては、どうなんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

当然そこにとどまっている人がいなかったり、例えば園ですと、開設していない場合、そこに水が余っているという状況であれば、被災している方たちに優先的に分けるという形になろうかと思えます。それは給水拠点というふうになるかもしれません。

私、町長のほうで、先ほど答弁したのは、要る場合にはというところでご理解いただきたいと思
います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 受水槽のそれぞれの容量云々は、チェックしてあるんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

各公共施設の貯水槽の容量は、手元に今ございます。確認しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 令和5年度の長柄町地域防災計画書、令和5年、去年の4月かと思うん
ですけども、頂いたんですけども、それについてちょっとお聞きしたいんですけども、水上地区の課長
さん、小泉課長ですけども、長柄地区に浄水場、配水池、4か所ありますけども、どこにあるか、
場所分かりますか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えします。

山之郷浄水場、山根配水場、皿木浄水場というふうに記憶しております。記載されております。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 答弁いただいたのでいいんですけども、私、令和5年度のこの計画書、防災
計画につきまして、今、地域名とか、水道の容量が抜けちゃっているんですね。前の計画書には地
域名とか、容量が載っていたんですけども、令和5年度に新しくなった防災計画書については地域
名も容量も抜けているんですよ。本当は小泉課長が答えられなかったのが一番いい質問につながる
んですけど、小泉課長が答えましたからあれですけども、どうしてそういう地域名とか容量とか、
新しい計画書から抜かしちゃったのか。

ほかの人たちが分かるためには地域名とか、日吉、水上の人、分かんないじゃないですか。長柄
地区の人は、小学校に年中通ったり、中学校に通ったりしているので、配水池のところを毎日歩い
ていたから分かるかと思うんですけども、日吉、水上の人は分からないかと思うんですけど、どう
して地名、容量なんかあれば安心するじゃないですか。皿木で1万5,000トンあるとか、そうい
うのを見れば。それどうして消しちゃったんですかね。その辺の理由を伺います。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

ちょっと推察部分は含まれるんですけども、水を、被災した場合に個々の被災者の人たちが貯水槽、浄水場、そういうところに皆さん自分自分で欲しい量を取りに行きましようという趣旨の計画がこれまで古いものでは許されていたとか、そういう認識があったんではないかというふうに思われます。

その後、ご存じのとおり、東日本の大震災だとか熊本の大地震とか、各種水害等の大きな大災害を経て、この大災害のときにインフラのライフラインが被災して上水道が止まったときに、じゃあ本当にどういう行動になるのかということを検証した中で、どこにどのぐらいの量があるとか、そういうことの記載が今まであったところなんでしょうけれども、我が町対策というんですか、我が町において浄水場とか、そういうのがあるから行けるんだということではなくて、広域避難計画とか、そういう中において、まずは水道事業者が給水車を持って行って、本当に真に困っている人たちのところに配るんだという計画に、おおむね計画の方向性というか、全国的にそういうものが変わってきたというふうに私は推測をしております。

以前の水を分けてもらえる箇所といった表記が誤った避難者の誘導につながってしまってはいけないというようなことから表現を削除したのではないかな、ごめんなさい、そこについては、私の推測ですけども、そういうふうに理解しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） はっきり言わせてもらいますけど、この議会の本会議で推測の話ししないでくれます。はっきりした答弁をお願いしたいと思います。ちょっと名前を消した理由、後でまた教えてください、調べて。令和4年までは載っているんですよ。令和5年から消しちゃったんですよ。私は、それは本当によくないことだと思ったから質問したんですけどね。

次に行きたいと思えますけども、平成23年3月11日の東日本大震災を教訓に、平成24年から平成28年度まで5年間の緊急防災・減災事業を時限立法で作りまして、飲料水兼用耐震性貯水槽などを地方交付税の70%の交付を受けて設置することができたので、貯水槽の設置を求めましたが、設置されませんでした。

現在、1月1日、元旦に能登半島の地震、スロースリップによる千葉県東方沖地震が発生し、南海トラフなど地震が取り沙汰されていますけども、長柄町では、防災のためにどのような事業を考えているのか伺います。地震防災のための事業、考えていたら。考えていないなら、考えていない

と、はっきり言っていいですからね。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） 私のほうから、貯水のタンクの話がちょっと出ましたので、そちらのほうにお答えさせていただきます。

議員がおっしゃった貯水タンクにつきまして調べさせていただきました、手元に今あるんですけども、こちらにつきましては約20年から30年ほど前に郡内でも2か所ほど、1市1町で実施して、その後はどこもやんなくなっちゃったというような話を聞いておりまして、近年でもある町村のほうで。

〔「質問の内容と違うでしょう、答弁が。貯水云々でなくて、防災、地震の問題について何か事業を考えているか質問しているんですよ」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（白井 浩君） 貯水槽については、考えておりません。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

建設環境課では、さきの定例会のほうでもご質問ございましたけれども、各住宅の耐震化につきまして、新年度、7年度になりますけれども、予算のほうを国のほうへ要求させていただいております。

件数につきましては、どの程度応募があるかということについては、今後のお話になりますので、県のほうも最低限の要求でとどめといて結構だというようなご指導いただいておりますが、そのような形を取らせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 建設課の答弁は、よく分かりました。住宅を耐震化のために行う、地震災害を防ぐために耐震化を行うと、建設課の答弁はよく分かりました。

ほかの課は何も考えていないんですか、考えている課があったら伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。答弁ございませんか。

鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 建設課以外はないと理解させていただきますので、結構です。

次に、9秒になっちゃいましたけど、あと一本、最後の質問、町長に伺います。

以前、私が物まねはよくないじゃないかという一般質問をしたときに、町長は、よいことは物まねをしてやるんだと、そういう答弁を私は頂いたという記憶がございますけども、睦沢町などは、私が今言ったこの飲料水の兼用の耐震性の受水槽、貯水槽設けているんですよ、睦沢町で。長柄町は、そういうよいことは物まねして造る考えがないか、最後の質問お願いします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 今のところございません。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 最後と言ったんですけど、日吉地区、水上地区には、公共施設の受水槽しかないということで、この耐震用の貯水槽を設ければ、日吉、水上は随分助かるかと思うんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

これで私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） 以上で鶴岡喜豊君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

○議長（柴田 孝君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 三 枝 新 一 君

○議長（柴田 孝君） 11番、三枝新一君。

○11番（三枝新一君） こんにちは。11番、三枝新一でございます。

傍聴の皆様、お忙しい中、またお足元の悪い中、第2回定例議会にお出かけいただき、ありがとうございます。

月日がたつのも早いものですね。あと2週間たちますと、7月に入ります。1年間の折り返しに

入ってございます。

今年は、梅雨入りがまだ発表されてございません。何だか遅れているみたいですが、今週中にはあるのかなというふうには思っておるんですけども、ただ、今日は涼しい一日なんですけど、昨日、おととい、結構高温になりまして、大変何というのかな、今までは傘がないとおられないんですけども、熱中症等の問題が出てくるのかなというふうに思っております。

それで、一応、年々、気温の上昇に伴い、熱中症のリスクが結構増してございます。自己管理に留意していただいて健康に過ごせますようにご自愛ください。

海外で、ロシア、ウクライナの戦争等が2年たってもまだ先が全然見えてこない状況でございます。それに伴いまして国内情勢には結構その影響が出ておりまして、国内の物価高等によりまして国民は結構厳しい生活を強いられてございます。早く終わってまた元通りの元に返って、住みよい日々が訪れればいいなというふうに思っておりますけれども、ぜひ早めに解決してもらいたいと思います。

それで、議長のお許しをいただきましたので、これから質問に入らせていただきます。

1項目めに入ります。長柄町版大学連携型生涯活躍のまち構想ということですね。長柄町版CCRCというふうに言わせてもらいます。についてでございます。

これは、今から9年ぐらい前、私が町会議員としてお世話になった最初の年に、清田町長の下で、長柄町に1,000人を呼ぶんだというふうに大きなことを言われていただきまして、私は非常にうれしかったんですけども、そのことについてちょっとこれから聞いていきたいというふうに思っております。

まず1点目、月岡町長は、令和6年度の施政方針で長柄町版CCRC構想の実現と言われておりますが、この実現ということは、何を指して実現と言っているのか、その辺の内容をお聞かせください。

2点目でございます。長柄町版CCRCは、発足以来9年を迎えておりますが、先ほど言いましたが、発足して今までの足跡をお伺いします。

3点目、2015年に発足時以来掲げました、今、言いましたけれども、1,000人の高齢者を都会から呼ぶといううたい文句もございました。この件について現在の進捗状況を伺います。

以上で、1項目めを終わります。

2項目め、熱中症対策についてでございます。

先ほども言いましたけど、年々、地球の気温が上昇したり、諸問題もありまして、熱中症問題が結構騒がれております。これから本番に入ってくるその熱中症の時期なんですけど、それで一応3点

ばかしお伺いします。

1点目、本町では、熱中症特別警戒アラート、これを今年から発令するんですけれども、発令されたときの場合ですね、その対応について整っておるのか、その辺の内容をお聞かせください。

2点目、熱中症にかかりやすい高齢者、また子供、小学生、幼児ですね。等の対策を伺います。

3点目、屋外作業、特に高齢の方ですけれども、農業作業をやっておられる方ですけれども、この方についての対策等がありましたらお聞かせください。よろしくお願ひします。

次に3項目め、先ほど鶴岡議員のほうから若干お話がございましたが、改正不動産登記法について、今年から、4月から施行されております。これについて、今まで農地等が登記の放置とかいろいろ問題がございましたけれども、相続が発生してから3年以内にやらないと10万円を課しますよということについてございます。

それで1点目、ちょっとごめんなさい。これは通知書には「不登記」と書いてあるんですけれども、これを訂正しまして、「未登記」という形に訂正させてください。よろしくお願ひします。

未登記宅地の筆数と面積を伺う。

2点目、未登記農地の筆数と面積を伺う。

3点目ですが、①②に対してどのような対策をするのか。よろしくその辺をお願ひいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（柴田 孝君） 1項目めの質問に対する答弁を願ひします。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） お答えします。

長柄町版大学連携型生涯活躍のまち構想は、人口減少の緩和や持続可能な地域経済の発展、活力ある地域社会の形成を目指す地方創生の歩みを今後も止めることなく、あらゆる世代の移住・定住を推進し、地域住民や関係人口等、共に誰でも居場所、役割を持ち、子供から高齢者まで全ての人が生涯を健康かつ活動的で安心して暮らせる仕組みです。

この構想は、産官学連携の下、平成28年度から取り組んでおり、第2期長柄町総合戦略において、本町の地方創生総合施策に位置づけ、人口減少対策及び地域の活性化の推進を図っているところであります。

構想の実現には、総合戦略内の移住定住事業をはじめとした10の戦略プロジェクトと11の施策事業を展開することで、農業・就労の場・にぎわい・結婚から出産・子育て・生活応援・スポーツ交流活動など、全てのプロジェクトが起動し、また、連動することにより、地域の課題解決につながるなど、一つ一つ着実に取り組むことが重要と考えます。

2点目の、長柄町版大学連携型生涯活躍のまち構想の発足から現在までの足跡についてお答えします。

千葉大学の有する知的資源を活用し、リソルの森とともに産官学のパートナーシップの下、リソルの森の施設やサービスを活用した民間主導によるエリア型生涯活躍のまちの基盤を整備することと、町が主体となり移住・定住の推進や健康で暮らしやすいまちづくりを目標としたタウン型生涯活躍のまちをそれぞれ展開し、それらを起爆剤とした地域の活性化を図ることと掲げ、平成28年度から本格スタートし、今年で9年目を迎えたところであります。

タウン型については、構想の促進を図るに当たり、千葉大学の田島翔太氏をタウンアドバイザーとして迎え、大学との連携の下、移住定住プログラムや健康寿命延伸プログラムなどが策定されました。

移住定住プログラムでは、空き家バンク事業や移住定住ガイドブックの作成、特産品開発などを実施し、知名度向上と移住者の増加につなげています。

健康寿命延伸プログラムにつきましては、65歳以上の町民を対象とした「健康とくらしの調査」を毎年実施し、ジェイジスによるデータ分析に基づき、介護予防に向けた科学的根拠の提示を受け、介護予防教室などに役立てています。あわせて、20歳以上を対象とした健康ポイント事業を推進しています。

そのほか、千葉大学の学生と地域住民が共に学び合うカレッジリンクプログラムの開催等、生涯学習を通じた交流人口の創出も継続して実施いただいております。

これからも社会情勢の変化を的確に捉え、町民や移住希望者のライフスタイルの変化など、ニーズの多様化に対して柔軟に対応し、推進してまいりたいと存じます。

3点目のリソルの森内において、1,000人規模の元気な高齢者を呼び込む分譲マンションの建設計画についてですが、新型コロナの影響等や建設資材の高騰、介護人材の確保の問題などの様々な社会的・経済的影響から、事業の方針転換をし、既存マンションやメディカルトレーニングセンター（旧エアロビクスセンター）などの施設のリニューアル、また空き別荘地の分譲など既存施設の整備と、安心して健康に暮らせる住環境整備の充実を図ることで、居住者の満足度の向上を図るなど、現在も、エリア型生涯活躍のまちの基盤の整備が続いています。

リソルの森としては、事業の方向転換をしたものの、アクティブシニアを中心に全世代の移住者増加を推進し、生涯にわたって健康で生き生きと暮らせるまちづくりの理念は、変わらず推進していくと伺っております。

これからも、よきまちづくりのパートナーとして、相互連携の下、長柄町版大学連携型生涯活躍

のまち構想を発展すべく取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） ありがとうございます。

町長も施政方針で肝煎りでうたった項目でございます。ぜひ内容をお聞きしたかったものですから、お聞きした次第でございます。

これはこの問題については、私、先ほどもちょっと壇上で言いましたけれども、初めて議員になって、その年に、リソルの森に1,000人高齢者の方を住ませるんだという話を聞いて、ちょうどこの頃は、町民の人口の減りが結構きていまして、1,000人も引っ張ってこれるんだったらいい事業だなというふうに考えておったわけなんです。ずっと来たんですけれども、今、その町長の答弁、3番目にありますけれども、その方針を若干変えまして、既存のものに定住を目指してやっていくんだというお話を聞いてちょっと残念なんですけれどもね。

民間が入っているから手を引く、あるいは方向変換する。これは民間ばっかしじゃなくて、私は官庁でも言えることだと思うんですよね。先行きちょっと不透明なものが出てくれば新しいものに変えていく。これは当然そうなんですけれども、その1,000人について、この9年間たった後で、現状は今、方向変換をしたということコロナが云々とお話がございますけれども、これは最初から1,000人を引っ張ってくるというそういう形の構想が無理であったんじゃないかと私は思うんですけれども、その辺をちょっと考えを聞かせてください。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

1,000人の件でございますけれども、既にリソルの森というところは、千葉大学と連携して1,000人を呼び込むというランドデザインを、民間リソルの森の主導で描いていた事業でございますので、こちらがなくなったというところは、町としても非常に思うところでございますけれども、当初はリソル側が1,000人のところというところでランドデザインを見せていただいたというところの発端で、長柄町版生涯活躍のまちを推進しているところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 私は、これは極端な言い方をしたかもしれませんが、当初せつかくその1,000人という大きい目標を立てながら、9年間もかかった後に方向変換をするんだよと。もっと早く方向変換をしてもおかしくなかったんじゃないかというふうに思うんですよね。

コロナももう3年前くらいですか、猛威を振るったのは。その前にも5年ぐらいあるわけですよ。その間、私は何回かご質問させてもらいました。その答えについても、あやふやな答えでしか私はもらえなかったというふうに思っておるんですね。

ですから、当然その先行きを見ながらやっていかなきゃいけない問題もあると思うんですけども、早めにその方向変換をした。そうすれば、今頃もっと違う形でできたというふうな考え方もございますけれどもね。

これは結果論ですからしょうがないですけども、千葉大と組んで云々、リソルと組んで云々、町と組んで——ごめんなさい。三者が組んで云々、これは非常に私にはいいことだと思います。いいこともなかったけれども、逆に言うと、そのいいことばっかりじゃないわけですよ。悪いところも私はあると思うんですね。

というのは、お互いの考えが、お互いがやっていく。それを共有しながらやってきたと思うんですけどもね。私、今までいろんなことをやってこられたものを手元にこう持ってきておるんですけども、三者が三者共同でやって、その中でいいところ取りをやっていくという方法をやってきたのかどうか、あるいは悪かったところを一応削除しながらやってきたのか、ちょっとその辺を聞かせてください。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

そうですね、タウン型、エリア型というところで、大学が入って進めていくというところがございます。

エリア型の構想が、今、おっしゃったように変わってしまったというところで、エリア型、タウン型の情報共有ですね。

今後の方向性については、生涯活躍のまち推進協議会というのが、実は平成30年からコロナ災害の関係で行っておりません。こちらで、この構想が変わったものについて、現状の報告、今後の在り方について議論していくべきと思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） そうですね、そういう形でやっていただくほうがいいのかなというふうに思います。

それで、CCRCは、結構千葉県でもやっているところがありますよね。これは大学が当然絡んでくるんですけども、千葉大が絡んでいるのが長柄と横芝かな。横芝と勝浦だと思ったな。結構

千葉大さんのほうもそういうふうに入力を入れてやっておるんですけどもね。

それで、その中で千葉大の方が、これはアドバイザーの話にちょっと入ってっちゃうと思うんですけども、いろんなことをやっておるわけですね。この何年間において。それで、そのやったことに対してその発表があるんですよ。こういうことをやりましたよと。

一つの例を取りますと、ガラナを作りましたよと。これで長柄町をPRするんだよと。あるいは小湊バス、空港バスにペンディングというんですか、絵を描いてこういうことをやりましたよという事は、そのほかにも何点かやっているといるんですけどもね。こういうやったものに対しての結果が、町民が理解しているのかどうか。

なぜこういう質問をしているかと言いますと、ある人に度々言われるんですけども、長柄町は何かやっているみたいだけど、大学が来ているんだけど、その中身はどうやっているんだと。広報だけでは分かんねえって言うと、おめえ知っているかと言われるが、おれも詳しいことは分かんねえだよというふうになっちゃうんですけどもね。その辺のPRの仕方、その辺をちょっとお聞かせ願えればありがたいですけどね。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

田島先生をお迎えして、タウンアドバイザーとして生涯活躍のまちを進めているんですが、議員おっしゃるとおり、今まで何をやっているかというところで、広報等では発信していなかったところがございますけれども、5月から田島通信というところで、タウンアドバイザー通信というところで情報発信しているところでございます。

個々の事業の内容の経過につきましては、その都度、何らかの形でご報告できたらと思っております。幅広い情報発信というところでホームページに特設サイトを設けるとか、そのような形をもって、その結果等については、町民の皆様にご覧いただくというところの体制は取っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 私の考えている答弁でありありがとうございます。

その田島さんなんですけれども、この前、5月号ですか、ここ手元にあるんですけども、その方の1日の行動とか、あるいは今まで歩んできましたよということで載っておるんですけども、全然田島さんが云々、悪いとかいいとかという問題じゃないですけども、さっきも言いましたけれども、これだけのことをやっているんですよ、千葉大としましてもね。

それが、さっきも言いましたように、ガラナはちょっといろいろ事情があったんでしょうけれども、今年予算が取れなかったんですけれども、そのほかに、これは私も知らなかったんですけれども、これは先生個人でやっている。町にその道具を作ったのかな。そういうものをやりまして、道具——ごめんなさい。機械があるということですね。

その機械を見ますと、何かここにある、エコキャビンとかという名前で作っておるんですけど、これは私の知る範疇ですと、新公民館かな、あの前で1回、何か町でやったという情報があるんですけども、そのほかにあれか、農業まつりかな、何かやったというお話を聞きました。

せっかくこの方が一生懸命自分の考えを持って、町のためにという形で、多分これは考えておってやっていると思うんですけども、こういうものについて、もっとちょっと有効利用があるんじゃないかと思うんですけども、ちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） エコキャビンについてお答えいたします。

エコキャビンについては、2019年の房総半島台風をきっかけに、長期停電をきっかけに田島先生が、国と企業の支援を受けて開発をしたものと。すみません。こちらは町も支援すればよかったんですけども、なかなかできなくて申し訳なかったんですが、その2つで最低限の電源を役に立つエコキャビンを開発し、新聞報道等もなされました。

現在、議員おっしゃるとおり、おひさまコーヒーとして、今年も7月から開催予定ですけども、まずはこういう機能があるということを町民の方に知ってもらおうということで、コーヒーを飲んでいただいて、見ていただいて、なおかつそれを通して交流の場を設けるというところで目標でということ聞いております。まずそれについては、また100人ぐらい地域交流が生まれたという結果が出ております。

また、そのエコキャビンについては、学会や論文で発表して、東京ビッグサイトで開催された文部科学省の「大学見本市2023～イノベーション・ジャパン」では、50社以上から興味が寄せられたというところで聞いております。

今後、災害に強いまちづくりを目指す本町によって期待がされるものでございます。

なお、まだ決まっておりませんが、町の防災訓練等にもそれを出したり、またいろんなところで幅広く活躍したいというところで伺っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） そうですね、ぜひそういうものがあるんでしたら、先生のためにもなるか

もしもありませんけれども、イベント等をうまく利用して、町民あるいは町外の方にアピールするというのも方法だと思いますので、ぜひそれをやってもらいたいですよね。

それから、会って、先生の都合とかいろいろあるかもしれませんが、私、個人的な考えとしましては、もったいないですよ。あるところへできるだけ引っ張っていくと。長柄はこういうものを行っているんだと、あるいは田島先生はこういうものを作っているんだよということをもっとアピールしてどんどんどんどんやっていく。これが大事だと思うんですよ。そうしてやってください。よろしくお願いします。

それで、その件についてはちょっとあれです。

それから、今月の6月10日かな、これは大臣が言ったことなんですけれども——ちょっとごめんなさいね、その前にちょっと余分なことを示します。すみません。地方創生10年の成果について検証があったと。10年を迎えるために検証をしたんだよと、政府のほうでやっていることがあるんですけれども、そのものについてここに、これは自見さんっていうんですかね、地方創生担当大臣っていうんですけれども、私は初めて知ったんですけど、ごめんなさいね。

この方が、今も町長もおっしゃったりしたんですけれども、この発端ちゅうのは、地方創生の発端というのは、地方の人口減、あるいは都会の人口を分散させようというのがメインというふうな考え方を聞いておるんですけれども、これが10年たったのを機会に検証したんですけれども、人口の克服、要するに人口のあれの問題については、残念ながら至ってないよと。早い話が端的に言っちゃいますと、元のままですよと。分散ですよ。いつものままですよということであっているんですけれども。

もっとここに酷評している新聞があるんですよ。これは地方の新聞なんですけれども、これはたまたま私がちょっとホームページを開いていたら目に入ったんですけれども、これは九州の新聞なんです。西日本新聞ってあるんですけれども、これは福岡に拠点があるらしいです。地方版ですけどね。これはちょっと私、こんなことを書いていいのかと思ったんですけれども、全然成果が出ていないんじゃないかと新聞でこのようにうたわれちゃっているんですよ。

その今、言った自見大臣の言うことも分かるんですけれども、その分析した結果がちょっと手前みそになっちゃってて、自分の言うことをできるだけ言いたいよということになっちゃっておるみたいなことで、そういう酷評の新聞になっちゃっているんですけれども。

それで、ここに内閣府地方創生推進事務局というところから、これはやっぱしこの10年についての、その自見先生が言ったことに対してのまとめが出ているんですよ。そのまとめの中にね、ごめんなさい、笑っちゃまずいんですけれども、地方創生の10年の取組と成果について書いてあるんで

すよ。その成果の中に、成果を出ましたちゅうのが一応4項目あるんです。これは細かいことを言ってもあれなんですけれども、その中に当然、移住で地方で住民が増えたよというところもあるということで、そういう点もうたっているんですけれども。それで、問題はこれからです。

今後、何を求めているんだと、地方創生に関してですね。その中に乗っかっているものが10項目あるんですよ。成果として認めているのが4項目。課題として残っているのが10項目あるんですよ。残念ながら。これちょっと私の考え方だけかもしれませんが、何で10年たって検証してて、いろんなことをやっているんだけど、成果として上げているのが4項目しかないのに、あと残っているのが10項目ある。これ本当にそうなのかなと。これでいいのかなと。これは誰も思いますよね、多分ね。

その中で、一番私が目についたのが3点ありまして、1つ目は、東京圏の一極集中。これは今でも止まっています。変な話、長柄町でも東京に行っちゃって、学校に行っちゃってもう帰ってこない人がいっぱいですよ。これが1点。

それからあと少子化。これは少子化を、子供さんがどんどん減って若い人がいせんから、赤ちゃんの問題もあるでしょうけれども、それが少子化の問題の対応という形の問題。

それで、一番私が重要な件、これは地域の生産年齢人口の減少。これは赤ちゃんが産まれないですよ、これね。長柄町でもそうですよ、実際問題。今ちょっと調べていませんけれども、1桁台、毎月あっても。ないときもあります。産まれていない方が。この辺をですね、これはもうこれを創生をやったときからの多分スタートだと思うんですよ。同じ重要課題と思うんですよ。こういうものが出ていることに対して、長柄町は一応10年たった現在、これを今後どういうふうにしていくか、そういう検証をするという考えはありますか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

6月10日に出されたこの報告書については承知をしております。一極集中が一定数成果があるところもあるが、流れを変えていないというところで議員おっしゃるとおりでございます。本町においても人口減少は続いているところでございます。

議員おっしゃった10の項目、残された課題と、新たな課題と今後求められる取組方向というものが出されております。こちら町の地方創生事業に照らし合わせて現状分析ですね。課題の整理、今後の方策について全庁横断的に行うことが、次のステップにつながるものというふうに考えております。

ただ、地方創生というのは、議員ご承知のとおり行政だけではなかなかできないところでござい

ますので、国の政策等も識者等も交えて、その辺のアンテナを高くして、産官学と今言われていましてけれども、その辺の連携もきちっとして、長柄町に合ったものというところで今後進めていきたいと思っております。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） ぜひ、せっかく今、創生でいろいろ考えて物事をやっておるんですけども、できるだけ解決する。今、課長がおっしゃいましたけれども、自分のところではどうにもならない問題も結構あると思います。ですけれども、やっぱりそれを課題としてやりながら、町でできなかったら県に持っていくと。県に上げると。県でできなかったものは国に上げていくということもやっぱりやらざるを得ないものがあると思うんですよね。そういうものを積極的にやっていただいて、できるものから一つずつ消していったらいいと思うんですよね。

もう悪いんですけども、後でほかの議員も質問があると思うんですけども、都市がなくなっちゃうちゅう町の一つになっちゃっているんですよ。実際問題ね。あと30年後には。それはあくまでもそういうふうな形で流れてきていますけれども、絶対にそれをなくさないためにも、こういうことをやっていかないと将来がありませんのでね。ぜひ検証をしながら、新しい方向に持っていただきたいというふうに思いますので、その節はよろしく願いいたします。

以上、1項目を終わります。

○議長（柴田 孝君） 次に、2項目めの質問に対する答弁をお願いします。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 国では、熱中症対策を強化するため、気候変動適応法を改正し、特別警戒情報を法制化するとともに、発表期間中における避難施設の開放など、熱中症予防を強化する措置が講じられたところです。

議員ご指摘のとおり、本年度から熱中症警戒アラートの一段上の危険な暑さのときに、特別警戒アラートを新たに導入し、暑さ対策を促すこととしています。

本町においてもこの実行計画に基づき、熱中症警戒情報等を防災行政無線や防災メールにより町民の皆様にも周知するとともに、福祉センターをクーリングシェルターとして開放するなど、体制を整備してまいりたいと考えております。

また、高齢者などの熱中症弱者対策として、介護予防出張教室などの機会を捉え、予防行動の啓発やエアコン利用の有効性の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、こども園に通う幼児、学童保育に通う小学生に関する熱中症予防対策についてお答えします。

両施設では、令和6年5月31日付、こども家庭庁成育局安全対策課発の事務連絡に基づいて、基本的な水分補給、声かけのほか、屋外での活動時間の制限、施設内での冷房機器の稼働といった熱中症予防対策を講じております。

さらに、こども園では、容態が急変しやすいといった幼児の特性を踏まえ、屋外での活動時間制限を環境省発表の暑さ指数に連動した日本スポーツ協会熱中症予防運動指針を用いるといった、きめ細やかな対応を危機管理マニュアルに掲載して、職員間で共用し、かつ毎朝職員間でその日の対策について確認を行っているところです。

次に、特に高齢な農業従事者への対策といたしまして、国では農作業安全確認運動を通じて普及活動に努めるとしてあります。町といたしましてもこの運動に基づいた熱中症対策として、前述と同様に情報伝達に取り組んでまいります。

なお、小中学校の取組につきましては、酒井教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 教育長、酒井昌史君。

○教育長（酒井昌史君） 小中学校の取組についてお答えをいたします。

各学校においては、あらゆる場面において適切な熱中症対策が確実に実行されるよう、今年4月に改訂された県教育委員会作成の学校における熱中症対策ガイドラインを基に危機管理マニュアルを作成し、学校における熱中症に関わる事故防止の徹底を図るよう町教育委員会から学校へお願いをしております。

具体的には、朝の健康観察を確実にを行い、健康状態に異常がないかどうか確認します。また、熱中症予防情報を活用し、どの学校も暑さ指数（WBGT）の計測器が保健室や職員室にございますので、活動前に活動場所の暑さ指数を測定し、記録を取り、測定結果は校内の誰もが見やすい場所に貼り出すなど、情報の共有に努めております。

なお、暑さ指数31以上で、原則屋外活動を中止、屋内活動は中止または実施形式を変更することとなります。

そして、熱中症発生時の対応ですが、マニュアルに基づいて教職員が役割分担を決め、緊急時の関係機関への連絡や適切な応急処置等について、毎年繰り返し研修を行い、教職員全体で取り組めるようにしております。

以上、三枝議員への答弁といたします。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） ありがとうございます。

先ほども私、言いましたけれども、今日は特別涼しいわけですからけれども、これが6月の後半、当然梅雨入りがもう目の前に来ておるんですけれども、毎年やっぱしこれは言われていることなんですよね。地球温暖化に発端にしまして、後は気象的にはエルニーニョ、もう一つ何かな、もう一つあるんでしょう。ちょっと名前を忘れました。等々で地球が今、おかしくなっちゃっているよ。

今回のその本来でしたら、現在は梅雨の中に入っておる時期だというふうに気象庁のほうで言っておるんですけれども、いかんせん、今年は何か偏西風の位置が変わったり、梅雨前線を押し上げる高気圧の云々が弱かったりとかで、前線が来ないためにちょっと遅れちゃっているよというお話をニューズペーパーとかなんかで私は見ております。

ですから、地球が変わっていること自体にはしょうがないんですけれども、問題はそれをいかに捉えてその対策を立てるか。今、一応それに対して答えに、教育長の酒井教育長のほうからお話がありました。WBG Tと。これはアメリカであった、アメリカのほうから来ているものらしいんですけれども、これは一つの方法。今はこれが多分これがほとんどだと思うんですけど、こういう基準にして言っていると思うんですよ。

ですので、当然その云々で、小学校では私は安心したのが、それを使いながら目で見える。要するに今日はこういう状態ですよということで、今、掲示等を下げているということで安心しました。ただ言葉だけでは子供はなかなか動きません。こういうものがあるんだと、それからこういうものはこういうふうに、こういうものを言っているからこういうふうにしなさいよというふうに言っていないと、今の子供はなかなか理解しないと思います。ですので、非常にいい方法かなというふうに私は関心しました。

ただ、そういうふうに管理されているところはよろしいんですが、問題はその管理をされてない場所。要は、今は高齢者とか、何というのかな、まあ高齢者ですね。あと室外作業、屋外作業の方等は、こういう機器を持ちながらまず仕事をされているというのがまず不可能だと思うんですよ。その辺をいかにしていくかということが私は大事だと思うんですよ。

私も7年ぐらい前に、一応熱中症経験者なんですよ。それで一番困ったのは、その熱中症はいろいろ症状があると思うんですけど、私の場合は筋肉が硬直しちゃってもう動けない状況。意識はしっかりしているんですよ。これでやっぱり5分ぐらい苦しんだんですね。たまたま今、私がここにいるということは命は助かったんですけれども、そういうことの経験上から言いますと、ついついやっぱり農作業等で外に出ている方は無理をしちゃうんですよ。

例えば、今日はここまでやっておけば、明日は少しは楽なのかなと、そういう安堵感。これは気持ちのほう勝ちちゃうんですよ、残念ながら。うん。それをやっぱりいかにして抑えるか。それ

は個人が抑えるしか無理だよと言われてたりするかもしれませんがけれども、その辺を町としてはどのようなふうにご考えておられるのかね。勝手に個人でやれよと言われてればそれまでかもしれませんがけれども、ちょっと考えがあったらお聞きしたいんですけどね。

○議長（柴田 孝君） 健康保険課長、内藤文雄君。

○健康保険課長（内藤文雄君） お答えいたします。

議員さんのおっしゃるように、農作業を暑い中、炎天下でやられていると、なかなか症状が出るまで気がつかないというようなことがあるかと思えます。

町長の先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、防災行政無線の屋外スピーカーなどを活用したり、防災メールなどを発信すること。また、今月号の広報にも熱中症に関する記事を何か所か載せたり、周知するポスターなども、議員さんの提案もありまして入れさせてもらいましたので、そういうもので周知しながら、防災無線でそういう情報が出たときには発信してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） ありがとうございます。

今、私はまた課長と話したときに、そういう話を実際問題していますけれども、できるだけ早めに、こう早めに。早めのパブロンじゃないですけども、早めに即やっぱり出さないと、やってくれないですよ。そのときしか。

だから、もうしつこく申し訳ないですけども、防災無線に流すんだったら、例えばさっき言いましたWBGTかな。それで数値が上がってきたよと言ったら、その朝、昼にもう流すと。防災無線で。防災だから防災無線だから使っちゃいけないということは、確かにそれはいろんな問題が絡んでくるかもしれませんが、これは人の命にかかっちゃうわけですから、その辺は積極的にやっぱりやっていただかないと、それも一つの案として出しておきます。

それとあと、今、課長が言ったそのポスター等、ここに、政府のほうでこういうポスターを推奨しているんですよ。これもやっぱしできるだけ早めに家庭に届くような形、あるいは目につくようなところに置いておいてもらう。集会所とかそういうところもいいと思いますよ。そういうところに持って行って貼っておくとか、そういう形を取っていけば、若干は違うのかなど。全然知らないっちゃわけはいかないと思うんですけどね。

それから、今日、朝一でNHKの番組で、たまたま私、NHKを見ていたんですけども、そこで梅干しの、ちょっとこれを言うのはごめんなさいね。梅干しの話をしていたんですよ。昔の人は

やっぱり知恵者でね、梅干しはすごくいいと。

要するに、今、例えば熱中症になった場合は、水を飲みなさいとか、塩分を補給しなさいとか、あるいは当然栄養剤を打つんですけれども、それより梅干しを1日1個朝に食べる。1個以上は駄目ですよ。塩分があるからね。1個食べると、梅干しの中には、皆さんもご存じだと思うんですけど、クエン酸という非常にこう栄養価の高いものが入っているんです。こういうものが熱中症、あるいは食塩が入っていますから熱中症の予防になるんだよということをやっています。

新聞の中にも、熱中症になった場合、もう酸素がおかしくなるわけです。もう酸化しちゃうんですけれども、血液というものが。その抗酸化作用があるんだよということで推奨している。これは大阪の大学の先生がやっぱしこう新聞に載せているんですよ。ですからその辺も、ただ水を飲むんだ。塩水を飲むんだとかいうことではなくて、こういうものの昔からあるものについてのそういう周知もしてあげたらどうなのかなというふうに私は思っています。

ぜひその辺、多分皆さんのおうちには、梅干しはどこにもあると思いますので、焼酎に入れる梅干しと違いますので、もうちょっとあれですけどね。そういう梅干しも利用する、あれがあるなというふうに私は思いますので、ぜひやってみてください。お願いします。

これは、かかった人でなきゃ分かりません、あの苦しいのは。正直なところ。もう助けを呼んでも誰も周りにいなかったらもうそれで終わりですよ。うん。ですからその辺をもうちょっと考えていただければなというふうに思います。

では、最後です。この問題についての最後の問題ですけども、これは突然、課長、福祉課長ね、言いますけれども、去年、アラートが出た回数って分かります。全国で。警戒アラート。今年は特別警戒アラートになるんですけども、当然今年も警戒アラートも出していると思うんですけども、これね、去年——おととしか。おととしは1,000回ぐらいあったらしいんですよ。去年が2,300かな——ごめんない。1,200回。2割増し。これを情報をいろいろ見ていると、結構気温が上がってきていますので、また倍々にはならないでしょうけれども、上がってくるはずなんですよ。

ですから、この辺も数字的にも出てきていますので、ぜひ考慮しながら、早めのパブロンを取っていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

では、以上、2項目めが終わります。3項目めをお願いします。

○議長（柴田 孝君） 次に、3項目めの質問に対する答弁をお願いします。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） お答えします。

町内の相続未登記の土地についてのご質問ですが、残念ながら筆数、面積ともに正確な把握はで

きておりません。

固定資産税を例として挙げると、長柄町に住民登録がない町外の所有者については、法務局で管理する登記情報のみでの把握しかできず、仮に所有者が死亡したとしても、その相続関係人が権利変更登記をしない限り、その土地や家屋が相続未登記のものなのか否か、町では判断できません。

また、地籍調査事業においても、相続未登記の土地について承知はしておりますが、地目別や面積の集計はしていません。

国は、相続登記の申請を義務化することで所有者不明の土地の発生を予防しようと不動産登記法を改正し、これらの土地の解消に向け、対策を講じるところです。

町においても、固定資産税の納付書の送付の際にチラシを同封するなど、引き続き法務局と連携し、周知・啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） ありがとうございます。

先ほど鶴岡議員のほうも、その登記について若干話が、改正不動産登記法ですか、についてお話がありました。

私ですね、何でもこういうことを聞くかと言いますと、これは実は、私の手元にあるのが町から送られてきたものなんです。これまで、それまで私はあんまり関心がなかったんです。送られてきて、これが先月5月か、4月かな、来ました。来て、たまたま読んでいた新聞に全く同じことが載っていたんです。4月ですか、多分4月の新聞かな。何かあれですけどね。

それで、今まで、変な話ですけれども、相続をして、相続の権利が発生した人が相続しないで何年も何年もこう来ていたと。それで、いざ相続しようかと思ったら何年も先に逝っていかないと何かもうできないと。そういう時間、タイムラグが発生したものが結構あると。

それは私のときも、私は自分のものは自分で管理しているんですけども、私もおやじからもらったときもそれはありました。鶴岡議員もそういうこともさっきおっしゃいました。そういうものがあまりにも多いから、こういうふうに法律が変わってきたというふうには私は思うんですよね。政府もお金がないせいもあるかもしれませんがね。

そういうふうには義務を義務としてあるものが、要するに逃げた者が勝ちというわけじゃないでしょうけれども、やっていないのがあるからこういうふうなことになってきているわけなんですけれども、これはしよせん、私、これは自論で申し訳ない。私は自分の持つべきものは持って、払うものは払うと。これが自分に課せられた義務なんですよね。普通はね。それを何かの理由で、あるい

は抜け道があって逃げちゃうかもしれませんが、それをできるだけ逃さないようにするというのがこの法律なんですけれども、実際問題こういうことをやっても逃げる人は逃げますよ。うん。10万円を払えっちゃ多分払わない人も出てきます。

ですので、今後、先ほど若菜課長が言いましたけれども、地籍調査、これでせっかくきちんとしたものができるんですよ。地べたを持っている人、当然今、測量が終わってもう登記の段階に入っているところが結構あります。もう登記されているところもございます。その辺を厳重にやっぱし見て行って、払ってもらうものは払ってもらうという形を取っていただけないかというふうに思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

議員のおっしゃる、その地籍調査において判明していることについての追跡みたいなどころなんでもございますけれども、基本的には地籍調査を行うことによりまして、それぞれ相続の終わっていない方というのは、恐らく認識しているかと思います。

そのような中で、今回こういう法令が改正されたということで、その後なり、その前の段階で多少お問合せをいただいて前向きに進んでいただいている方がいらっしゃるのも事実でございます。しかしながら、その追跡となりますと、かなりの件数がございますので、ましてや権利については、基本的にはその地籍調査の事業の中で行ったものではございませんので、なかなか難しいのかなというふうに感じるところでございます。

いずれにいたしましても、国のほうで、こういう言葉が悪いのかもしれないですけど、大なたを振るって罰則も設けてやっておる事業でございますので、ちょっと大げさかもしれませんが、相続の終わっていない方々につきましては、積極的にいろんな制度を併せて設けていますので、それらを活用していただきながら、結果的には国は所有者不明の土地を少なくするんだと、増やさないんだというような方策のようでもございますので、そういった方向で、ぜひその終わらない方については別の法令を活用しつつも、その相続、それから今、申し上げましたように所有者不明の土地にしないような形を取っていただければなと思うところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 今の課長の言い分は十分分かるんですけどもね。要はこういう何でもそうかもしれませんが、法律が変わったよと。こういうものが発生したよと。こういう一部の人が知っているだけじゃなくて、やっぱし皆さんに承知していただく。皆さんがいつか必ずそうい

うふうに目に、そういうことに関わってくるときが来ると思うんですよね、当然生きている以上は。相続の問題ちゅうのは。ですので、それをいかにして承知させれるか、承知をしていくのか、知らせていくのか、これがやっぱり一番大事だと思うんですよね。

新聞に載ったから見る人は見た。私もたまたま見たんですけどもね。それをぜひ、これは関税務課長が私のところだけに送ってよこしたのではないと思いますので、皆さん、ほかにもいっぱいいると思うんですよね。その辺も考慮しながら、ぜひやってくださいよ。

幅広くやっていけば、いざとなったときにはそれは絶対役に立ちますから。限られた者だけしか配られるんじゃないくてね、税金を納付している者に全部配るんだよと。税金を納めていない人はどうするんだよというふうに成り立ってきますから、その辺も含めてぜひやってもらえればなというふうに思いますけれども、最後にそのことについてちょっと一言お聞かせください。

○議長（柴田 孝君） 税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 税務住民課長の関でございます。三枝議員のご質問にお答えします。

登記情報につきましては、固定資産税を課税するに当たりまして必要な情報でございます。法改正による相続登記の義務化のメリットとしては、相続における権利関係における所有者は特定しやすくなると期待できると考えております。

ただし、町としては、登記事務に関しましては、法的執行権、決定権は基本的にありません。現状の対策においては、相続登記推進のための制度周知協力等として、先ほど町長から答弁もありましたとおり、固定資産税納税通知書に相続登記申請の義務化のチラシを同封し、周知することや、あと窓口にはチラシを設置して周知を努めること。

また、固定資産税につきましては、従来から町内に住民登録がある所有者については、所有者死亡による納税義務者の変更などが生じた場合には、納税通知書等の送付先の確認のためのお尋ね文書を相続人代表者や死亡届提出者などに通知をしていますけれども、今回、法改正により令和6年4月1日から相続登記の申請の義務化がされたことに伴いまして、その文書に令和6年4月1日から相続登記申請の義務化がされたこと。また、正当な理由なく義務違反した場合の過料が課されることがあるという旨を記載し、周知しております。

あと、その他として、日本司法書士会連合会より、相続登記の義務化に伴う住民等からの相談対応の際、司法書士をぜひ活用してほしいということで、今後の町の相談体制の充実を引き続き図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） ご丁寧に説明をありがとうございます。

そういう気持ちでやっていただきたいと思いますね。やっぱり周知をさせる。お知らせをきちんと聞いてもらう。これが大事だと思いますので、ぜひその辺をウエイトを置きながらやっていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

私の質問は、これで終わります。

○議長（柴田 孝君） 以上で三枝新一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時30分からといたします。

休憩 午後 0時19分

再開 午後 1時30分

○議長（柴田 孝君） 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 神 崎 清 美 君

○議長（柴田 孝君） 4番、神崎清美君。

○4番（神崎清美君） 4番、神崎清美です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

傍聴の皆様はいらっしゃらないので、挨拶は抜きといたします。

1番目に、町内にある所有者不明の土地の取扱いについてご質問いたします。

まず最初に、①山林に関して、先月NHKで放映されました兵庫県佐用町では、所有者不明の土地の対策として、町が自ら所有者不明の土地を買取り、1平方メートル当たり10円、または樹木の状況により、杉やヒノキなどがあれば、その量に応じて買取金額を上げるという手法を取っていますが、長柄町としてはどのような対策を考えているのかお伺いしたいです。

2番目に、山林や農地などを相続財産として相続したが、町外に移住していたり、全く農林業の経験もなく管理できずにいる人たちや、特に高齢者の方々、これらの土地が所有者不明になるまでに、その前に公益的機能を持ち、町民共有の財産として行政が管理できないかをお伺いしたいです。

3番目に、1と2を踏まえて、なぜ税金を投じてまで行政に望むのか、管理不全の山林、土地が近年過去の2度にわたる台風のような豪雨災害によって山崩れや土砂災害を起こし、それらが河川をせき止め、そのようなリスクが大きい。また、このようなところが害獣のすみか、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、最近ではキョンなども生息しておりますが、そういうすみかとなり、耕作地に悪影響を及ぼしかねないため、町としては、このような所有者不明、管理できない土地を今後どのように対応していくのか伺いたい。また、町内の森林組合やシルバー人材の方々の協力・連携はできているのか伺いたい。

4番目に、県内の柏市では、使用しない土地の所有者と使用したい民間団体のマッチングをさせて、土地を有効活用している事例がありますが、町としては、この点についてどう考えがあるのか伺いたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 質問にお答えします。

ご質問の1点目から3点目については関連するため、一括で答弁させていただきます。

農地や山林等に限らず、所有者不明土地及び管理できない土地等の取扱いは、適正な管理が確保されず、雑草の繁茂、ごみの不法投棄など周囲に悪影響を及ぼすおそれのある管理不全状態が多く見られ、全国的に問題となっております。

第三者の財産を行政が取得することは、公益的機能という点を差し引いても、慎重かつ丁寧な検討が必要であり、利用目的が明確となっていない財産の取得については、取得後の管理責任も発生することから、人的な面や財政面での負担を鑑みた場合、土地及び樹木の買取りについて本町での実施は難しいと考えます。

所有者不明土地及び管理できない土地等については、相続土地国庫帰属制度や相続登記の義務化など、国の制度を周知し、増加抑制に努めてまいります。

また、現在、町内に森林組合は存在していないため、維持管理をしていただける組合はございません。

次に、4点目の土地のマッチングについてですが、本町では、平成30年度から空き地バンク制度により、町内における農地以外の空き地の情報収集及び情報発信を行っています。

この制度は、空き地の有効活用を図り、空き地の荒廃防止及び定住促進などによる地域の活性化を目的としているところです。今後も一層本制度の周知を図り、推進してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 神崎清美君。

○4番（神崎清美君） なかなか財政面においても大変なことは重々承知しておりますが、年々増える休耕田や畑、また山林、これらをきちっと管理していかないと、山がまるっきり周りから見ても死んでいるように感じます。そして外観というか、景観もよくなり、よそから来ても長柄町というのは、もうぼっさぼっさの山で何の魅力もないようなそういう感じがいたします。

そういう中で、少しでも、町として大変なことは分かっておりますが、なかなか管理できない高齢の方や、またそういう金銭的にもシルバーを使えない方もいらっしゃると思うんですが、何とかこういうそういうボランティア的な感じで助けていってあげられるような制度とか、そういう組合、森林組合がないとおっしゃいましたが、そういう組合を町が立ち上げてつくっていったりすることはできないのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

議員のおっしゃられている事業につきましては、全国的にも数少ない事例でございます。

県の森林組合に県内の状況を確認したところ、県内における本事業の実施市町村はないと聞いてございます。それにつきましては、やはり取得に係る費用、それから取得後の管理費、維持管理責任も生じるため、人的・財政面での負担がとても大きいことから、実施は難しいという意見があるとのことでございます。

今後につきましては、具体的な制度というものはございません。今後につきましては、国・県の制度において活用できるものがあればということで、情報収集など、勉強に努めてまいるところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 神崎清美君。

○4番（神崎清美君） ありがとうございます。

なかなか大変とは思いますが、今後やはり荒れ放題になっていくのみと思います。ただ、私が思いますに、前回も行いました地域応援券とかのそういう1件当たり、1人当たり4,000円とか、また次回も地域応援券などが発行されるということを聞いておりますが、それも大切な町民への思いやりとは思いますが、そういう細かなお金を出すようであれば、まとめていろんなところのそういう事業にも使っていてもいいんじゃないか。使い道は違うと思うんですが、そういうことにも利用していったらいいんじゃないかと思います。

そして、国際的に今、行っておりますカーボンクレジットというのがございまして、日本では、今、Jクレジットという団体があります。それは樹木を伐採して、その伐採した後に植林をする。その植林も今、杉の木とかヒノキのようなそういうものではなくて、栗の木とか、そういう景観がよく成長の早いキリの木などを植えて、その収益によってまた樹木を植えて、二酸化炭素の排出、供出とかそういうのにつながっていくという、経済産業省と農林水産省と環境省がその3つの省が応援している事業でございます。

町もまとめて、なかなかそういう大変な事業を一括でできることは難しいと思うんですが、そのようなカーボンクレジットのようなものを勉強して取り入れて、その町を少しでも景観よく、そして住みやすく、環境によいまちづくりをしていきますと、長柄町も外から見てもすばらしくきれいな町に見えてくると思うんですが、今はただの雑木林の中に生活しているような感じがいたします。

なかなか難しいと思うんですが、そのようなJクレジットとか、カーボンクレジットのことはご存じでしょうか。それとももう既に勉強されているんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

大変申し訳ございません。私の勉強不足で周知、認知のほうをしてございません。

今後、議員のおっしゃられた事業などを勉強してまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 神崎清美君。

○4番（神崎清美君） 簡単な質問ですが、資金のかかる大変な事業だと思っておりますが、年々増えるこういう田畑、山林の荒地、荒野を少しでもきれいにしていって、住みやすい町にしていきたいと思えます。いただきたいと思えます。

そして、高齢者がもう増える一方です。若い人もなかなかこの町から、町に住んで仕事をしてこの町に永住しようという人が少ないと、私はよそから来て感じております。この町をもっとよくするために、町自体が、町全体が、みんなで力を合わせてやっていかなければいけない事業だと思っております。

小さなばらまきをするよりは、大きなこと一つをこつこつとやっていくようなそういう事業も考えていただけたらと思っております。そのために私たちも協力をして惜しみませんので、どうかその方向でこれからもやっていただきたいと思えます。

以上です。終わります。

○議長（柴田 孝君） 以上で神崎清美君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時50分といたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 2時50分

○議長（柴田 孝君） 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 宮 坂 陽一郎 君

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと時間がぎりぎりなので、挨拶は省かせていただきます。

私の質問は全部で6点あって、まず最初が、前回の常任委員会及び本会議における質疑応答結果のその後のフォローに関して。

これは、5年前の水害の後の本会議で、池沢議員が、冠水ポイントで犠牲者が出たという、それに関連して、ちゃんと冠水する場所には人が立って「ここは危ないよ」という誘導をしないと駄目でしょうという問題提起をされたわけです。これに対して、当時の副町長が「分かりました」と、消防と協力して冠水ポイントのところでは安全に運行できるように、人が立って誘導するということを約束したわけです。

ところが、その後、4年たって、去年の9月の水害のときは、全くそういったことが行われないうまま、その冠水ポイントで水没された方が何台、何名かいらっしゃったと。幸い車だけの犠牲で済んだわけですが、このときに、私のほうでその後の会議で質問させていただいたんですけども、結局、5年前の議会で決まったことが完全に忘れ去られていたと。やると言ったことが全くやられないまま、そのままに放置されていたと。その結果、そういった状況が起きた。これがはっきりしたわけです。

それで、今回の質問なんですけど、こういったことが二度と起きないように前回の会議でもお願いして、本会議、その他いろいろな会議がありますけれども、議員と執行部との間でやり取りをされた結果、それがその後どういうふうな形でフォローされているのか。これがまず、その責任部署を

明確にして、それから項目ごとに進捗、これが町民の方にもちゃんと見えるようにしていただきたいというお願いをしたところです。その下に①、②、③、④、⑤とありますけれども、今お話しした項目が①です。それを具体的にどこがどういう形で責任を持ってそれをやっていくのか、あるいは管理していくのか、あるいはそもそも会議の後の内容をどういう形でまとめていくのか、そういったところをきちんと明らかにしていただきたい、明確に示していただきたい、これが①です。それからあと、2から5は、ちょうどここにあるように、前回の常任委員会、それから本会議で私が質問させていただいた内容に対して、それぞれ今現状対応はどうなっているのかというのを確認のため質問させていただきます。

それから、項目の2ですけれども、これは町の職員、それから各協議会とか委員会の委員、これは町民の方も入っています。それ以外に社協の関係者とか民生委員、こういった方々というのは個人情報扱う立場にあるわけです。それに関して守秘義務が具体的に明文化、それぞれの方たちに対して何らかの形で明文化されているのか。あるいは、守秘義務が非常に重要だということに対しての教育、これがどのように行われているのか。それから、最後に、これが最も重要なんです、守秘義務違反が生じた場合にどのような罰則規定があるのか。これは、実際に民生委員の方が個人情報を漏えいした。軽い気持ちで例えば家族の方なり近所の方にちょっとお話しされて、それが漏れてしまったと、そういうケースだと思います。ただ、この方は結局、泣き寝入りなんです、罰則規定がないので。今、答えを言ってしまったんですが、結局、例えば、民生委員の罰則規定というのは、最悪、民生委員を辞めていただく。これ、そもそもほとんどの民生委員の方はやる気があってなったわけではないので、「辞めてください」と言われたら「はい、ありがとうございます」で終わるわけなんです。だから、全く抑止効果がないんです。ですから、もう漏えいというのは十分に起こり得るし、起こった後はもう泣き寝入りと、こういうことが実際に起きているので、これに関しては今どうなっているかというのをちょっと質問をさせていただきました。

それから、3番目の項目、これは農地の地目変更等に関してとなっていますが、まず、地目変更というのは農業委員会というところで行われるわけです。これに対して、各農業委員という方々がいろいろ、実際には発言される方ってほとんどいらっしゃらないんですが、その中で決まってしまうわけですが、ここにきちんとした判断基準というのがどうも、私も何回も傍聴させていただいているんですが、何となくそう決まってしまうというような印象を受けているんです。ですから、これはまず、町のほうできちんとした判断基準がこの農業委員会にあるのかどうか、これを伺いたいのと、それから変更、何らかの形で農地から変更した後、これは結局、変更する時点でいろいろ理由があって、こういうことに使いたいから変更したい、これで決まるわけですが、その後、

しばらくして別の目的で使われても、もう町は関知できないんです、農業委員会から離れてしまうので。結局、地目が農地じゃなくなるわけですから。そうすると、それ以外のよっぽど違法な使用方法でない限りは、最初にその判断をして、これだったら変えてもいいなという目的以外のものに使われても、もう後の祭りなんです。というのが現状なので、これに関してちょっと町の考えを伺いたい。

それから、4番目ですけれども、これは自治会非加入者に対する行政サービス、これは町民であれば全ての方が行政サービスを平等に受ける権利があるというふうに私は思っているんですが、もしかしたら町はそうではないという考えかもしれませんが、自治会に入っていない方というのは、データによると約3分の1ぐらいの家が入っていないというふうなお話なんです。そうすると、そういった方たちは、じゃあ加入者、加入されているほかの方と何か行政サービスで差があるのかどうか、これを伺いたい。もし差があるとすれば、これは私の考えでは、当然、行政サービスというのは平等に受けられるべきものだと考えているので、そういった差が生じているのであれば、それを是正するための方策、これを町がどういうふうな考えを持たれているのか、これを伺いたい。これが4番目です。

それから5番目、これがちょっと文言が微妙なんです、公文書公開請求に対する虚偽記載対応に関してということなんです、これは個別の件で言うと、町が社協に委託している給食事業というのがあります。これに関して予算を要求する時点では、給食サービスへの委託金というのは1食当たり500円の消耗品——消耗品というのは、食材と、それから弁当箱とか、お箸とか、そういった消耗品です。これに充当するというので予算が上がってきているわけです。要求されているわけです。ところが、実際に使われているのは、それ以外に保険料とかいろいろな別のもの、例えばガソリン費用だとか、ちょっと消耗品じゃない項目がたくさん並んでいるというのが今年の初めの常任委員会で初めて分かったんです。実際にこれ、公文書の公開請求で、実際に使われた結果を、これ、社協のほうから町のほうに上がってきているんですけれども、その文書を見ると、確かに消耗品以外の項目がずらっと並んでいるんです。ですから、ここで表現している虚偽記載というのが、だからそれを分かっている予算請求するとき、予算要求するとき消耗品だけというふうに記載したのか、それとも、知らないでそのつもりで記載したんだけど、結果はほかのものに使われちゃったと。これは公金ですから非常に慎重な扱いをしないといけないんですけれども、どちらの問題なのか、これをまず明確にしたいというのが5番目の話です。

それから6番目ですけれども、これは特に災害の後、今も既に続いているんですが、河川とか水路、ここに災害時に落っこってきた大きい土砂とか土の塊、これに草が生えて水に対して非常に負

荷がかかるような状況、そういうポイントがたくさんあるんです。これが放置されたままなんです。担当課としては、これは撤去する意思はないというそういう考えなんです、ただ、これ、景観的に、あるいは、今後また洪水が起こったときの災害軽減に関して非常に問題だというふうに感じています。それから、道路にもこの夏場、雑草が繁茂して、例えば、通学時に道路の端を歩けないわけです、草がぼうぼうで。あるいは、散歩するときもそうです。そういうところで、基本的に町の大きい通りというのは昔からずっと60キロなんです、制限速度が。30キロじゃないんです。そこを通学したり散歩したりしているんです、狭い道のところも。だから、非常に危険なんです。危険であり、かつ非常にその見た目も景観的に非常に問題である。これもやっぱり、今後、移住者を数を増やしたいとか、外から若い人が来ていただきたいとかいう意向があるんですが、こういう汚いような環境を続けていると、外から見たらやっぱり汚い町には来たくないわけです。そういった問題も起こり得るので、この辺は町としてどういう形で今後対応していくのか、あるいはそのまま放置する予定なのか、その辺を伺いたい。これが今回の6項目の質問内容になります。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） お答えいたします。

1点目の質疑応答結果のフォロー方法につきましては、今年度からグループウェア内で管理し共有できるよう現在進めております。

2点目の災害時の対応ですが、大雨による道路の冠水箇所の通行止め等の対応について、先般4月に開催された消防団の会議の際に協力依頼をいたしました。団員の安全確保を第一に、可能な範囲でご協力いただくことで了解を頂きました。

3点目として、社会福祉協議会に対する補助金の指摘がございました。国は、社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図り、社会福祉の増進に資することを目的として、現在、社会福祉法を制定し、翌年には厚生省社会局長通知、社乙第77号「小地域社会福祉協議会の整備について」により、社会福祉協議会への運営に対する行政の負担が示されたところでございます。

社会福祉協議会は、行政や純然たる民間でのサービスが行き届かないはざまを埋め、地域のいわゆる助け合いや共助などを促進する団体として位置づけており、給食サービスやミニデイ、福祉有償運送のほかにも、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）や日常生活自立支援（すまいる）などの社会福祉協議会の独自事業あるいは町受託事業を含めた多種多様な事業を実施しております。

本町では、今後も、社会福祉協議会が本町における地域福祉や助け合いの旗手として存在感を持

ち、住民から頼りにされる団体であり続けられるよう、町としても適切な支援を行ってまいります。

4点目の害獣駆除に係る指摘事項については、町鳥獣被害防止対策協議会においてルールの再確認と周知の徹底を行い、適切・適正な対応を図っていくと承知しております。

5点目のその他につきましては、過去の常任委員会で答弁した内容確認とのものでありますので、この後、各担当課長の質疑でお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） その他、内容的には、具体的な内容について、その他でどこを求めているのでしょうか。

宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） これ、その他と言っているのは、常任委員会での質疑応答なので、それを見ていただければ当然分かるはずなんですけれども、もしまだ見ていただけていないということであれば……。

これは、ごめんなさい、⑤でも関連するんですけども、特に社協の委託事業である給食サービスに関してですけれども、これに関して今までチェックができていないと。500円の材料費です。先ほど最初にお話ししたとおり、これが違うものに使われていると。今まで実際にじゃあ食材どのくらい使って何に使っているのか、こういった細かい部分に関してチェックを入れてくださいというお願いをして、担当課長から「今までチェックができていないというような不手際があったと思う」、不手際を認めているわけです。「今後は関わるようにしたいと思う」。不手際があったわけだから、これはちゃんと是正していただかないと困るわけです。これに対して今どういうふうな改善がなされているのか、これをまず伺いたいです。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） 宮坂議員のご質問にお答えいたします。

宮坂議員もお持ちである社会福祉協議会の給食サービスで使われたものでございますけれども、答弁といたしましては、これ、給食費と言われる、いわゆる食材の材料費、そのほかに例えば今ですと感染防止のための手袋とかマスク、それからあとキャップ、衛生キャップなどですが、保健衛生費、そのほか、あとお弁当なんかの容器の消耗品代、それからあと先ほど保険料というのが違う使われ方をしたということでございますけれども、この保険料はボランティアさんたちのボランティア保険でございまして、それに従事するボランティアさんが安全に後顧の憂いなく業務に携わってもらうための保険でございます。そのほかには、手数料支出なんていうのもございますけれども、こちらは食材をお支払いするときに、食材を買った後、お支払いするときに振り込むときに使う振

込手数料でございます。

それで、例えば、私ども、先ほどのご指摘のとおり、今までチェックがされていなかったということで、私のほうも食材なんかについては市井のスーパー、茂原なんかの小売店なんかのチラシと一つ一つ照らし合わせて調べてみました。確かに、こういった予算管理の上では食材が多少、長柄町内で買うのは高いということがあるんですけども、きちんと納品されているもの、買っているものには相違ございません。私のほうも随時チェックはさせていただいております。保険とかもボランティア保険の範囲内できちんとやられているとか、あと容器なんかについてもきちんと年間分を用意されているとか、そういったことはちゃんと確認しておりますので、今後ともチェックしてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。その話はちょっと今聞いていないんですけども、チェックというのはそういう意味じゃなくて、もう1円単位でちゃんと見てくださいよという話をしているわけです。これ、通常の企業でも領収書というのをきちんと取って、それで例えば税務処理をするわけです。公金であればこれはなおさら厳密にやる必要があるわけです。それを今までやっていなかったというのが問題なんです。これをきちんとやっていただくと。つまり、何を言いたいかというと、給食サービス費というのは、実費、実際にかかった費用を計算して、最終的に余ったものは返還するという、そういうやり方をしているということなんです。そうすると、その時点で何に使ったかというのは全て領収書ベースで確認をして、それが妥当なものかどうかというような判断をして、それでオーケーを出すとか、それが常識なわけです。それを今までやられていなかったということで、これをきちんとやっていただきたいということで、これを、だから私が伺ったのは、それをきちんとやられていますかというのは、これを月ベースでやられているのか。今のお話だと、特に厳密にまだそこまでやられていないということなので、であれば、期末にまとめてそれをやるということであればそれでも結構なので、いずれにしても、今のお話ですと、きちんとやっていただけるというふうな答弁と理解しましたので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、①の件に関しては、これはグループウェア内で、これはだからローカルな話になっていきますけれども、お願いしたのは、町民にもちゃんと分かるようにしていただきたい。少なくとも質問をした議員に対しては分かるようにしてもらわないと困るわけです。だから、その仕組みがちょっと今のグループウェア内で云々という、なんかローカルな話で終わるようなちょっとニュアンスを感じたので、その辺をもう一度、どういう状況なのか回答いただきたいんですが。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

現在、庁内ネットワークの保守業者のほうにグループウェア内での管理について今お願いをしているというところで、町長の答弁のほうがあったところでございます。この庁内ネットワーク、全職員がつながるようになっていきますので、総務課のところに見にいけば特定の管理職の人だけが分かるとかそういうことではなくて、末端の職員まで全てが今の検討になっているもの、研究していくと答えているもの、課題となっているものを全ての職員が共有できるような形を取りたいということで、今、グループウェア内ということを進めているところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 私の質問に答えていただけていないんですが、今のお話ですと、あくまでも職員の中での情報共有というふうになっているわけです。要求させていただいているのは、最低でも質問した議員、できれば町民にもオープンになるように情報公開をきちんとしていただきたい。なぜかという、これ、議員の質問の中には、やはり町民からのリクエストでいろいろな困り事とか要求があって、それを議会で質問して、その後どうなったかというのは当然その町民の方も知りたいわけです。ですから、理想は、完全に透明化していただいて、町民どなたでもそれが確認できるような形でやっていただきたい、これがお願いしている内容なんです、今のお話はなんかローカルの話で終わってしまっているの。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

今、私のほうでは、今お願いしているものは、エクセルのようなああいう形なのか、どういうようなものでできてるのかというのをまず見定めた上で、その後の議員のほうからご指摘のとおり公表に向けては、その後、できたものをどのようにアップしていくのか、ホームページとか、そういうふうになろうかというふう。それについては、今後、一回出来上がってからの課題だというふうには私は捉えていたので、ここでは踏み込んだことは申し上げておりませんが、いずれにいたしましても、公表ということになれば、もうホームページなどで今後取り組んでいくことになろうかというふうに思います。まだ確定では出ていなかったのというところでご理解いただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今のお話、ちょっと表現が微妙なんです、要はホームページ等で公開し

ていただけるということでよろしいのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） ホームページを原則として私のほうでは考えております。そのほかにも、広報とか議会だよりとか、そういうものでどのように出していくのかとかいうことも出し方としてはあると思うので、そこについてはこの答弁が全てをとということになってしまうと、いささかちょっと私としては厳しいんですけども、いずれにしても、一旦ホームページでどのようなものが出せそうなのか、その辺を検討してみたいと思っております。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。ぜひ前向きに対応いただけるとありがたいです。

それから、③ですけれども、ごめんなさい、②の災害時の対応ですけど、これも今の町長の答弁ですと可能な限りというふうになってはいますが、これ、消防団に丸投げでは困るんです。消防団に協力していただきながら、町として責任を持ってやっていただかないと困る内容なんです。何かこれで事故が起こった場合、被害が生じた場合、これはどこが責任持つのか。私の感覚では、当然、これは町が責任を持つべき内容なんです。だから、消防団に頼んで、消防団が可能な範囲でやっていただくと。それが十分でなければ、足りない部分は町が何らかの形でこれを補う必要があるんです。だから、私の受け取り方の問題かもしれないですけど、今の町長の答弁だと、何となくもう消防団に丸投げしちゃったから、あとは向こうの問題ですよというふうに聞こえたので、できればこれはきちんと町長のほうで、あくまでも町として最終的に責任を負って問題が生じないようにしますというふうな回答を頂きたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

消防団のほうの件に関しましては、繰り返しになりますが、町長の答弁としては、団員の安全確保を第一として可能な範囲でという、可能な範囲では団員の安全確保を第一にということについている言葉でございます。団員もそれぞれお仕事があって、奉仕の気持ちでその現場に駆けつけてくれると思いますので、全てあそこに配置というふうな形でお願いしているものではございません。

議員がおっしゃるように、そのほかの部分で役場の職員がということだと、今のご指摘だというふうに理解しておりますが、役場の職員も、今も雨降っておりますけれども、そのときに今議員がおっしゃっている浸水をしている川を越えて向こう側に行って立ってくれとか、そういうことは物理的にもできないかと思えます。できるものであれば、行かないよと言っているわけじゃ全然なく

て、できる限り行って、それらの災害を未然に防ぐということは、役場の職員も一人一人がその気持ちは大いに持っております。持っておりますけれども、例えばですけれども、役場の前から水上の三差路、三つまたのところまで5年前の雨のときには全部水没しちゃったわけです。そのときに向こうまでじゃあ誰が行ってやるんでしょうかと。その部分に関しては、4分団の消防団の人があちら側で出られる状況であれば消防団の方をお願いをするとか、そういうことをやっていかなきゃいけないと。お互いにみんなでというつもりで答弁をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今のお話は納得できないんですが、水害というのは、唯一、予想・予防できる災害なんです。降り出したらあっという間に冠水するわけじゃないんです。もうその兆候が出て、時間的に余裕があるわけです。だから、今のお話のように、もう冠水した後に反対側に行くなんていうことを考える必要はないんです。降り始めて「これは危なそうだな」と思ったらあらかじめ行けばいい話で、あるいは、反対側に団員の方がいらっしゃればそちらに協力を仰ぐとか、駄目であれば職員の方が行くなり、あるいは、もうほかのボランティアなり。分からないですよ。いずれにしても、何らかの形でそれを埋めていかないと、これ、抜けができた意味がないんです。だから、そこはぜひちょっと検討いただきたいところなんです、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） 議員のおっしゃりたいことは今聞いていて分かるんですけども、繰り返しになりますけれども、職員もできる限りのことは、災害対応、通行止めだけでなく、あらゆる災害の対応というのが例えばこういう状況でもう少し強く降ってくると始まります。一つだけの仕事じゃないことになりますので、先ほどの答弁の繰り返しになりますけど、何とか町民の皆さんの安心安全をこれから守っていくために、そういう気持ちを持ってきちんとやっている中で、できる範囲で努力をしていくというふうに私のほうからは答弁させていただきたいと思います。職員自らの安全ももちろん含めて確保していかないと、持続性もない災害対応になってしまいますので、そこはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。職員の方も当然大変ですから、この際、だから、そういうときには例えば議員の方の有志とか、そういうところにも依頼されるのも一つの方法じゃないかなというふうに感じています。

それから、3番目のところですけれども、これ、社協に対しての対応ということなんですが、これ、今後も町が支援という言葉しか出ていなかったんですけれども、支援じゃないんです。支援は今も十分やっているんです。随分な金額を出しているんです。足りないのは、これは細かなここにも、議会とか、あるいは常任委員会でもありましたけれども、管理なんです。公金を大量に多額に入れている団体、要は民間ですから、そこに局長は町から送り込んでいるわけです。だから、町がもっと細かく管理・指導していく必要があるということを以前からお話ししているんですけど、それをやっていただけるという回答を得ているので、今後はきちんとした、先ほどの一例でいうと給食サービスの件にもありましたけれども、全体の活動としてもっと町が細かく指導・管理していくと、それをやっていただくという、それが前回の会議でのお話なので、ここはきちんとやっていただかないと困ります。

それから、4番目の害獣駆除なんですけど、これも協議会云々という話が出ましたけど、協議会で決めるだけじゃなくて、これ、事務局のほうでこういうふうにするというのがかなり決まっちゃっているんです。例えば、協議会でいろんな意見が出ても、じゃあ、それは町の顔もあるからすぐにはできないのでちょっと時間をかけてやらせてくれとか、そういうレベルのやり取りになっちゃっているんです。それじゃあ困るんです。だから、これ、害獣駆除、もっとスムーズな形で町の駆除事業が進むように、これもきちんと協議会の意見を尊重して素早く事務局が動いてやっていただくということをぜひお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

先日、鳥獣被害対策協議会の総会がございまして、頂いた意見を諮ったところでございます。今言われました意見と同様に、委員の皆様方から頂いたご意見がございまして、今後、調査・整理して引き続き協議会のほうへ諮ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。また次の協議会でって、これいつになるか分からないので、もう既に前回の協議会、私も傍聴させていただきましたけれども、もういろいろな改善策なり意見が出て、ほぼそれで委員のほうは固まっているわけです。あとは町が動くだけなんです。だから、きちんとそれはやっていただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと時間があれなので、大きい2番のほうにお願いします。

○議長（柴田 孝君） 次に、2項目めの質問に対する答弁を願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） お答えいたします。

私からは、役場職員の守秘義務についてのみご答弁いたします。ほかの団体につきましては、各担当課長からそれぞれ答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の守秘義務の明文化ですが、町職員につきましては、地方公務員法第34条第1項の規定により、「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする」と明文化されています。

2点目の守秘義務に関する教育ですが、職員を新規に採用したときは、3月の入庁前に開催している研修で行うとともに、入庁後は長生郡市新規採用職員研修の中でも実施しているところです。また、各階層別研修の中でも、必要に応じて取り扱うものと承知しております。

3点目の守秘義務違反に対する罰則規定ですが、地方公務員法第60条の規定により、「1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する」とあり、刑事上の責任、行政上の責任、民事上の責任が問われることとなっています。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 農業委員会事務局長、山田比呂貴君。

○農業委員会事務局長（山田比呂貴君） お答えいたします。

1点目の農業委員に係る守秘義務の明文化は、農業委員会等に関する法律第14条に規定されております。

2点目の守秘義務に関する教育はどのように行われているかにつきましては、農業委員会改選後の初総会の際に、委員への守秘義務に関する周知徹底を図っているところでございます。

3点目の守秘義務違反に対する罰則規定でございますけれども、こちらは農業委員会等に関する法律第57条に「1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する」と規定されているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） 教育委員についてお答えいたします。

1点目については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条及び第12条に明文化されています。

2点目については、守秘義務に関する教育はということで、教育委員は、その職務上、他人の一人上の秘密など知る機会も多く、個人情報の扱いについては会議の都度確認しております。

3点目、罰則規定ですが、「地方公共団体の長は、職務上の義務違反その他教育委員たるに適しない非行があったと認める場合には、教育委員を罷免することができる」と書かれています。また、任命された後においては、住民が直接に教育委員に解職請求をすることができることや、その職を失うことも法律に明記されております。

教育委員会といたしましても、秘密を守る義務は罰則があるほどの重大な義務であり、在職中のみならず、退職した後もその義務が課せられるものであるという認識の下、教育委員と十分に意思疎通を図りながら日々の職務を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） それでは、私のほうから社会福祉協議会の職員についてお答えいたします。

まず、長柄町社会福祉協議会では、同会就業規則、それから同会情報管理規程第14条、それから同会個人情報保護規程第21条第1項において、守秘義務及び個人情報の目的外利用の禁止を定めております。

情報管理規程第15条では、個人情報の流出や漏えいについて、同会に携わるボランティアなど全ての方に対して損害賠償義務を負う可能性があることを明記しているほか、コンプライアンス規程第10条では、個人情報保護法を含めた法令や部内規程に違反する場合の具体的な処分の内容について定めております。ただ、実際の処分及び損害賠償の内容については、具体的な違反事案を見て判断されると思われれます。教育については、日々の業務の中で注意していると聞いております。

続けて、民生委員に関することについてお答えいたします。

民生委員につきましては、先ほど宮坂議員のほうからもお話がございましたけれども、民生委員法第15条で守秘義務が定められておりますが、こちらの民生委員は地方公務員法は適用されませんので、罰則につきましては同法第11条第1項の解職のみとなります。解職につきましては、情報漏えいや守秘義務違反により住民に損害を与えたなど重大な事案が明らかになった場合は、市町村長から地方厚生審議会を通じて厚生労働省に具申する可能性もあり得ます。その他の罰則はありません。

先ほど、私のほうも具体的な事例が明らかではないのでこれ以上は言えませんが、民生委員から個人情報が漏えいしたのが明らかであって、それにより損害が発生した場合につきましては、当事者同士で民事での損害賠償請求に発展する可能性もあり得ます。

教育につきましては、毎年、担当者から守秘義務や個人情報の保護について説明を行っている

ころです。今年につきましては、4月19日の民生委員・民生委員協力員会議で個人情報の取扱いにつき担当者が説明の中で注意喚起を行ったほか、5月17日の民生委員・児童委員会定例会の場で、私自身が個人情報保護委員会の見解を基に改めて注意喚起を行ったところです。また、民生委員は、指揮監督とか指導が県が行いますので、県が実施する新任時の研修などでも同様に説明が行われると聞いております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。そうすると、罰則規定があるのは基本的に町の職員、それから農業委員に限られるということで、あとは、情報漏えいが起こった場合には損害賠償の訴訟を起こす以外はないというのが現状なんです。

それで、問題なのは、特に民生委員のパンフレットが先週ですか、各自治会経由で配布されたんです。何が書いてあったかという、ここの部落は民生委員誰々さんですよ。いろんな困り事とかプライバシーに関することでも何でもご相談ください。民生委員は守秘義務があるので、秘密が外部に漏れることはありません。安心してくださいというような内容のパンフレットが入っていたんです。これは自治会経由ですから、当然、町がこれを配らせたんだと理解しているんですが、実際にそこにあるような安心して相談できないんです。漏れいしたとしても罰則がないんです。最悪、「辞めてください」で終わるんです。皆さん、ご承知のように、民生委員というのはそもそも成り手がなくて、進んでなっている、民生委員をやっている方ってほとんどいらっしやらないんです。だから、こういう情報漏えいする方も「辞めてください」、「ああ、そうですか」で終わるんです。だから、泣き寝入りになっちゃうんです。

それで、これ、提案としては、町が損害賠償請求というのはやっぱり個人が、特にこういう福祉関係で相談されるような方というのは、そんなに余裕のある方というのは少ないと思うんです。だから、裁判費用なんて、というか弁護士費用、それは払えないんです。だから、泣き寝入りなんです。だから、私の提案としては、町がこういった場合には弁護士費用を、損害賠償に関する弁護士費用は町が補助しますよというふうにしていただけであれば、非常に大きな抑止力になるんです、情報漏えいの。これはぜひ検討いただきたいんですが、いかがでしょうか、町長のほうは。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

副町長、若菜一繁君。

○副町長（若菜一繁君） ただいまのご質問ですが、そもそも争いがあるということに関して、町が一方向的に片方のほうに補助金を出すということはないというように考えております。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今のは町長のお考えでよろしいんですか。私が言っているのは、大きな抑止力になる。つまり、今のままだと泣き寝入りなんです、情報漏えいされた方は。情報漏えいされるまでは、そういうビラも配られているぐらいですから分からないわけです。信じていろいろプライバシーに関することを相談して、その後、漏えいされたら泣き寝入りなんです、現状は。これをどういう形でじゃあ防ぐことができるのかと。もしだから弁護士費用を持つよというふうな形で抑止力として考えるということが町として難しいのであれば、別の方法をぜひ考えていただきたい。これはお願いです。もし町長のほうで何かあれば。

○議長（柴田 孝君） 答弁ありますか。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 先ほど、本当に私どものほうとしては、民生委員の方は研修等を通じてそちらのほうをしっかりと守って、守秘義務のほうを守っていただきたいということをお願いしたいと、私のほうからはそういう答弁をお願いします。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと残念な回答なんです、時間がないので、次の質問のほうへお願いします。

○議長（柴田 孝君） 次に、3項目めの質問に対する答弁願います。

農業委員会事務局長、山田比呂貴君。

○農業委員会事務局長（山田比呂貴君） 3項目めについてお答えいたします。

農地の地目変更等に関するご質問の1点目の農業委員会の判断基準についてですが、一般社団法人全国農業会議所発行の非農地判断マニュアルを参考としているところでございます。

委員3人以上で現地を調査し、現況、荒廃時期の推定、付近の状況、耕作可能な土地に復元する費用などを総合的に判断しております。

地目変更登記申請により登記官から意見照会があった場合は、マニュアルを基に現地調査を行った結果を回答し、最終的な地目変更の可否については登記官の判断によるものでございます。

また、農地転用申請については、事務局において、千葉県農林水産部農地・農村振興課が作成した農地転用事務指針に基づき、書類の確認を行っております。

判断基準としては、立地基準として、農振農用地や農地区分の確認、一般基準として、事業実施の確実性、被害防除措置の妥当性、効率的・総合的な農地利用の確認を行い、総会へ提出しているところでございます。

農地転用の許可権者は千葉県であるため、農業委員会は総会により許可・不許可相当の採決を取り、地元農業委員会としての意見を県へ送付しております。

2点目の地目変更後の土地利用等（ソーラーシェアリング含む）に関する管理責任についてですが、農地転用は、農地の地目を耕作以外の目的に使えるように農地以外のものに変更するものでございます。

農地転用申請のあった転用計画の用途に対し、農地転用事務指針の判断基準と照らし合わせ、申請内容に不備がなく許可相当であると判断され許可書が発行されます。

社会情勢の影響など、様々な要因により地目変更後に用途変更がなされることもございますが、その利用用途に応じた関係法令での指導、申請、許可が必要になるものでございます。

営農型太陽光につきましては、農地法第5条の県許可による支柱部分の一時転用及び農地法第3条の町許可による貸借設定がなされているところでございます。こちらにつきましては、現況農地であり、農地法第5条の転用許可も一時転用のため、地目変更は発生しないものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。時間の関係で、次の質問をお願いします。

○議長（柴田 孝君） 4項目めの質問に対する答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） お答えいたします。

1点目の自治会加入者と非加入者の行政サービスの差についてのご質問ですが、まず、行政サービスの基本的な提供は、自治会への加入の有無にかかわらず、全ての住民に対して平等に行われるべきと認識しております。しかしながら、自治会が提供するサービスや活動は、その大半が加入者限定となり、例としては、自治会費で行われる地域イベントや回覧板を通じた情報共有などが挙げられ、非加入者にとっては、とりわけ自治会経由での広報紙配布と自治会運営のごみ集積所の使用許諾に関する課題が存すると承知しています。

自治会への加入促進は、基本的にそれぞれの自治会の役割で、その運営方針や加入条件などは各自治会において決定していることから、まずは各自治会におきまして自治会加入を促す取組を一層進めていただくお願いをいたします。

町といたしましては、広報など町の情報につきましては、長柄町ホームページに掲載するとともに、紙媒体の広報紙も各公共施設や町内のコンビニエンスストア、農協、郵便局等に置かせていただいております。

今後も、町民の皆様の行政に対するご要望やご意見を伺いながら、地域の課題や改善点を把握し、町民サービスの向上につなげてまいりたいと存じます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。今、情報に関するお話しか出なかったんですけど、ごみの問題は何か解決する解消方法とか考えられていないのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） 最近ですと、以前はかたくなにといいますか、自治会に入っていない人はごみは捨てちゃいけないよみたいなのが多かったというふうに聞こえてはおりますけれども、最近ですと多少緩和されているようなことも伺っております。とはいえ、ごみステーションに出せないという方がいらっしゃるという趣旨での実態を把握してのご質問だと思いますが、そういうところにつきましては、できる限り、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、自治会内での取扱いの問題でして、役場のほうでどうこうということを強く言うわけにはなかなかまいらない。ただ、できることであれば、自治会には入ってなくても、ごみ当番とかそういうのをやるからごみはここに捨てさせてくれよと、そういうようなことで仲間入りをして、最終的には自治会に入るとかコミュニティの中に入る、こういうことが望ましいのではないかなというふうに考えるところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ごみに関しては、これ、例えば自分ちの前に置いておけば持っていつてくれるよとか、そういったことも考えられるので、ぜひ、もう少しきめ細かな対応を考えていただきたいと思います。

次の質問をお願いします。回答です。

○議長（柴田 孝君） 町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議員が以前、文書公開請求で入手した資料と健康福祉課の答弁が異なっている件について、公文書の偽造記載ではないかという指摘についてお答えします。

社会福祉協議会に委託して実施している給食サービスについては、令和5年8月10日付で請求され、その後、公開された文書に1食500円という記載が手書きであり、これは材料費とお答えしてきた経緯があります。その後の去る3月の住民教育常任委員会では、担当者の答弁として、保険料や弁当の容器、衛生材料等の消耗品費などが含まれると答弁したところ、議員が「説明にそこがあるのではないか」と指摘いただいたところです。

これについては、確かに狭い意味での材料費は食材を指すのは疑いないところですが、実際に対象者の元に安全にお弁当を調理してお届けするには、必要なコストであるということで材料費、すなわち製造原価という意味合いで材料費とお答えした答弁は問題ないものと考えます。

なお、その8月の請求時にお渡しした書類は令和4年度の予算要求書であり、予算査定などの業務において、備忘的に1食500円の想定単価で計算していると追記しているものであります。この単価に回数や想定人数を乗じて予算化しております。そういった意味合いでは、ご指摘の追記はむしろ書類の信憑性を担保するものであります。当初の答弁で誤解を招いたと思料いたしますが、虚偽ではございませんので、改めてご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君に申し上げます。

申合せ時間を過ぎましたので、残りの答弁のつきましては、担当課で回答をお聞き願います。

以上で、宮坂陽一郎君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は3時ちょうどとします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（柴田 孝君） 会議を再開いたします。

◇ 本吉敏子君

○議長（柴田 孝君） 引き続き一般質問を行います。

9番、本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 皆様、こんにちは。9番、本吉敏子でございます。よろしくお願いいたします。本日最後の登壇となります。

最初に、副町長の所信の中に、「訪れてみたい、また、住んでみたい町、夢と誇りを持てる町を目指していく」との所信のお話がありました。私たち議員も皆さんそういう思いで取り組んでまいりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

まず1項目め、アピアランスケアの購入費助成についてお伺いいたします。

現在、約2人に1人ががん罹患すると推測され、抗がん剤治療などで過酷な副作用を抱え、仕事をしながら通院する方も増えているそうです。抗がん剤治療の副作用から、脱毛は周囲からの視線を感じ、精神的なダメージはいかほどのものかと思えます。

アピランス——外見のケアは、医療用ウィッグや胸部補整具、エピテーゼ（人工の乳房、また、鼻、耳）などを利用して精神的な苦痛を緩和することですが、がん患者やその家族の経済的な負担は大きなものがあります。そのアピランスケアの役割と重要性の観点から、全国的に購入費助成事業が進められており、千葉県内においても12市町が実施しております。

また、令和5年度から、千葉県はがん患者QOL（クオリティー・オブ・ライフ）——生活の質向上事業として、外見ケアのためのアピランス購入助成を行う市町村への補助を開始しております。このアピランス購入費助成を行う市町村への補助金を活用して、長柄町でもがん患者さんの精神的・経済的負担を軽減するとともに、就労継続などの社会参加を応援するため、医療用ウィッグや胸部補整具等の購入やレンタルに関わる費用の一部の助成を提案いたしますが、見解をお伺いいたします。

次に、2項目め、介護事業への取組についてお伺いいたします。

初めに、2025年以降、2045年までに千葉県の高齢化率は35%前後まで上昇すると推測されております。本町の高齢化率は、5月31日現在、44.6%となっております。高齢化率の状況は要介護人口の増加を意味し、介護保険制度を利用する人口も増加が見込まれ、介護支援専門員——ケアマネジャーの需要も高くなると推測されます。

一方、介護事業所関連の従業者数は減少が続いており、介護支援専門員の従事者も減少している中で、長柄町社会福祉協議会の居宅介護事業である主任介護専門員が不在となります。募集をかけておりますが、現実にはほかの事業者へ委託をしなくてはならない状況になるかもしれません。

なぜケアマネジャーが不足するのか、知り合いのケアマネの方々からその要因を聞いてみると、資格更新の際の法定研修の重い負担、報告義務や事務作業の増加について負担が大きいとお話を伺いました。法定研修の重い負担とは、研修について申し上げますと、実務経験のある人が初めて資格を更新する場合、法定研修の受講時間はトータルで88時間、受講料は千葉県内だと7万5,680円となっております。2回目以降の更新では32時間、受講料は3万2,400円です。現在は、新型コロナウイルス感染症の影響により研修がオンラインとなっておりますが、日々の忙しい業務の中でこれだけの時間と費用をかけ5年ごとに研修を受講するのは大変な負担であるとのことでした。

研修時間やカリキュラムは国が定めているため、変更は難しいかもしれませんが、受講料は都道府県がそれぞれ独自に定めております。つまり、千葉県では5年ごとに10万8,080円の負担となり

ますでしょうか。

さらに、今後、高齢化の進展により介護サービスを必要とする要介護者が増加している中、ケアマネ1人の受け持つ人数が増え、それに伴い、介護サービス計画書や市町村への提出書類等による事務負担が大きくなっているとも聞いています。

そこでお伺いいたします。今後、支援が必要な高齢者を支えていくために非常に大きな問題であると認識しておりますが、今後、ケアマネ不足、人材の確保について、本町の対策について見解をお伺いいたします。

次に、3項目め、経済対策についてお伺いいたします。

本町は、物価高等に対する全町民への支援策として、昨年、地域応援券を配布し、町民の皆様から大変喜ばれておりました。令和6年度税制改正大綱において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担緩和を図るため、デフレ脱却のための一時的な措置の一環として、令和6年度分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。本町として、具体的な物価高対策についてお伺いいたします。

次に、4項目め、物価高による高齢者等外出支援タクシー事業についてお伺いいたします。

本町は、高齢者外出支援タクシー利用助成の支援をしております。タクシー券を交付し、料金の一部を助成しております。当然、本町にはタクシー業者がありませんので、利用できるタクシー事業者は町と協定を結んだ事業ですが、千葉県タクシー協会では昨年11月20日に運賃料金を改定しております。利用されている町民の皆様から、物価高であるのに料金が値上げになったので大変であるのご相談が多くあります。そこで、本町として、物価高による高齢者等の外出支援事業についての今後の見通しについて、ご見解をお伺いいたします。

そして、最後に、安心安全なまちづくりについてお伺いいたします。

私たちの暮らしを突然襲う自然災害、令和元年に本町を襲った一連の災害、台風15号、台風19号及び大雨では、本町にも災害救助法が適用される事態となりました。昨年は、台風13号に伴う線状降水帯による記録的な豪雨、住宅などの浸水や土砂崩れが発生し、多くの町民が被害に遭いました。今年の元旦には、石川県の能登半島が地震の大きな被害を受けました。2月末から3月には、千葉県東方沖で地震活動が活発となりました。

災害は大きな被害をもたらします。しかし、私たち一人一人が日頃からできる防災対策を行うことで、そのリスクを減らし、もしものときの被害を最小限に抑えることが可能です。食料や水など備蓄を3日間備えていくこと、いざというときの行動を考えておくなど、できることはたくさんあると思います。自治体などによる防災の取組——公助はもちろんのこと、自分のことは自らで守る

自助や地域の人たちで助け合うこと——共助こそ、災害による被害を少なくするためには不可欠な取組と言えます。

大規模災害において、発災直後の町民一人一人の行動が生死を分ける結果となり、避難行動や避難所生活では地域のつながりや地域の力が重要となることから、自助・共助の取組を促進するための各種施策を進めておりますが、地域防災力の強化について本町がどのように取り組んでいかれるのか、見解をお伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） お答えします。

がん患者の生活の向上を図るためのアピアランスケア支援についてのご質問ですが、アピアランスケアは、整形的・心理社会的支援を用いて外見の変化を補完し、外見の変化に起因する患者の苦痛を軽減するケアとされております。

このケアに対する経済的な支援については、現在、県内の幾つかの市において補助制度を設け助成していることは認識しております。

本町における補整具等の使用人数や要望数については、前回のご質問の後も具体的な相談は伺っていない状況です。

がん罹患された方が治療を続けながら社会参加等を継続するための支援の必要性は理解しておりますので、今後も、近隣の状況に注視しつつ、ニーズなどを捉えながら、支援の在り方について研究してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） それでは、再質問させていただきます。

今、町長の答弁ですと、検討しますという、支援の在り方等を検討、各近隣市町村の状況を踏まえながらということであったと思います。今まで、毎年、予算編成要望書を公明党として町長に提出をさせていただいておりますが、昨年の要望事項に対する回答書では、県内での導入実績が少なく、今後も県内の状況把握に努めますとの回答でしたが、県内の状況把握はできましたでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

健康保険課長、内藤文雄君。

○健康保険課長（内藤文雄君） お答えいたします。

ただいま、議員さんのご質問ですと、54、千葉県には市町村がございますが、先ほど議員さんのご質問の中でも言われましたが、10市程度の市で助成の制度をしているというような状況は承知しているところでございます。

また、県においても本年度から制度化されたということで、町といたしましても、取りあえずは、正しい知識の普及などに向けて理解を深めていく必要があると考えているものであります。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 内藤課長からの答弁の中では10市町ということでありましたけれども、今現在は、今年の4月からも大多喜町でもやっておりますし、また、ほかの地域の首長の見解ですが、「やらない理由はないですね」と言われておりました。本町でも、常に町民に寄り添っていくとの町長の考えでもあると思いますので、町長の見解、先ほどは答弁では各市町村ということで、状況を把握しながらということでありましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 私の答弁ということで、こちらのほうですが、本当に支援の在り方について研究してまいりますので、ご理解をお願いします。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） これからということだと思います。今、ウィッグだとか女性も着用できるファッション性の高いかつら等、また、対象用具の購入も、レンタルでも利用できるようなそういうものがあります。その辺をまたしっかりと見ていただきながら考えていただきたいと思います。とにかく、がん患者さんの精神的な経済的負担を軽減するとともに、自信を持って就労継続などの社会参加ができるよう、医療用ウィッグや、また、胸部の補整具等の購入やレンタルに関わる費用の一部をぜひ検討して、強く要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2項め、お願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 次に、2項目めの質問に対する答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） ケアマネジャー育成のための助成制度についてのご提案にお答えします。

先般5月に本町で開催された淑徳大学結城教授による介護講演会におきまして、10年後に団塊世代の全てが85歳に達した場合、介護保険制度が維持されたとしても、現状のままだとケアマネジャーや介護士等、介護人材不足が深刻化し、需要と供給のバランスが崩れ、団塊ジュニア世代の介

介護サービス存続は、人口減少も拍車をかけ、かなり難しい状況になるとの衝撃的な内容でした。まさに、人材育成・人材確保は急務という状況を改めて強く認識したところです。

中でもケアマネジャーは、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、介護老人保健施設など、利用者の介護サービス計画書を作成することなどを主な業務とし、その資格は取得時に87時間の講習と6万円程度の受講費用負担の発生と、そして、5年ごとの更新も88時間にわたる講習を受けなくてはならないという、取得も、また、継続することもなかなか容易でない資格であると承知しております。

本町では、介護職員初任者研修事業を先進的に開始し、より多くの町民が受講することにより介護知識を深め、人材の育成に努めているところです。また、千葉県の介護人材確保対策事業のうち、8つの市町村対象事業を活用し、人材確保・育成の施策拡充にも取り組んでいるところでございます。

しかしながら、この問題は、高齢化と人口減少という問題を抱えるこの我が国全般の課題であり、政府においてさらに議論を深め、早期に対策を講じるべきものと考えております。

今後、国・県への要望の場を活用し、介護人材の必要性を強く伝えてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。町だけではどうにもならない部分が多いと思います。町長から国・県にまたしっかりと要望していくということで、よろしくをお願いいたします。

その中で、介護認定者の人数というのは、他市町村と比べて本町は何%ぐらいなのか、また、多いのか、少ないのか、もし分かりましたらちょっと教えていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 健康保険課長、内藤文雄君。

○健康保険課長（内藤文雄君） お答えいたします。

昨年、この福祉計画をつくった時点の数値ということで承知していただきたいと思いますが、昨年の9月現在では、要支援・要介護の人数は446名ということで、その中でも要介護1以上という割合はもう9割ぐらいとなっております。

郡内の市町村の人口構成などに占める調整済認定率を比較いたしますと、一宮町の全体の人口に占める割合ですが、一宮町が一番低くて13.8、次いで睦沢町、長南町、長生村で、うちのほうの長柄町が16.1、次が白子町、茂原市——茂原市が一番悪くて18.1という順序になっておりまして、率だけ見ますと、長柄町は中くらいの位置に位置しているということになります。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。もう本当に真ん中ぐらいということで、安心はして
いられないということが分かったと思います。

また、町では平成28年から毎年、健康と暮らしの調査ということで、この前にも先ほどもお話が
あったと思いますが、その中に、介護施設や医療施設について、町内に必要だと思う施設のサービ
スについて、回答では、在宅で利用するサービスの中で、介護サービスを利用しながら在宅で過ご
したいという傾向がうかがえております。

高齢化が増大する中で、ケアマネ1人が受け持つ介護サービス利用者は増加しているわけなんで
すけれども、一人一人の状況に応じた質の高いケアプランを作成するためには、ケアマネさんの支
援、また、増やすことも考えていかなければ現実いけないことだと思いますので、ケアマネさんの
負担軽減を図ることが必要であると考えますが、町でもし、これから社会福祉協議会でも今居宅の
支援相談員がいないということでありますけれども、そのことに対して負担軽減の状況にどのよう
に何か取り組んでこられたことだとかってもしありましたら伺いできればと思います。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

ただいまのケアマネジャーへの負担軽減でございますけれども、ケアマネジャーにつきましては、
介護保険法のほうで1人当たりの受け持ち人数が決まっているということで、その範囲内でやって
おると承知しております。ですので、これを減らすとかということは今までやってきてはおりませ
ん。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） もちろん、国から、また、県からということであると思いますけれども、例
えば、事務作業に関して、あるところでは、タブレットだとか介護記録ソフトだとかというICT
の導入に対して考えているというようなことも自治体が考えているということでもあったんですが、
そういうことの考えはないでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

確かに、ICTの関係につきましては導入している業者もございまして、そういった環境面では
業者間のむしろ格差が広がっている状態というふうに認識しております。

具体的に今本吉議員さんがお話しになっているのは社会福祉協議会のことだと思うんですけれど

も、今後、社会福祉協議会も、先ほどのやり取りの中にもありましたとおり、町のほうと様々な調整をしていって、今後、ICTを使えるかどうか、あるいは、今のままでやっていけるのかどうか、そういったことを含めて検討していきたいと思います。

それで、何よりもケアマネジャーで一番きついところは、どうしても要介護者、そのご家族の方との調整とか、他の事業者との調整が一番大きなウエイトを占めるものでございますので、その辺を総合的に見て、今後、今現在いなくなるというところがございますけれども、今後、社会福祉協議会のほうに新たなケアマネジャーが来た場合には、そういったところを含めて意見を聞きながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） すいません。よろしく申し上げます。千葉県知事の登録がある介護支援専門員というのが、現在、その効力を失っている方が令和5年度のアンケート調査で3,000人以上いらっしゃるというか、3,000人の方にアンケート調査をしたということが載っております。そのアンケートの中に、「ケアマネとして従事するに当たって行政に求めるものは何ですか」という中に、ケアマネに関する意見の供述では、研修にかかる時間や費用の問題についての記述が多かったそうです。ついでにまた業務量や、また、精神的負担に関しての意見が多かった。また、従事に希望する意見のうち、研修受講の保育の環境の整備だとか、また、その配慮、また、再研修受講後の実務面に関して、実習などで補完を希望する意見があったそうです。先ほども申し上げましたけれども、まずは研修受講料に関して、ケアマネの質の向上に必要な研修に関わるものですが、受講料が高い、また、負担が大きいとの声を伺っておりますので、ケアマネ、また、主任ケアマネの人材確保及び定着のための資格更新研修などの費用について補助事業等を提案いたしたいと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 健康保険課長、内藤文雄君。

○健康保険課長（内藤文雄君） お答えいたします。

ケアマネの件でございますが、今年度は、またちょっと話は変わってしまいますが、介護の職員の報酬については、今年、国のほうも大幅な見直しということで、2%を超えるような加算見直しがされているところでございます。事業者側にとっても、この見直しにより収入が当然増加されるということから、研修の実施や訓練など、時代に合わせた対応がされていると聞いております。既に一部の事業者では、資格取得などに助成をしながら行っている事業所もあると聞いておりますので、現段階で地方公共団体による役場からの補助については慎重にまた考えていきたいと考えてお

ります。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 先ほど、今、課長からもありましたけど、令和6年から介護報酬改定で介護支援専門員の担当件数の見直し、また、いろいろな実施されることが決定していると思いますけれども、1人当たりの担当件数だとかということで今見直し等があると思いますけど、その業務内容の大幅な改定の状況だとかというような状態はご存じでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康保険課長、内藤文雄君。

○健康保険課長（内藤文雄君） お答えいたします。

今、議員さんのほうで、具体的な事務内容について承知しているかということでございますが、事務の内容については承知してございません。明日、専決処分の承認の議案で、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準の中で、1人のケアマネが受け持てる人員の緩和につきましては、明日、提案のほうをさせていただく予定となっております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 今後、支援が必要な高齢者を支えていくために、非常に大きな問題だと思います。本町の事業者さん、また、ケアマネ、また、主任ケアマネの資格更新研修などの費用の助成と負担軽減をしっかりと図っていただきながら、また、介護が必要な方が適切な介護サービスを受けられるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと強く要望したいと思います。

町の事業所でケアマネジャーをこれ以上増やさなければ、民間のケアマネの負担を減らさなければ、町民の、本町の高齢者を支えることはできないと思いますので、ぜひ本町としての補助の検討をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3項目めをお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 3項目めの質問に対する答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） お答えします。

経済対策に関する質問の物価高騰対策については、昨今、エネルギー価格や穀物などの原材料価格は上昇傾向であり、幅広い分野での値上げが広がっております。急激な円安の進行も物価上昇の原因の一つとされ、庶民の生活は厳しい状況に置かれており、家計の負担が増す中で、同様に多くの町事業も影響を受けているものと承知しております。

そのような中で、家計の負担を少しでも軽減するため、今年度も地方創生臨時交付金を活用し、地域応援券を実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 地域応援券を考えているということで町長からもありました。いつ頃かというのはまたこれから、昨年もまた10月か11月頃ということで考えていられるということの前に聞いたことがありますので、ぜひお願いしたいというふうに思いますので、また速やかにお願いしたいと思います。

それでは、物価高に対応するために6月から実施される定額減税についても一緒に、ちょっとどういう内容になっているのか、制度の仕組みについて伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 本吉議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、先ほど本吉議員の質問の中にもありましたとおり、デフレ完全脱却のための総合経済対策の措置として、令和6年度分の個人住民税、また、令和6年分の所得税に対しまして定額減税措置が実施されます。

まず、対象者についてご説明させていただいてもよろしいでしょうか。一応、住民税に限ってご説明をさせていただきます。

住民税の定額減税の対象者は、前年の合計所得金額が1,805万円以下、給与収入のみの場合ですと、給与収入2,000万円以下に相当するものでございます。その中で、住民税所得割の納税義務者に係る所得割額から控除させていただくものでございます。

住民税の定額減税額につきましては、納税義務者1人につき1万円、また、プラスで控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円加算されます。

続きまして、定額減税の住民税の徴収方法でございます。

まず、給与の特別徴収、納付方法が給与天引きの方、この給与天引きの方につきましては、6月分は徴収されず、定額減税後の税額を7月から令和7年5月分の11か月で平均化されます。

続きまして、普通徴収、納付方法が納付書や口座振替の方でございます。定額減税前の税額を基に算出した第1期分——今回は6月分になります——6月分の税額から減税し、第1期分から減税し切れない場合は第2期分——うちのほうですと8月分です——8月以降の税額から順次減税される方法となります。

続きまして、年金特別徴収、納付方法が年金から徴収される方、この方については、定額減税前

の税額を基に算出した10月分の特別徴収額から減税し、控除し切れない場合は12月以降の特別徴収税額から減税をさせていただくものでございます。

以上、定額減税の徴収方法、対象者についてご説明させていただきました。以上でよろしいでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 丁寧ありがとうございます。今回、先ほど課長からもありました。定額減税は、給与収入が2,000万円を超える人は減税の対象外になります。給与所得で対象になる単身世帯の場合の年収と3人を扶養する4人家族の場合の年収というのは、概算はどのぐらいになるかわかりますでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 大変申し訳ございません。後でお答えさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） あと、6月以降に子供さんが出産した場合、今回の子供さんについては対象に含まれるのかどうかちょっとお伺いできればと思います。

○議長（柴田 孝君） 税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 本吉議員のご質問にお答えします。

定額減税につきましては、住民税につきましては、1月1日現在が基準日となりますので、6年の1月2日以降に出生された扶養親族については、定額減税の加算の対象とはなりません。

以上でございます。

逆に、もう一つじゃあありません。よろしいですか。所得税につきましては、令和6年分の所得税という形になりますので、令和6年1月2日以降に出生された方は定額減税の対象となります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 所得税に関しては令和6年の12月31日までということよろしいのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） ご質問のとおりでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 既に支給が始まっています住民税非課税世帯、また、住民税均等割の世帯の給付金に該当しない世帯で、今回の減税において、減税額は住民税1万円未満の所得の方、いわゆるはざまの世帯の方は、給与世帯の所得の世帯、また、個人事業主世帯、高齢者世帯に対する調整給付金はどのように給付されるか分かりますでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 本吉議員のご質問にお答えします。

今回、定額減税で補助し切れない方につきましては、所得税分と住民税分を合算した中で調整給付のほうを実施させていただく予定でございます。実施時期につきましては、早くて令和6年の8月、もしくは、遅くても9月には調整給付、皆様方に対象になる方について確認書という形で通知をさせていただくような手法で対応させていただく所存でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 申請書類に関しては、申請書の提出後に審査を経てまた給付することになると思うんですけども、所得税とか住民税の調整給付金は口座振替による給付になるのか、ちょっと確認をさせていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

給付の方法は口座振替によるものなのかということでございますけれども、原則的に町の取扱いとしては口座振込、要するに、口座振替先を指定していただき、口座振込で対応させていただく考えでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 支援を必要とする人を中心に、誰もが取り残されない社会の実現を目指して、よろしく願いいたします。

今後、住民税・所得税の調整給付金支給事務というのをそれぞれ自治体が担当することになりますし、さらに事務作業が大変になってくると思いますので、調整給付金ですけれども、対象に対する周知に対しては丁寧な周知徹底を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、4項目めをお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 次に、4項目めの質問に対する答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） お答えします。

高齢者等外出支援タクシー事業については、昨年11月20日に千葉県全域でタクシー料金が値上げになり、B地区運賃の適用となる長生郡市は普通車で10%を超える値上げとなりました。その関係から、タクシー料金の負担増に対応した1回の利用限度額と現在の年間4万8,000円の助成額の増額を希望する声も届いております。

本事業は、高齢者の方で免許証を返納した方や、障害や慢性疾患をお持ちの方、妊産婦の方、何らかの事情で車の運転ができないあるいは困難な方などが外出する際に利用するタクシー等の代価に対する一部助成として実施しているもので、制度の変更に当たっては、まずは事業の対象となる高齢者等のニーズをしっかりと把握した上で、本町の交通施策全体の中で、この事業がどのように継続されるべきか検討していくことが肝要と考えるところです。

このことから、今後、今年度中を目途にそれらの調査・検討を進めてまいりますので、しばらくのお時間を頂きたく、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 答弁ありがとうございます。令和5年11月20日に改定しておりますけれども、改定前と改定後の運賃が分かりましたら教えていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

まず、タクシー運賃でございますけれども、先ほど町長の答弁にありましたようにB地区ということで、特にまず明らかに定額で目立つのは迎車料、つまり、タクシーを呼んで来てもらう場合の迎車料が300円から400円に値上げしているというところでございます。そのほかの運賃につきましては、金額は変わっていないところもありますけれども、それに付随する距離数が減ったということで、実質的な値上げというふうになっております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 改定されたということで、キロ数が変わりながら、また、加算運賃もキロ数によって変わっていると思います。その中で、長柄町としてはタクシーチケットを上限3,000円まで1回に使用できるということですが、往復で考えますと、例えば、病院まで行けるような状況なのか、今回の改定では何キロ走行できるのか、ちょっと分かりましたら教えていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

これはタクシーの運行の状態によっても変わりますので、具体的にこうってなかなか言いづらいところがございますけれども、例えば、当方の試算ですと、例えば塩田記念病院の前にいるタクシーが、だから、例えば役場まで乗ってきたときに、従来は1,600円で来れたのが、今の運賃ですと1,800円になってしまうというところですよ。

それからあと、3,000円というところがございますけれども、例えば、この4月にあった実績では多分3,000円プラスアルファになると思いますけれども、例えば鈴木医院、要するに、茂原の本庁のところから徳増まで3,000円とかというようなのがありますので、大体このぐらいの距離が3,000円がめどであるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） また、今、外出支援等のタクシー事業におきましては、地域別に交付状況というのが分かりましたら教えていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） それでは、お答えいたします。

タクシーチケットの交付状況でございますけれども、今現在、要するに台帳に登録している、要するに私はタクシーチケットを申請したいですということで台帳に登録されている方が全体で404人おります。それで、今現在、タクシーチケットが現に交付されている方は256人というふうになっております。

それで、すぐには出てこないんですけど、具体的なところで申し上げますと、路線バスが今現在休止になっている日吉・水上地区のほうがすごく割合が高くなっております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 日吉・水上に関しましては、バスもなくなってしまったということもありますので、この状況を見ますと、大変な状況なんだということが分かると思います。乗車の上限、先ほどもお話ししましたけれども、乗車の上限を見直したとか、また、タクシー券の発行を増やすなり、また、通院に対しての複数利用可能な制限、また、限度額等などの検討をされているのか、また、どうしようかということを考えていることがありましたらお伺いできればと思います。

○議長（柴田 孝君） 福祉課長、佐藤幹宏君。

○福祉課長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもありましたように、現在、4万8,000円分のタクシーチケットを交付していて、1回の限度額が3,000円ということで、これで16回使えるというふうな状況でございます。

限度額を上げて、例えばこれを5,000円にしたりとか6,000円にしたりということは、実際これ自体はさほど難しいことではないとは思いますが、逆に使い方によってはその4万8,000円がすぐなくなってしまうと。例えば、先ほど言ったとおり、もし6,000円に上げたとすれば、それをもう8回で使ってしまうということで、後々使うときに、もうなくなったのか、そういったところで本人もがっかりするところがあると思います。

今回、このタクシーチケットの趣旨は、交通の弱者の方が要するに外に行ったりするときに、かかる費用の一部を補助するという考え方でございますので、そういったところで考え合わせさせていただきまして、1年間で効率よく使っていただければと思いますので、今現在、すぐに上限額を変えとかそういったことは考えておりませんが、そういった声も上がっておりますので、参考にはさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ぜひ、先ほども町長のほうから、来年に向けてニーズ調査等をしながら、町民が今一番求めているものは何なのか、またしっかりと調査をしていただきたいと思います。どのように利用したいのか、どこに行きたいのかということもしっかりと考えていただければと思います。

町長の公約でもあります町内の巡回バスの高齢者の無料化ということで目指しているわけなんですけれども、そうしますと、タクシーチケットも利用は今までどおりに行けるのかどうかというのは、そこまではまだ考えているのかどうかちょっとお伺いできればというふうに思います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） 交通の関係で、すいません、お答えさせていただきます。

先ほど、ニーズ調査というところで、高齢者外出支援タクシー事業を使っている方を調査するということも踏まえて、全て総合的に考えて、何が適正なのかというところを判断していきたいというところがございます。まだこれからというところで、そのニーズ調査を踏まえてこれからの方策を練っていくというところがございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 今回、7月1日にまた町民感謝デーでながら温泉の町民無料開放が実施されますけれども、今までは巡回バスで来られていた方だとか、足の確保についてはどのように考えているのかお伺いできればというふうに思っております。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

すいません、残念ながら、今、巡回バスのほうは考えておりません。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） できれば巡回バスだけでも先に考えていただければなというふうに思いました。本町は巡回バスが運行していない上に、また、人口減少と高齢化が進む中で、日常生活の移動手段というのの確保が喫緊の課題です。新たな公共交通の導入をするための体制や検討課題を議論する、また準備委員会を立ち上げて、これからの取組である他市町村の失敗例だとか成功例も鑑み、また検討して、高齢者の移動手段確保実現に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、準備委員会だとかそういうことは考えておられるのかお伺いしたいと思っております。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

現在のところ、現時点では準備委員会等は考えておりません。何がうちにとって合うのかということも含めて、例えば、巡回バスで行っても目的地がないとかそういうところもありまして、以前、空気バスというふうに揶揄されたところもございますので、ましてや、今、高齢者外出タクシーのほうも年々上がっている状況ですので、それらも含めて、すいません、繰り返しになりますが、総合的に判断していくというところで回答させていただきます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 令和7年度からのスタートに向けてということでもありますので、あと10か月を切ると思います。なので、しっかりとニーズ調査をしながら、本当に町民に喜んでいただけるような体制というか、組んでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、じゃあ5番目をお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 5項目めの質問に対する答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） お答えします。

近年激甚化する集中豪雨や今後予想される大規模地震など、災害規模が大きければ大きいほど、救援活動を担う行政機関も被災する可能性が高く、道路の損壊・渋滞、情報伝達の支障などによって、救援部隊の被災地到着や組織的な救援活動の本格化に時間を要することとなります。

阪神・淡路大震災で明らかになった行政機関の初動対応の限界は、東日本大震災においてさらに顕著となっております。

このことを踏まえ、町では、防災の鉄則である自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る、自助・共助の防災意識の醸成を推進するため、地域住民の自発的な防災活動である地域の自主防災組織の結成を支援し、地域との連携を目指して取り組んできたところであります。

また、本年度から災害対策コーディネーター養成講座を開設し、町防災計画や地域の災害リスクを学んでいただき、町民の防災意識の向上や地域の防災リーダーの育成につなげる取組を実施いたします。

自助・共助に基づく地域の防災力を高める取組を行うことで、災害への備えに万全を期し、町民の皆様の安心安全につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 今年度は災害コーディネーターの講習というか、行うということと言われていましたけれども、現在、本町では、職員では災害コーディネーター、また、防災士の方はどのくらいいらっしゃいますでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） 災害コーディネーターについては、残念ながら、いないかと思えます。防災士につきましては1名でございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 今回、多くの方が参加していただけるとうれしいと思います。その中で、防災士は副町長ということで伺っておりますけれども、防災士の資格では、資格取得の特例制度の対象があると思いますが、本町で意識の高い経験者であれば優遇されるようですので、ぜひ養成を促進してみたいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

ありがとうございます。まさにおっしゃるとおり、消防団員であって分団長以上の階級にある者またはあった者については、取得要件が免除されるということがうたわれております。ほかにも、警察のOBの方ですとか、自衛官の方など、要件は幾つか、消防吏員の方もそうです、幾つかございますので、まずは消防団の方たちにもこの辺を呼びかけをいたしまして、町民の総力を上げるといことでご提案をさせていただければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 今まで予算要望で要望させていただきましたけれども、防災士の資格取得まで費用が6万3,800円かかりますので、町の補助制度の考えというのはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

残念ながら、助成、補助制度というのは現在考えておりません。近隣の町村とかは、これからどんどん議員のご提案の内容について同様に動きがあるかもしれません。その際には極端に足が遅れることのないように、ちゃんと制度を構築していかなければなというふうには思いますが、現段階においては、これら資格に対する助成は考えておりません。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ちょっと残念です。やっぱり自分たちの命は自分で守るという、先ほどもありましたけれども、少しでも本町の職員の方だとか、しっかりとできたらいいなと思います。

あと、障害者や高齢者など、避難行動要支援者の避難支援に、地域住民や避難支援者、また、行政の連携・協働による避難訓練が必要と考えます。先ほどの町長からも、自分たちの命は自分たちで守るんだと、防災の基本ですけれども、平時にできないことは非常時でもできないと考えます。要配慮者や年齢・性別等の異なる様々な立場の方が参加できる、地域における顔の見える関係ができる防災訓練が重要と考えますけれども、その辺はどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

ご質問のほうありがとうございます。まさに議員のおっしゃるとおり、平時にやっていないことは有事にもできないということもよく言われております。役場といたしましても、このところ、こ

の5年間ですか、なかなかできなかった防災訓練をこの秋に実施したいということで、現在、町長のほうからも厳しく指示を頂いて調整に入っているところでございます。

先ほど、他の質問でもございましたが、消防団のほうにも、春の会議の際に、そういうようなことも考えているのでぜひご協力くださいということも正式にお願いをしている状況で、まだ具体的に日程の調整とか、どういう内容でどこまでの範囲でどのような方たちに声をかけてというところがまだ制度ができておりませんが、いずれにいたしましても、今年度、そのような実施を考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） あと、町民の方々にお聞きしますと、町は総合防災マップはまだよく見ていないという声が多いです。関心の薄い声も聞こえてきますので、町民の意識向上は町民の命を守ることに直結すると思います。自助の強化について本町がどのように努力されているか、これからもアピールをしていただきたいと思いますし、自分の命は自分で守るという意識が浸透していくことで共助の意識も高まると考えます。防災コーディネーターを育成し、救助される人ではなく、救助する人になることこそ、それが自助の取組の大事なポイントだと思います。防災に強い地域づくりのために、自助・共助の取組の推進をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 以上で、本吉敏子君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（柴田 孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日19日は午前10時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時01分

令和6年長柄町議会第2回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和6年6月19日(水) 午前10時開議

- 日程第 1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 2 一般質問(2名)
- 日程第 3 報告第 1号 令和5年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(長柄町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(国家賠償法及び長柄町固定資産税に係る過誤納返還金取扱要綱の規定に基づく固定資産税課税誤りによる過誤納返還金の支払いについて)
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(長柄町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 9 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(長柄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 10 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 11 議案第 1号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第12 議案第2号 令和6年度長柄町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第3号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第4号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第15 同意第1号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第2号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第3号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第4号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第5号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第6号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第7号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第17 請願第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 追加日程第1 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
- 追加日程第2 発議案第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書

出席議員(12名)

1番	金坂光章君	2番	宮坂陽一郎君
3番	佐久間繁英君	4番	神崎清美君
5番	高橋智恵子君	6番	岡部弘安君
7番	鶴岡喜豊君	8番	池沢俊雄君
9番	本吉敏子君	10番	古坂勇人君
11番	三枝新一君	12番	柴田孝君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	月岡清孝君	副町長	若菜一繁君
総務課長	白井浩君	企画財政課長	小泉義彦君
税務住民課長	関英司君	健康保険課長	内藤文雄君

福祉課長	佐藤幹宏君	建設環境課長	若菜聖史君
産業振興課長	山田比呂貴君	会計管理者	小川久美子君
こども園長	川嶋静雄君	教育長	酒井昌史君
学校教育課長 兼給食 センター所長	西周信幸君	生涯学習課長 兼公民館長	石井和子君
選挙管理 委員会書記長	白井浩君	農業委員会 事務局長	山田比呂貴君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	関利治	議会書記	野口知希
議会書記	那須悠太		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（柴田 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名全員であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（柴田 孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（柴田 孝君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

議長から再度お願いをいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順にこれを許します。質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて60分以内で終わるようお願いいたします。

本日は、質問順位6番から7番までです。

では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

◇ 佐久間 繁 英 君

○議長（柴田 孝君） 3番、佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） おはようございます。3番、佐久間繁英です。

傍聴人の方がご不在ですので、ご挨拶は省略させていただきたいと存じます。

それでは早速ですが、ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の質問に入らせていただきます。

まず、1項目めの質問でございます。

台風被害等による森林等の倒木整備についてでございます。

本町は、緑豊かな自然と清い水というフレーズのとおり、多くの森林に囲まれています。樹種としては、古来より植林の推奨もあって杉の森林が多く組成され、特にサンプスギが多く組成されて、その大半が巨木に成長していると言えます。

昨今では、杉の大木等が台風、病害虫等の被害により、倒木あるいは木腐れを起こしている中、伐採の費用や高齢化等により、山主の整備が追いつかない状況であり、現状放置状態となっております。

そこで、2点ほど質問をさせていただきます。

まず、①、1点目ですけれども、森林を整備するに当たり、費用的な面で助成制度の条例の制定ができないか、お伺いしたいと存じます。

これについては、森林組合の話として、助成するための前段として条例の制定が必要であるというお話を伺っております。

次、②ですけれども、県や国の補助制度を活用できないか、お伺いしたいと存じます。

こちらは、整備するに当たって、国や県の補助制度が活用できれば、山主においては費用の負担軽減となり、整備するを進めやすくなるのではないかと考えるからでございます。

そして、2項目めの質問でございます。

害鳥獣対策についてでございます。

害獣対策として、町内においても電気柵や箱わな、くくりわななど、害獣防止の普及がかなり進んできたところであると感じておりますが、いまだ農作物への被害等が出ている話を複数聞いております。

私もついこの間、近くの権現森を散策していましたら、道路脇の山土手の下に、足がくくりわな

にかかった鹿を小さくしたようなキョンと思われる動物が、わなから逃れようと必死に暴れていました。

また、鳥にあっては、近年、キジが繁殖し、電柵を飛び越えて畑の作物を荒らしている光景を目にしたこともございます。

そこで、2点ほど質問をさせていただきたいと存じます。

①ですけれども、今後における町の害鳥獣対策についてお伺いしたいと存じます。

②ですけれども、町としては、捕獲従事者の確保についてどのように取り組んでいるのか、お伺いしたいと存じます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（柴田 孝君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） おはようございます。佐久間議員の質問にお答えします。

ご質問の1点目、2点目については関連するため、一括でお答えします。

荒廃が進む本町の里山において、自助努力等により保全が難しい森林整備への支援を目的とし、町では、昨年度、個人が森林を整備する補助制度として長柄町森林整備事業補助金交付要綱を制定し、国・県の補助制度を活用した個人の負担を軽減する制度を策定いたしました。

里山保全のため、新しく立ち上げた事業ではありますが、千葉県との協力体制の下、整備の拡充に取り組んでまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

ただいまお話を伺った中で、要綱を整備されたというお話でございましたが、それは溝腐れ病とかそういった病気等に対応できる要綱ということではよろしいのでしょうか、お伺いします。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

溝腐れ病に対する森林整備にも対応できるのかということでございますけれども、採択要件もございしますが、溝腐れ病の拡大したサンプスギ林の森林整備を目的としたサンプスギ林総合対策事業という県の事業がございします。

昨年度策定いたしました要綱で本事業の活用も可能となっておりますが、町の義務負担が発生する事業でございます。この義務負担の財源は森林環境譲与税を充てることとしておるため、限られた財源での対応となりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

私もある山主のほうから、台風倒木だけではなくて、溝腐れ病にも対応できるそのような条例——今回は要綱ということでございますけれども、考えていただきたいという要望がありましたので、ぜひとも、そのようなことで森林環境税ということで充当するというお話でございましたけれども、進めていただきたい。限られた中ではあるとは思いますが、長柄町の自然を整備していくというそういった観点から、ぜひとも進めていただきたいと存じます。

そして、当町、長柄町は、町の約4割が森林で構成され、1軒当たりの面積もかなり広く、整備するにも高額な費用が発生することが予想されます。

昨日、神崎議員の質問の中にも出てきましたが、例えば、伐採した木材を業者が買い取って負担分の費用の捻出に充てるなど、そういった手法については考えられませんか。お伺いします。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

議員の言われております手法等につきましては、実施は可能であると考えておりますが、森林整備を行う事業者におきまして、伐採後の樹木の利活用や、販路などが確保され、採算が取れると判断された場合でございますので、森林整備を実施する事業者の判断によるものとするものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

山主にあつては、整備したくても費用が高額なため、なかなか実行することができないという現状を踏まえ、何とか最小限の負担に抑えた中で整備ができるよう、町当局もいろいろな情報収集、そして知恵を絞っていただき、整備を進めていただけるよう、いけるようにご尽力をぜひともお願いを申し上げます。

また、森林等を整備することによって、害獣抑止にもつながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

森林が整備されている場所では、草木が生い茂りにくく、鳥獣にとって都合のよいすみかが減る

ことから、間伐や下刈り、雑木の除去など、適切な管理及び保全は害獣抑止に効果があると思われます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） どうもありがとうございます。

私も同様に考えるものでございます。現状では、多くの森林、特に杉の倒木や溝腐れ病等による樹木の損傷が目につくところでございます。これらの森林をできるだけ早く整備し、美しい自然と調和の取れたまちづくりのために努力していくことが重要であるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

令和6年度の町長の施政方針でも、森林、里山の再生について触れておりましたが、森林整備が美しいまちづくりへ展開できるよう、今後も努めてまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ぜひとも進めていただきますよう、よろしく願いをいたします。

続いて、2項目めの質問に入らせていただきます。

○議長（柴田 孝君） 次に、2項目めの質問に対する答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） お答えします。

1点目の今後の町の害鳥獣対策についてですが、これまで電気柵での農作物被害防止、捕獲従事者による捕獲を行い、一定の成果を得られております。

害獣の人慣れによる住家付近への出没が増加しているため、捕獲従事者の負担軽減を図ることからも、今後は地域一帯となつての取組が必要になると考えております。

地域一帯での取組には、有害鳥獣に関する知識や、地域での被害防止対策について意識の醸成が不可欠であることから、広報等を活用し啓発活動に努めてまいります。

2点目の捕獲従事者の確保についての取組についてですが、令和6年5月末現在、従事者登録をされている方は59名で、うち町内が39名、町外が20名でございます。

捕獲頭数が増加傾向であり、多くの従事者を確保する観点から、町内に限定せず、わな免許を所持されている町外の方も対象として従事者登録を行っております。

今後は、鳥獣被害防止対策協議会にて狩猟免許取得助成も行っていると聞いておりますので、地域での捕獲従事者を増やし、地域ぐるみでの対策を推進するため、広報等により広く町民への周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

先ほど、私のお話にもございましたけれども、近年、キジを多く見るようになってきましたが、このキジについて、町としては何か対策を考えていることがございますでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

野生鳥獣の捕獲につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、原則禁止とされておりますので、現在の対策といたしましては、電気柵での対策・対応となるものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

現在では、電柵等が一般的な抑止手段であると考えますが、これまで町で対応した電柵の助成件数については何件くらいあったのか、お分かりになりますでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

電気柵の実績につきましては、補助金要綱の設置が平成28年からございまして、平成28年から令和5年までの8年間で53件、設置面積は約27ヘクタールでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

今後も電柵等の設置希望者が出てくると存じますけれども、今、町で設定されている補助金の設定緩和等については、何か検討しているところがありますでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

現在、農業収入のある方など、農地などに農作物被害防止のため電気柵などを購入する費用に対

し、補助金を交付しておりますが、採択要件を満たせず補助金を受けられない方なども見受けられるため、要件の見直しを現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

非常に今の電柵の設置条件がちょっと厳しいところがあるというお話も私も伺っております。何とか必要な人が必要な電柵を設置できるように、ぜひとも取組のほうをよろしく願いをいたします。

そして、捕獲従事者の確保についてでございますが、隣の長南町では、捕獲従事者の確保を図る目的から、農業従事者に狩猟免許の取得を勧めているというお話を伺っておりますが、長柄町としてはいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、山田比呂貴君。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

町長の答弁でもございましたけれども、多くの従事者を確保し、地域ぐるみでの対策を推進してまいりますので、広報などで広く町民への周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

先ほど町長のお話にもございましたけれども、捕獲頭数が増加傾向にあるというお話でございました。キジやキョンなどといった害鳥獣も出没してきている中、町民皆様の生活を守る観点から、町として捕獲従事者の確保、害鳥獣の抑止に努めていただきますよう、よろしく願いをしたいと思います。

これはお願いでございますので、以上で私の質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（柴田 孝君） 以上で、佐久間繁英君の質問を終わります。

◇ 高 橋 智 恵 子 君

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） おはようございます。5番、高橋智恵子でございます。

昨日の大雨には被害を心配しておりましたが、特に大きな被害がないということでしたので、ちょっと安心をいたしました。

また、本年4月より若菜副町長、酒井教育長が就任されまして、月岡町政にはさらなる期待が寄せられていると思っております。

昨日の多くの質問もあり、厳しい意見もありましたが、これらは町発展のためであり、町長はじめ、町職員の皆様にはますます研鑽を含め、ご尽力いただければと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、議長のお許しを得ましたので、質問に入りたいと思います。

1、これからの長柄町の教育について。

教育長として、これからの長柄町の教育についてどのように運営していく方針なのかをお伺いいたします。

2、消滅可能性自治体、長柄町の地域活性化について。

発表を受けて町としての感想をお伺いします。

この先、予想される人口推移を分かる範囲でお聞きします。

町民の行政に対する関心を図る方法として、広くアンケート調査をしたことはあるか、お伺いします。

企業版ふるさと納税について、どのように考えるか、お聞きします。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（柴田 孝君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁願います。

教育長、酒井昌史君。

○教育長（酒井昌史君） 皆さん、おはようございます。

高橋議員より、これからの長柄町の教育に対する私の思いを語る貴重な機会をいただき、ありがとうございます。

私は、日吉小学校、昭栄中学校で温かい家庭的な雰囲気の中で仲間と共に育ち、自分も同じような学校の教員になりたいという思いを抱き、小中学校の教員として、また教育行政で教育に携わってまいりました。

この間、様々な困難に向き合ったときに、現在の長柄中学校の校訓である「われ常に最善を尽くす」という言葉に救われたこともあり、この言葉を大切に日々取り組んでいきたいと考えております。

教員時代には、希望していた長柄町での勤務はなかったわけですが、このたび、縁あって令和6年度の第1回長柄町議会定例会におきまして、皆さんからの同意をいただき、教育長を拝命することになりました。大変うれしく光栄に思うとともに、様々な課題にしっかりと向き合っていかなければならないという職責の重さを実感しているところでございます。

長柄町教育委員会では、月岡町長が施政方針で示した「ひとが生き生きと躍動する多様なまちづくり」教育・文化の充実に向け、「心身ともに健康で思いやりのある生き生きとした人づくりの教育」を教育の基調として掲げております。

この基調を大切にしながら、今後の町内の小中学校の在り方、部活動の地域移行など多くの課題に向き合い、目指すゴールを具体的に見据え、どのようなストーリーを描いていくのが私に課せられた使命と考えております。

何よりも、子供達を中心に一人一人が大切にされ、楽しく笑顔で過ごせる学校、町を目指し、そのために何ができるのか、多くの方の意見を聴きながら、議論し、合意形成を図っていきたく思っております。

また、長柄町では、これまで各学校への特別支援教育支援員3名ずつの配置などの人的措置や、電子黒板の整備など学びの環境を整えていただいております。あわせて、給食費の無償化や各種検定の無料化、海外交流研修事業など手厚い支援をしております。

このような施策によるこれまでの成果を踏まえ、生き生きとした子供たちの姿、笑顔にどう結びつけていくのか、学校と相談し、具体的な方策により成果につなげていきたいと考えております。

長柄町の教育の基調である「心身ともに健康で思いやりのある生き生きとした人づくりの教育」について、3点述べさせていただきます。

1つ目は、心身ともに健康であるために、みんなが笑顔で楽しく過ごせる学校、町を目指します。教職員を含めた大人が笑顔で自信とゆとりを持って子供たちに向き合えることが大切です。子供たちと向き合う時間及び授業等の想像力を働かせるための教職員の働き方改革を進めるとともに、個に応じた分かる授業に向けた指導力の向上を含めた人材育成を進めていきたいと考えています。

2つ目は、思いやりのある人づくりのために、誰もが大切にされていると感じる学校、町にするために、道徳教育や特別活動など正解が一つではない、発言しやすい活動を軸に、一人一人の発言を含め人権を大切にした環境整備や授業を行い、全ての教育活動を通して自分を大切にするとともに、相手を大切にすることで、一人一人が大切にされている学校、町、一人一人の特性が生かされる学校にすることにより、いじめの防止、不登校のない学校を目指します。

3つ目は、生き生きとした人づくりの教育として、今年度から各学校でスタートしたコミュニテ

ィ・スクールを生かし、多くの町民の皆さんが学校運営に参画し、地域全体で学校を、子供たちを支えていただきながら、町民の皆さんが自分たちの学校として大切にしていけるような組織に成長していけるよう努めてまいります。

あわせて、これまでの歴史と伝統のある長柄町1周駅伝を含むスポーツ・レクリエーションのなどを町民全体で楽しみ、生き生きとした人づくりにつながるよう取り組んでまいります。

教育は未来をつくるものであり、子供たちは未来への希望でもあります。子供たちが夢と希望を持って最善を尽くせるよう教育委員会として全力で支援してまいります。

そして、誰もが大切にされることにより、月岡町長の施政方針でも述べられていた長柄町で育ってよかった、住んでよかったと思えるまちにしていくために、「われ常に最善を尽くす」の言葉を大切に取り組んでまいる所存です。

今後も皆さんのご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 教育長、ありがとうございました。

本当にこれに対して再質問というのはございませんけれども、今、述べられたように、心身ともに健康で思いやりのある人づくりの教育は、長柄町で推進してきた教育でございます。

それに併せて3つの方針を述べていただき、本当に教育長が子供たちを大切にして、一人一人の個性を生かして、子供たちの未来を見据えてくれるというご答弁に本当大変期待を寄せるところでございます。

私は、この長柄町の町民になってから、様々な形で少なからず長柄町の教育を見てきました。他校から長柄町の学校に赴任して来られた先生方が口にするのは、本当に長柄町は教育に恵まれている、財政面でも投じてくれているということを本当に皆さんがおっしゃっています。

また、エアコンの導入とかGIGAスクール構想も、どこよりも早くパソコン、電子黒板を入れてくれたり、学習支援員も十分な人数がいますし、各種子育ての補助もされております。

そのような中で、少子化による学級編制の問題とか、家庭環境の問題が子供に及ぼす影響も出てきて、本当に先生方は大変だと感じております。それを承知した上で、さらに少人数だからこそできるような教育を、きめ細かな一人一人の個性を大切にするような教育も期待をすることでございます。さらにしっかりと学力をつけていただいて、例えば、英語特区をつくるとか、そのような長柄町独自の教育方針も考えていただければと思っております。

生意気なことを申し上げましたが、酒井教育長には、これまでのご経験を生かして、長柄町の子

供たちのためによりしくお願いをしたいと思っております。

以前、歓送迎会のときにちょっと教育長と話をしたときに、本当に教員という職業が好きといたしますか、本当に子供たちを大切にして考えて教育をされてきたということに感銘を受けましたので、今日は所信表明をお願いしたところでございます。これからもどうぞよろしくお願いをいたします。

以上で、1つ目の質問を終わります。

○議長（柴田 孝君） 次に、2項目めの質問に対する答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） お答えします。

まず、1点目についてですが、民間の有識者からなる人口戦略会議が、4月24日に地方自治体の持続可能性に関する分析レポートを発表し、このまま人口減少に歯止めがかからない場合、全国の自治体の4割超えに当たる744自治体が該当し、このうち町村の3分の2が消滅する可能性があると指摘され、本町は、ご承知のとおり消滅可能性自治体に分類されました。

町では、人口減少の対策の取組として、これまでに18歳までの医療費の無償化に加え、給食費の無償化、子育て支援金の拡充など、子育て支援策を実施してまいりました。

人口戦略会議が公表した内容は、町の総合戦略の推計により厳しい分析となっており、深刻に受け止めているところであります。基礎自治体における出生率の向上や子育て支援策については、限界がきているのも事実です。

私は、国が主導となり、財源を確保し、新たな対策を打ち出すなど、さらなる踏み込んだ対応が求められると考えております。

2点目の人口推移ですが、本町の人口推移については、第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略において、国立社会保障・人口問題研究所の推計モデルを示しています。

これは実績人口、移動率、合計特殊出生率等のデータを直近のものに置き換え、将来の人口を推計しているもので、それによると、1年後の令和7年の推計人口を6,208人、6年後の令和12年に5,632人とし、以降も減少する推計となっています。

そして現在、本年6月1日、本町の人口は6,270人です。来年、令和7年の推計値との差は、プラス62人という状況で、社人研の推計値に近接しております。

一方、このことは、自然減が進む本町において、社会増が上向していることが示されており、本町の総合施策である生涯活躍のまち推進事業における各取組が着実な成果として結びついているところであります。

3点目のアンケート調査についてお答えします。

町総合計画の基本計画を策定するに当たり、1,000人無作為アンケートを実施しています。直近では令和2年に調査を行いました。主なアンケート内容につきましては、長柄町の魅力。長柄町が推し進めるべきこと。地方創生で町の活性化のために必要なことなどです。

なお、前期基本計画（令和3年から7年）の計画期間が令和7年度に終了することから、新たに今年度のアンケート調査を予定しています。

4点目の企業版ふるさと納税についてお答えします。

企業版ふるさと納税は、地方創生の取組をさらに加速化させていくため、地方公共団体が実施する地方創生事業に対する企業の寄附を促す制度で、本町においても地方創生の取組を進めていく上で、町の事業に対し、民間企業が賛同し応援していただけることは、財源確保という面からも大変有益であると考えており、今年度に入り内閣府に対して認定申請をしたところです。

認定された際は、本町の掲げる地方創生事業に対し、多くの企業のご賛同が得られるよう期待し、またPRに努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

この発表というのは、民間の発表なので厳しい見方もあるかもしれませんが、人口の減少・少子高齢化というのは、誰もが将来に対して不安を持っているのは事実でございます。

もちろん現在において町も様々な施策を講じているのも承知しておりますが、改めて危機感を持ってそれらの施策を一層充実させていただきたいとの思いから、今回質問をいたしました。

まず、生涯活躍のまち推進事業について、もう少し詳しくお願いをいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えします。

人口消滅可能性自治体ということの絡みがありまして、移住・定住推進というところで生涯活躍のまちを上げてございます。

具体的な取組としましては、千葉大学の連携の下、移住定住プログラムを策定し、移住者の希望のニーズを応えるため、空き家施設等の有効活用、情報発信などを中心に取り組み、空き家の実態調査から始まり、空き家バンク制度の本格的な運営と、平成30年から庁舎内に移住相談窓口を設置し、コーディネーターの配置による移住・定住に係る相談を行っております。

これらの実績を申し上げますと、空き家バンク制度開始から昨年までの累計で、4,504件の相談

と50世帯97名の移住者がございました。そのうち、移住後の婚姻や出生も合わせますと104名になります。

そのほか、別荘として21件の成約がございまして、二地域居住として利用されてございます。今後、この二地域居住にされている方が定住へ進展することを期待しているところでございます。

移住・定住の取組については、以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

少しずつというか、移住者も増えて町民の数も増えているということで、多少の成果を上げているかと思うんですが、以前、長柄町に問合せは1,000件ぐらいあるということをお聞きして、それに対するその契約の数と比べると、ちょっとどうなのかなというところもあるんですが、その辺のギャップの原因と、埋める対策とかはどのようにお考えでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、年間1,000件を超える相談がございまして、物件数のほうが少ない状況でございます。

現在、固定資産税の納付書へ空き家バンク制度のご案内を行っていますが、ほとんど返信がない状況でございます。

また、平成28年に空き家調査を行いました。状況も変化しているということで、今後、町内の空き家の新たな掘り起こしの実施も行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

単に空き家、空き家と言っても、人口減少なので、空き家は増えているのは見てのとおりなんです。簡単にそれが住めるようになるかという、リフォームとかの問題もあり簡単にはいかないと思いますけれども、その辺、少しずつでもいろいろな補助金制度とかの見直しをして、少しでも長柄町に移住してくれる方が増えるように、同じパイを隣の町とか近くの町と取り合いになることもあるかと思いますが、その辺は頑張っていただければと思っております。

先ほど、長柄町の人口推移についてはお答えいただきましたけれども、令和元年からの出生数については、お分かりでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 高橋議員のご質問にお答えします。

令和元年から令和5年、各年の1月1日から12月31日までの統計となりますが、令和元年が出生数20人、令和2年が同じく20人、令和3年が22人、令和4年が17人、令和5年が13人、合計で92人ということになっています。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

だんだん20人を割ってくるような傾向が見られるかなと思うんですが、最初に1番目の質問で教育についても質問したので、多少重なる部分もあるかと思えますけれども、学校あり方検討会、私はこれまで2回を開催されたと記憶しておりますが、2回でよろしいでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えします。

3回と記憶しております。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

委員でなかったのですが、ちょっとその辺違う——またすみません。学校あり方検討委員会の所管は企画財政課で、ハード面では企画財政課、ソフト面では教育委員会がしっかり決めてくださると思いますので、これも速度を早めていただいて、内容の周知についても適宜教えていただければ思っておりますので、その辺よろしく願いをいたします。

続けて、町民の行政に対する関心を図る方法としてアンケートを取ったということでしたが、回収率はどれぐらいだったのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えします。

45.3%でございます。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 約半分の方ということで、なぜこの質問をしたかと言いますと、人口が減少していったときに、地域づくりは住民が主体的になって地域の課題や将来像を共有して、解決に向けて町行政とともに学ぶ必要があると考えています。

社会貢献とか地域参画につながるためにも、住民の意識を向けることも大切かと思っておりますので、

そういったアンケート調査はしっかりとしていただいて、また町の構想とかにも使っていただければと思っております。

そこで、住民がやっぱりこういった危機感とか、長柄町の問題に興味を持っていただくためにも、町民の学びの場として公民館の役割がこれから重要になってくるのかなと思うところもありますが、生涯学習課としてそのようなところはどのように考えておるのか、お聞きできればと思います。

○議長（柴田 孝君） 生涯学習課長、石井和子君。

○生涯学習課長兼公民館長（石井和子君） ご質問にお答えいたします。

生涯学習課としまして、住民参加型の学習活動、世代間交流の促進、自然体験学習など、地域資源を活用した学習機会の創出、高齢者も参加できるICTの活用による学習機会の拡充など、住民同士の絆を深め、地域全体の活性化となるよう取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

特に高齢者の方の健康と、心身の健康、体の健康のためにも、公民館を使っていただいて講座を増やしていただきたいという要望は、以前の私の一般質問のときにもお願いをしまして、ICTについて、高齢者のそういったスマホとか、そういう使い方の講座とかも必要ではないかというお願いをしたところがございますので、その辺も併せてまた今後もよろしくお願いをしたいと思えます。

次に、企業版ふるさと納税についてですが、その辺の説明とかメリットをご説明いただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

企業版ふるさと納税の具体的な内容についてお答えいたします。

先ほど町長の答弁でもございましたが、地方版の総合戦略に基づく地方創生事業が寄附の対象となっております。

これは、国が地方再生計画の事業に対して企業が寄附を行った場合、寄附額の6割を法人関係税から税額控除するもので、それまでの地方公共団体に対して法人が寄附した場合の損金算入措置による軽減効果、寄附額の約3割と合わせて最大寄附額の9割が軽減され、実質的な企業の負担は約1割まで圧縮されるものでございます。

また、金銭だけではなく企業からの人材派遣というメニューもございます。

留意しなければならない事項としまして、企業は1回当たり10万円以上の寄附が対象となること。

本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外であること。企業は寄附を行う上での代償として経済的な利益を受けることは禁止されていることでございます。

メリットでございますが、一般的にでございますが、先ほど申しました税額控除のほかに、自社のイメージアップや認知度向上が得られるとか、地域社会への貢献、自治体との関係構築、取引先・金融機関からの信頼を得られる、地方創生やSDGsの活動に取り込む姿勢はクリーンな企業とか、CSRの高い企業といった印象を与え、イメージアップにつながるということが一般的に言われるメリットでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

この企業版ふるさと納税、近隣の市町村ではあまりまだまだやっているところが少ないということで、この長柄町は既に内閣府にですか、認定申請をされたということによかったのかなと思います。

それに申請が認定されて、これからいろいろな企業から納税——ふるさと納税をしていただくためには、やはりこう長柄町独自の、ほかにはないような寄附をしてもらえるような施策とかを打っていく必要があると思いますし、またPR等も大切になってくるのかなというふうに思っております。

これまで長柄版CCRCとかで、ガラナだったり、ラッピングバスとかいろいろ田島先生の取組等もお聞きしてきました。グリーンツーリズムとか、様々な町の体験とかも伺ってきましたけれども、この長柄町というところを知ってもらうには、やはりどんどんPRをしていく。またいろいろな体験等で長柄町に人を呼ぶ。そのようなことも大切かと思えますけれども、何か新たなこれからの取組等があれば、教えていただけるでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

現在、新たな取組というところは、現在研究中ではございますが、これまで行ってきた町の知名度向上と地方創生の取組に対して、企業に理解と応援をいただけるよう、まさに今、高橋議員がおっしゃった町独自の新たな取組を考えて、情報発信を含めてPR活動に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 本当に人口が減少していくと、当然地域経済も縮小して行って、町の財政にも本当に影響してくると思うので、そちらのほうからの財源確保ということも必要かなと思いますので、これに対しては、本当に取り組んでいただければと思い、質問をいたしました。

同じぐらいの規模の町でも、地方創生としていろいろ取り組んでいるところがありますが、どこかと比べて検討したこと等はあるでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

課内において、他の自治体等の様々な取組については勉強させていただきます。よく分析して情報収集をして、本町に合ったよい事例がありましたら参考にしたいと思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

これからも、とてもショッキングな発表ではありましたが、誰もが内心ずっと不安に思っていることではありますので、これからも町長をはじめ、町行政、そして私たちとともに町のためにいろいろな関心事を図りながら臨んでいただければと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上で終わりにいたします。

○議長（柴田 孝君） 以上で高橋智恵子君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（柴田 孝君） 日程第3、報告第1号 令和5年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 報告第1号 令和5年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定により、本年3月5日の議会定例会におきまして繰越明許費の議決を頂いたアナログ規制に伴う例規点検・見直し事業ほか14件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、これを報告するものであります。

なお、詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） 補足説明のほうをさせていただきます。

報告第1号 令和5年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について補足説明をいたします。

なお、事業名と翌年度繰越額のための説明とさせていただきます。

それでは、繰越計算書をご覧ください。

2款総務費1項総務管理費、アナログ規制に伴う点検・見直し事業352万円、同じく庁舎空調改修事業827万2,000円、同じく低所得世帯支援事業3,077万5,000円、3項戸籍基本台帳費、戸籍・住民票に関わる事務事業689万7,000円、4款衛生費1項保健衛生費、健康管理システム事業32万8,000円、同じく新型コロナウイルス感染症対応システム事業32万8,000円、7款土木費1項土木管理費、道路台帳加除更新事業440万円、同じく地籍調査事業888万6,000円、2項道路橋梁費、要望路線改良事業520万円、同じく町道3033号線道路改良事業5,855万4,000円、3項河川費、河川改良事業5,603万1,000円、10款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、農林水産施設災害復旧事業600万円、2項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業1,336万2,000円、3項文教施設災害復旧費、小学校災害復旧事業3,175万2,000円、同じく文化財施設災害復旧事業304万1,000円、計15事業を繰り越すこととし、主な理由としましては、実施に伴う国のガイドラインの提示が遅れたことや工事に伴う部材の調達、関係者との調整により不測の日数を要したことによるものであります。

以上、繰越明許費繰越計算書の補足説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 以上で報告を終わります。

◎承認第1号、承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町一般会計補正予算（第1号））、日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（国家賠償法及び長柄町固定資産税に係る過誤納返還金取扱要綱の規定に基づく固定資産税課税誤りによる過誤納返還金の支払いについて）、いずれも返還金の支払いに関連するものですので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 承認第1号 令和6年度長柄町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて及び承認第2号 国家賠償法及び長柄町固定資産税過誤納返還金要綱の規定に基づく固定資産税課税誤りによる過誤納返還金の支払いにおける専決処分の承認を求めることについて、関連することから併せて説明を申し上げます。

本補正予算は、一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ2,800万円を追加し、補正後の予算総額を42億3,500万円とするものです。

内容は、令和6年度の固定資産税評価替え作業の際、平成11年度以前に評価を実施した工場や事務所など計33件の課税誤り及びマンション3棟の課税漏れが判明したことに伴う還付返還及び令和6年度分の追加課税について予算計上を行ったものです。これらの経費は、速やかな事務処理を要し、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認められたため、4月4日付で専決処分いたしました。

以上で説明を終わりますが、詳細について税務住民課長に補足説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 承認第1号 令和6年度長柄町一般会計補正予算（第1号）及び承認第2号 国家賠償法及び長柄町固定資産税過誤納返還金要綱の規定に基づく固定資産税課税誤りによる過誤納返還金の支払いにおける専決処分の承認を求めることについて、主な内容について補

足説明を申し上げます。

議案資料の令和6年度長柄町一般会計補正予算書（第1号）の8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、1款2項1目固定資産税の630万円の増は、先ほど町長からもご説明がありましたとおり、令和6年度の固定資産評価替え作業の際、平成11年度以前に評価を実施したマンション3棟——戸数でいうと188件分でございます——の課税漏れの判明に伴うものでございます。また、21款1項1目の繰越金、前年度繰越金2,170万円の増につきましては、この財源不足を賄うためのものでございます。

続きまして、歳出でございますが、同じく予算書の10ページ、11ページをご覧ください。

2款2項2目、01細目賦課徴収費2,800万円の増は、先ほどのマンション関係と同じく、令和6年度の固定資産評価替え作業の際、平成11年度以前に評価を実施した工場や事務所など46棟分、計33件の課税誤りに対し、10年に遡り還付金及び返還金等の支払いをするため、承認第1号 令和6年度長柄町一般会計補正予算専決処分として補正予算を計上し、専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして、補正予算書の次になります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、2枚目をご覧ください。なっていたらと存じます。

先ほど補正予算の説明の中で、賦課徴収費として2,800万円計上した旨、ご説明いたしましたけれども、そのうち、令和元年度から令和5年分の地方税法に基づく還付金以外の平成26年度から平成30年度分の計5年分の返還金及び利息分1,980万円については、国家賠償法に基づく賠償金の取扱いとなりまして、このことから地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決要件に該当しまして、また、早期に支払いと事務処理を執行する必要があるため、今回、補正予算と併せ、地方自治法第179条第1項の規定により4月4日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

承認第1号、承認第2号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 池沢です。承認第2号の返還金の過誤納還付返還金、利息分が500万という

金額でございますけれども、この利息の率は何%ぐらいなのか、ちょっとお示しを頂きたいと思
います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 池沢議員のご質問にお答えいたします。

利息分、還付加算金でございますが、各期間によって割合は違うものでございまして、順にご説
明させていただきますと、平成26年1月1日から平成26年の12月31日までが割合は1.9%、平成27
年1月1日から平成27年12月31日までの間が1.8%、平成28年1月1日から平成28年12月31日まで
が同じく1.8%、平成29年1月1日から平成29年の12月31日までが1.7%、平成30年の1月1日から
平成30年の12月31日までが1.6%となっております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 今聞きました率、1.数%ですよ。500万円、利息分を単純に過誤納返還分
で割り算しますと33%になるんですけれども、利息については33%ぐらいついちゃうんじゃないで
すか。500万って例えばじゃあ1,400万に1.9%掛けたら、こんな500万なんかにならないと思うんで
すけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 鶴岡議員さんのご質問にお答えいたします。

還付加算金の計算例でよろしいでしょうか。ご説明という形で。はい。

還付加算金につきましては、今回、利息分につきましては、町税の納め過ぎなどにより過誤納金
が発生し、これを還付する場合において、過誤納金が生じた理由により、起算日から支出を決定し
た日までの期間に応じて過誤納金に加算して支払うものでございます。

還付金の計算式においては、過誤納金掛ける計算期間の日数掛ける還付加算金の割合割る365
日——1年間ですね——これに基づいて計算をさせていただくものでございます。

還付加算金に加算されない場合の主な理由としては、計算基礎となる過誤納金が2,000円未満の
場合、また、計算された還付金が1,000円未満の場合は、還付加算金に加算されません。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 単純に割り算しちゃった私がちょっとよく分からないで申し訳なかったです
けど、よく分かりました。ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより承認第1号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町一般会計補正予算（第1号））を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（国家賠償法及び長柄町固定資産税に係る過誤納返還金取扱要綱の規定に基づく固定資産税課税誤りによる過誤納返還金の支払いについて）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 承認第3号 長柄町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

今回の改正は、令和5年6月9日公布された行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の一部を改正する法律の法の施行日を令和6年5月27日に定める政令が閣議決定されたことに伴い、長柄町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、一部を改正する条例を制定し、同日付で専決処分をしたものであります。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） それでは、補足説明申し上げます。

承認第3号 長柄町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、情報連携に係る規定の見直しがされ、法別表第2が廃止となりました。それに伴い、町条例で法別表第2を参照していた条項について、法律で新たに定義された用語を条例に定義し、改正をするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

条例の改正箇所につきましては、第2条第5号に「特定個人番号利用事務」を、同条第6号に「利用特定個人情報」を追加し、用語の定義を行い、条例4条第1項及び第3項内の法別表第2の第2欄に掲げる「事務」を「特定個人番号利用事務」に、同条第3項内の同表の第4欄に掲げる「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改めるものでございます。次のページ上段まで少しかかっております。

4分の2ページをお願いいたします。

新たに独自利用事務といたしまして情報連携を行うため、3といたしまして「独り親家庭等医療

費等の助成に関する規則」及び4「高校生等医療費の助成に関する規則」について、別表第1内にそれぞれ追加し、別表第2では、4分の4ページに、その具体的な事務と利用する特定個人情報を追加するものとなります。

次に、施行期日ですが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日からとさせていただくものでございます。

以上、補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

承認第3号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 承認第4号 長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

主な改正内容を申し上げますと、令和6年1月1日に発生しました能登半島地震関係として、災害の被災者の軽減を図るための特例措置や、また、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、令和6年度分の個人の住民税の定額減税措置など、今回、改正法律の施行に伴い、本条例についても所要の改正を行うものです。

今回、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月30日に公布されたことに伴い、長柄町税条例の一部を改正する条例を制定しましたが、法施行日が4月1日施行となる関係上、議会を開催するいとまがないことから、同日付での処理・取扱いとさせていただき、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3号の規定により議会の承認を求めるものであります。

詳細につきましては、税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 承認第4号 長柄町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めることについて補足説明申し上げます。

今回、改正箇所が多岐にわたるため、主な改正内容についてのみご説明させていただきます。

附属資料の2の3枚目、表面をご覧になっていただければと存じます。

先ほど町長からもご説明がありましたが、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額などの特例として、附則第5条の次に附則第5条の2として新たな規定を追加したもので、令和6年1月1日に発生しました能登半島地震による災害では、広範囲において生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じており、災害の被災者の軽減を図るための特例措置として、住宅や家財などの資産について生じた金額について、発災日が令和6年1月1日ですと、本来の現行法であれば令和7年度の個人住民税から雑損控除の適用対象となりますけれども、令和6年度町県民税の算定基礎となる令和5年分所得税の課税期間が極めて近接していることなどの事情を総合的に勘案しまして、臨時異例の対応として、令和6年分の個人県民税及び町民税において、その損失金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設け、特別な措置を講ずるものであります。

続きまして、附属資料の2の3枚目裏面下段から8枚目までとなりますので、ご覧ください。新旧対照表でございます。申し訳ございません。

令和6年度の町県民税の定額減税措置として、主な改正点を申し上げますと、附則第7条の4の

次に附則第7条の5から附則第7条の8として、新たな規定を追加したものでございます。

先ほど町長のご説明にもありましたとおり、デフレ完全脱却のための国の総合経済対策として、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するための一時的な措置として、令和6年分の個人の住民税の減額措置を行うこととされたもので、今回、改正法律の施行に伴いまして、附則第7条の5では、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除として、定額減税の対象を前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者とするもの、附則第7条の6から第7条の7では、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例として、普通徴収や年金特別徴収による減税に係る税額の算出方法及び納税方法等を規定したもので、また、附則第7条の8では、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除として、令和5年度末時点の控除対象配偶者以外の同一生計配偶者、いわゆる納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ配偶者の合計所得金額が48万円以下の者、所得税においては、扶養控除の対象とならない方でございます。

その控除の関係のものについて、この情報につきましては、納税義務者から申告がない限り捕捉ができないため、また、令和6年度分の個人住民税において全ての対象者を把握し、定額減税を行うことは実務上困難であるため、本来であれば、令和6年分から定額減税をするところでございますが、この同一生計配偶者に係る個人住民税の減税は、令和7年度分の個人住民税から定額減税を行うものとされたものの規定でございます。

その他の改正としては、条項等のずれや表現修正など、本条例の規定についても改正法律に合わせて所要の改正などを行うものでございます。

まとめませんが、以上で補足説明を終わりにします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

承認第4号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 承認第5号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和6年度税制改正の大綱及び国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに順じ、国民健康保険税の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引上げとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、本条例の規定についても同様に改めるものであります。

詳細につきましては、税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 承認第5号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めることについて補足説明を申し上げます。

先ほど町長からもご説明がありましたが、今回の改正は、令和6年度税制改正の大綱及び国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに順じまして、本条例の規定についても同様に改めるものでございます。

それでは、附属資料の3をご覧ください。

新旧対照表の1ページ、第2条第3項及び第21条第1項中、後期高齢者支援金等分の賦課限度額を現行の22万円から24万円に引き上げるものであります。

続きまして、新旧対照表の2ページをご覧ください。

第21条第1項第2号中、5割軽減に関する所得要件に関する規定部分でございますが、現行の29万円を29万5,000円に改め、また、同条同項第3号中、2割軽減に関する所得要件に関する規定部分でございますけれども、現行の53万5,000円を54万5,000円に改めるものであります。この改正により、5割、2割、それぞれの軽減判定の幅が広がり、緩和されることとなります。

以上、補足説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

承認第5号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第5号 専決処分承認を求めることについて（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第9、承認第6号 専決処分承認を求めることについて（長柄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 承認第6号 長柄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

本条例の改正内容は、3年に一度の介護報酬に係る改定と併せて、国の定める指定居宅サービス等の基準が見直されたことに伴い、指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーが取り扱える件数を35から44に改正を行うものです。

また、ケアプランを作成する指定居宅介護支援事業者と介護サービスを提供する指定居宅サービス事業者との間において、公益社団法人国民保険中央会のシステムを活用し、事務職員を配置している場合においては、件数を49に規定を加えるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

承認第6号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第10、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 承認第7号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

令和4年6月3日のデジタル臨時行政調査会で決定されたデジタル原則に照らした規則の一括見直しプランにおいて、標識や重要書類の掲示やフロッピーディスク等と特定の記録媒体での届出の提出などを規定している規則を、インターネットを利用したオンライン化にも対応できるよう見直す方針が示されたのを受けて、内閣府令和5年第86号が発出され、本条例の改正について専決処分を行ったものです。

ご承認のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

承認第7号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は1時ちょうどいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第11、議案第1号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第1号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

令和5年12月22日に閣議決定された国のこども未来戦略に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において規定されている保育士の配置基準が見直されたことを受けて、地域における、受入れ年齢が2歳までであって、かつ定員が19人までの小規模保育施設、いわゆる保育ママによる一般の居宅等で実施される家庭的保育事業のほか、事業所内における保育事業において、地域の施設整備事情により引き続き当該施設において3歳以上を受け入れる場合の配置基準が変わることになりましたので、所要の改正を行うものです。

施行期日は、目下、保育士不足を勘案し、改正を規定する内閣府令附則により経過措置が設けられることから、令和7年4月1日からとなります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおりされました。

◎議案第2号、議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第12、議案第2号 令和6年度長柄町一般会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第3号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、いずれも補正予算ですので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第2号 令和6年度長柄町一般会計補正予算（第2号）、議案第3号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、一般会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,938万8,000円を追加し、補正後の予算総額を42億7,438万8,000円とするものです。

主な内容は、物価高騰対策を目的とする地方創生臨時交付金を活用し、本年度に住民税が非課税となった世帯及び均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を交付します。また、所得税3万円、住民税1万円の定額減税を予定しておりますが、減税し切れない方に対し、1万円単位で差額の給付を行います。このほか、本年度当初予算で計上した長柄中学校特別教室のLED化整備工事については、将来的なランニングコストも含めて考慮し、リース方式との比較検討を行った結果、リース方式が有利であると認められたため、予算の組替えを行うなどの予算を計上するものです。

次に、国民健康保険特別会計ですが、本年12月2日で廃止となる健康保険証のマイナンバーカードとの一体化に向けて、システム改修費及び周知広報費を計上するものとして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ42万4,000円を追加し、補正後の予算総額を9億4,892万4,000円とするものです。

以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） 議案第2号 令和6年度長柄町一般会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

初めに、歳出の内容からご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

2款1項6目財産管理費、05細目普通財産管理事業3万円の増は、町内の事業者が徳増地区の普通財産活用を進めているため、除草及び耕起業務を行うものでございます。

9目諸費、01細目諸費22万円の増は、力丸自治会が集会所へ空調設備を導入するのに際し、経費の50%を補助するものです。

12目地方創生臨時交付金事業費、01細目低所得世帯支援事業205万円の増は、国の物価高騰対策として、本年度に非課税となった世帯及び均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を交付するもので、これに付随する消耗品購入費や郵送料を計上しています。

02細目定額減税補足支援事業4,068万1,000円の増は、これも国の物価高騰対策として、所得税3万円、住民税1万円の定額減税を予定しておりますが、減税し切れない方に対し、1万円単位での差額を給付するもので、これに付随するシステム改修費や郵送料などを計上します。

3項1目戸籍基本台帳費、02細目戸籍・住民票に関する事務経費118万6,000円の増は、戸籍システムの全国的な統一化を目的として、戸籍と付票に振り仮名を記載するためのシステム改修を行うとともに、令和5年度の中長期在留者住居地届出等事務委託費が確定したことに伴う返還金を計上するものです。

12ページ、13ページをお開きください。

3款1項5目国民健康保険費、01細目国民健康保険費42万4,000円の増は、特別会計への繰出金です。

8目後期高齢者医療費、03細目高齢者一体的支援事業55万円の増は、現在実施している町内17か所の介護予防教室に保健師・栄養士による健康・栄養相談を追加するとともに、健康状態の把握できていない方の抽出や支援方法を模索するため、経費を計上するものです。

2項4目子ども園費、02細目子ども園費30万7,000円の増は、災害やコロナの影響により、令和2年度から開催していない夏祭りを再開するため、経費を計上するものです。

4款1項3目環境衛生費、01細目環境整備事業13万円の増は、3自治会から不燃物等収集ステーション整備の事前相談に伴う補助金を計上するものです。

6款1項2目商工業振興費、03細目創業支援補助事業80万円の増は、事業者からの事前相談に伴う補助金を計上するものです。

14ページ、15ページをお開きください。

9款3項1目学校管理費、01細目学校管理費31万円の増、03細目中学校学校施設等改修事業730

万円の減は、当初予算において、長柄中学校特別教室のLED整備工事を予定しておりましたが、将来的なランニングコストも踏まえ、リース方式との比較検討を行った結果、リース方式のほうが有利であると認められたため、設備使用料の計上及び工事請負費の減額を行うものです。

歳出の説明は以上でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

ページ戻りまして、8ページ、9ページをお開きください。

16款2項6目総務費国庫補助金、1節社会保障・番号制度事業補助金160万1,000円の増は、戸籍システム改修及び国民健康保険特別会計で実施する健康保険証とマイナンバーカードの一体化に向けた広報活動に係る経費の全額が補助されるものです。

3節地方創生臨時交付金4,273万1,000円の増は、低所得世帯支援及び定額減税補足支援事業の全額が補助されるものです。

20款1項2目公共施設整備等基金繰入金、1節公共施設整備等基金繰入金730万円の減は、長柄中学校特別教室のLED化において、工事からリース方式へ変更したことに伴う減額補正を行うものです。

21款1項1目繰越金、1節前年度繰越金335万円の減は、財源過入に伴う減額補正を行うものです。

22款3項2目雑入、1節雑入570万6,000円の増は、徳増地区の普通財産における除草及び耕起作業に伴う事業者からの作業代金の全額、こども園夏祭りの参加者負担金、介護予防教室の新たな取組に対する広域連合からの補助金を計上するものです。

以上、一般会計の補足説明とします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

議案第2号、議案第3号に対する質疑を行います。

8番、池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 池沢でございます。1点お伺いします。

補正予算の11ページの歳出ですけれども、定額減税の補助金3,700万円、これの内訳と申しますか、根拠をちょっとお示しを頂きたいと思っております。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 池沢議員のご質問にお答えいたします。

定額減税分、調整給付分の算定根拠についてでよろしいでしょうか。そちらのほうを、じゃあご

説明させていただきます。算定根拠でよろしいでしょうか。算出根拠で。

[発言する者あり]

○税務住民課長（関 英司君） 分かりました。じゃあ、調整給付分のほうをまず。

[発言する者あり]

○税務住民課長（関 英司君） よろしいでしょうか。まず、対象者の算定根拠なんですけども、国の算定式に基づきまして、対象者数を試算させていただきました。国の試算の計算式に基づいて、それが対象者数については、扶養親族を含みまして納税義務者数、まず本人、それを1,541人としまして、付加倍率を1.2倍とさせていただいた中で1,849人、おおよそ1,850人という根拠に基づいて、定額減税調整給付分につきましては、そのような算定根拠に基づきまして予算措置をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） すみません。ちょっと理解しづらいんですけども、1,850人が対象者で、じゃあこの方たちに2万円じゃちょっとあれかな。1人2万ぐらいという金額なんですけども、そういう計算式で3,700万というのが出てきているんですか。

○議長（柴田 孝君） 税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 池沢議員のご質問にお答えいたします。

定額減税をし切れないと見込まれる方への給付金、調整給付分でございますけども、池沢議員のお見込みのとおり、2万円を根拠として1,850人ということで計算をさせていただいています。それで、定額減税補足給付金3,700万円という形で補正予算を計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） はい、了解いたしました。

○議長（柴田 孝君） ほかにございますか。

9番、本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） すみません。1点お聞きしたいと思います。

13ページの後期高齢者の医療費ということで、先ほど17か所の介護予防教室ということで、栄養士さんのという話があったと思うんですけど、もうちょっと詳しく教えてもらってよろしいでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

健康保険課長、内藤文雄君。

○健康保険課長（内藤文雄君） お答えをいたします。

これにつきましては、議員さんが参加しておられる集会所へ出向いての運動教室とか、そういうものに対して国保連合会のほうから、介護予防と後期高齢者の事業の一体化ということで、そういう事業が新たに事業化されて、その連合会と町のほうが今年度に入ってから契約をしまして、そういうのを補助対象にしながら、活動を展開していこうということでこの予算になっております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 具体的に内容等はどういうことに使われるのか、教えていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 健康保険課長、内藤文雄君。

○健康保険課長（内藤文雄君） お答えいたします。

広域連合との契約の中身は、国でよく言っていますけども、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチということで、健康状態のリスクの高い方への働きかけや生活習慣病の予防ということで、こういうような新たな取組に対して助成されるということで、具体的な手法については、これから検討していくという段階でございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありますか。

11番、三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 三枝です。ちょっと1点だけお願いします。

9ページが一番下でございます雑入の中の高齢者一体的支援事業収入、これさっきちょこっと何かおっしゃったと思うんですけども、そこをもうちょっと聞かせてもらえませんか、内容を。どこから来るのかということですね。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

健康保険課長、内藤文雄君。

○健康保険課長（内藤文雄君） お答えいたします。

今、本吉議員の質問と重複いたしますけども、国保の広域連合のほうからと契約を交わしまして、これにつきましては、今のところ、実績によりますけども、全額負担ということで、連合会のほうから支出されるものでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） そうしますと、ちなみに何名ぐらいのあれで来られるんですか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えします。

歳入のお話でよろしいですか。歳入に関しましては、町にいる保健師と栄養士の人件費分相当額を頂けるといことです。

ですので、事業費は55万円ということで、これはファイルとテキスト代を計上しておりますが、その事業に関わる人件費分として連合会から頂けるといところでございます。

ですので、歳出のほうがちょっと少なくて、歳入が多いということで、人件費分と。

〔発言する者あり〕

○議長（柴田 孝君） 発言は手を挙げて。三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 一応550万円入ってくるということですよ。その550万円が、今の話ですと、もろもろの経費ですよということだと思っんですね。それは広域のほうから頂いているということだと思っんですけども、だからそれを何名ぐらいのことでもらってきているのか、それを知りたいです。人件費なのか、携わっている方の人数分をちょっとお聞きしたいんです。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） 大変失礼いたしました。550万円のうち、500万円が保健師と栄養士に対する人件費でございます。残り55万円に対しては、先ほどの歳出であったファイル、テキスト代ということで、あくまでも一体の事業費といところで、高齢者が何人とかい事業ではございませんので、一体の事業として捉えていただければと思っます。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） はい、分かりました。そういう内容のことで、決まっているみたいですので、その辺は結構ですので、ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 11ページの負担金補助及び交付金、自治会集会所云々というのが、何かエアコンをつけるという説明があっったと思っんですが、これは1か所といふうに先ほど伺っったと思っんですけども、これはまず、この申請の主体はどこになるのかといのと、この補助金申請をされる対象の方に対しての周知がどうい形でされていのかといのをちょっと確認したいんです。

が。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

本件につきましては、力丸の自治会のほうからの要望でございまして、本年の5月にご相談とい
いますか、要望がございました。その案件についての助成金、補助金となっております。

周知につきましては、さきの議会でご提案がありまして、速やかにということで、年度を変えて
今回行っているものでして、オフィシャルな形で、ちょっと私記憶になくて申し訳ないんですけれ
ども、自治会長会議での周知を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） そうしますと、これ補助申請される主体というか、申請者は自治会長とい
うことで理解したんですが、そうすると、これは自治会長会議で周知されたと、今回はエアコン代
ということですけども、それ以外にいろいろな整備に関して対象になるような考え、そういうニュ
アンスを感じたんですが、その辺も含めて、内容的にも自治会長にちゃんと伝わっているんでしょ
うか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

こちらといたしましては、従来、古くからの要綱に基づいてやっているものですので、改修とか、
そういうことについては伝わっているというふうに認識しております。新たにということで、こう
いう状況だということで、議会のほうからのご提案もございましたので、このエアコンということ
については、新たに付け加えたというところで説明したものでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。理解できました。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありますか。

1番、金坂光章君。

○1番（金坂光章君） 歳出のところで、中学校の整備事業、ちょっと私勉強不足で理解できなかつ
たんですけど、特別教室のLED化整備工事、これをどのような装置に変えたのか、アルファベッ
トで言われたんで、ちょっと理解に苦しんだんですけど。

〔「リース」と呼ぶ者あり〕

○1番（金坂光章君） リース、ああ、装置の交換ではなくて、リースで補うということですか。はい、分かりました。私の認識不足でした。すみませんでした。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） すみません。11ページなんですけども、普通財産の維持管理、これ徳増とかって聞いたんですけども、維持管理については草刈りでいいのかどうか、もし草刈りとしたらどのくらいの面積、何平米ぐらいあるのか、またこの3万円については自治会に入るのか、その草刈りをやった人に入るのか、その辺教えていただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

この普通財産の利用ということで、ジャパンフーズのほうから利用したい旨の申出がございました。こちらにつきましては、早生桐というものを植栽するというので、みどり産業等がチップにして使用するという循環型事業を行いたい旨ございました。その旨、ジャパンフーズとしては早期にやりたいということで、うちのほうで1回草刈りを増やしまして、その後、ジャパンフーズから実費相当分を頂くということになっております。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） これ自治会は、徳増でいいんですか。それで、じゃあ、その場所云々をジャパンフーズが使うために草刈りをやって、ジャパンフーズからお金が来て、歳入、雑入か何かで入っていますか。じゃあ、それであとそのお金は自治会に入るわけですか、個人に草刈りをやった人に入るんですか。役場、歳出で。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） 徳増の普通財産、うちのほうで持っています普通財産に対して草刈りをして、雑入で3万円を頂くものです。なぜこういうケースになったかといいますと、ジャパンフーズが新たに草刈り等を頼むと、二、三か月かかるそうなんです、企業の手続上。そのため、うちのほうが仲介として入って、先にやってお金を頂くという方法を取っております。

〔発言する者あり〕

○議長（柴田 孝君） よろしいですか。

8番、池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） すみません。鶴岡議員のちょっと関連質問ですけども、ちょっと私、まだそ

れじゃ理解できないんですけど、もうちょっと具体的に、じゃあ徳増のどの場所をどう使うのかということからちょっと説明いただけますか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） 場所については、史跡公園付近の徳増ため池跡地がございまして、その盛土部分2,000平米を予定しております。こちらに関しては、ジャパンフーズのほうから水を使っている企業ということから、社会的責任とSDGsの取組として、早生桐を植栽したいと、桐の植栽でございます。

その事業をやるために、町有地の草刈りを町で1回行います。というのは、ジャパンフーズは新たにそういう企業に頼むと、二、三か月、その草刈りの契約がかかってしまうというところで、6月中には植えたいと、6月末から7月初めには植えたいということでございましたので、1回うちのほうで草刈りをいたしまして、その全額をジャパンフーズから頂くというふうになっております。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） すみません。うちのほうで草刈りというのは、誰が草刈り、役場が草刈りやるんですか、やったんですか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） こちらのほうについては、地域農業推進協議会というところをお願いしております。ハンマーナイフを使ってお願いしております。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） じゃあ、そうすると、何か私、不思議に思っていたのは、さっき2,000平米刈った単価が3万円ということによろしいんですか。じゃあ、2,000平米そのものは全て、じゃあジャパンフーズが利用するという事だから、またその借地料は後日、町のほうに入るということになるのか、ちょっとそこまでお聞きします。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） まず、借地料につきましては、こちらのほうは普通財産及び物品にかかる貸付料規程に基づきまして、年間2,154円を20年間の賃借で結ぶところでございます。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 理解できないで、申し訳ないですね。2,000平米の賃借料が1年間2,154円の20年間の契約ということですね。そうすると、それが分かっているのであれば、今回の歳入の中に入っているんですか、雑入で。歳入として見ているんですか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） まだ契約前でございますので、今回の歳入のほうには入れてございません。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） これ以上やると、ちょっとオーバーになりますからあれですけど、契約していないのに貸しちゃうんですか、やらせちゃうんですか。本来違うんじゃないですか、契約して、そこからの行為が始まっていくんだと思うんですけども、事前に了解してやらしちゃうっていう、私はそういう捉え方しちゃうんですけども、それはやり方として間違いだと思うんですけども、最後に聞きます。これどうなんですか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） 申し訳ございません。再度確認をいたします。すみません。すぐ確認。

〔発言する者あり〕

○議長（柴田 孝君） では、3回まで、原則ですので、よろしく申し上げます。

2番、宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今の関連なんですけども、ちょっと今、初めて私も知ったんですが、この2,000平米、年2,145円ですか、これはそういう何か町の持っている土地を貸す場合には、この金額というのが決まっているわけですか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） すみません。説明が不足して、申し訳ございません。評価額の3%が、こちら金額となります。こちら一般雑種地ということで、平米単価が35.9円ということになりますので、2,000平米に3%を掛けた金額が賃借料ということになります。こちらにつきましては普通財産及び物品にかかる貸付料規程というところがございますので、それに沿って行っております。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。そうすると、その評価額の3%が貸出しの年額だということが規定されていると、これは誰でも借りれるわけですか。町が持っている、そういう土地があるわけですね、あっちこっちに。それは今回ジャパンフーズということですけど、これは例えば町民であれば誰でも借りれるとか、どういう規定になっているんですか、その貸出しの規定は。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） すみません。一回その事業内容を確認してから、うちのほうで稟議を取りまして決定するということになります。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） そうすると、どういうものに利用するんだったらオーケーとか、どういうものは駄目だとかという規定があるということですよ。それは何という、どこに書いてあるんですか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えします。

普通財産及び物品にかかる貸付料規程というところで、公益上、不相当で認められるときということがありますので、公益上、必要であれば、こちらは許可するということになります。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 分かりました。そうすると、例えば産廃置場とか、そういうのは駄目だけど、例えば駐車場に使うとか、そういうのはオーケーと、あるいはそこでちょっとビニールハウスでも造って、何かやりたいよとか、そういうのもオーケーという理解でいいんですか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、小泉義彦君。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えします。

公益上、有益なものというふうになりますので、産廃等は、当然趣旨から反しますので、駄目です。また、農業とか、そういうものをやりたいということであれば、お貸しすることはできます。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑ないと認めます。これで質疑を終わります。

議案ごとに討論と採決を行います。

初めに、議案第2号 令和6年度長柄町一般会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 令和6年度長柄町一般会計補正予算（第2号）、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手多数。

よって、議案第2号は可決されました。

次に、議案第3号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第14、議案第4号 損害賠償請求事件の和解についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第4号 損害賠償請求事件の和解について、提案理由の説明を申し上げます。

事件の概要として、今回、転出転入による特殊ケースによるマイナンバーカード申請に係るマイナポイント付与に関し、当町の誤った説明により、相手方のポイント受領権利が喪失したことにより、損害の賠償を求めた事件であります。

つきましては、本損害賠償請求事件について、当事者間で合意に達し、和解により、解決を図りたく、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、税務住民課長に補足説明させますので、ご審議賜りたく、よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 議案第4号 損害賠償請求事件の和解について、補足説明を申し上げます。

和解の相手方につきましては、長柄町在住の男性でございます。

事件の概要として、令和5年2月17日付、総務省自治行政局地域力創造グループマイナポイント施策推進室事務連絡通知「マイナポイント第2弾の対象者の判定に関する留意事項」の取扱いにおいて、転出転入による特殊ケースによるマイナンバーカードの申請に係るマイナポイントの取扱いに該当するもので、今回、相手方の本町在住の男性は、令和5年2月末までに前住所地において、マイナンバーカードを申請しましたが、マイナンバーカードを前住所地で交付を受けずに転出したケースでございまして、市区町村の事務取扱上、マイナンバーカードを前住所地で交付を受けずに転出した場合、前住所地でのマイナンバーカードの申請は無効となりますけれども、それに附属するマイナポイント自体は、令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請を受け付けした事実があれば対象となりまして、転入先の長柄町で、改めてマイナンバーカードの申請の手続きをし、マイナンバーカード交付受領後、令和5年9月30日までのマイナポイントの付与期限の所定の条件を満たしまして、マイナポイントの付与の手続きをすれば、最大2万ポイントのマイナポイントの対象となった事件でございます。

この事件につきまして、本町の事務上の取扱い、顧問弁護士に相談した結果、本町の事務上の取扱いに誤りがあったことを認め、マイナポイント2万ポイント分を現金で補償し、本和解内容のとおり、和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今回の件は、担当者の方が間違えて説明をしたことによって損害が出たということですが、これ今回は特に罰則というか、ペナルティーは担当者にはなかったわけですが、これ金額が2万ということでの結果だというふうに想像するんですが、町の規定で、例えば

こういったことが今後、あるいは今までも含めてですけども、ある金額、大きい金額になると、これは何らかの、何というんですか、ペナルティーというか、そういったものが科せられるのが自然だというふうに感じるんですが、そういった規定みたいなものは町のほうにあるんですか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

罰則ございます。規定ございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ですから、伺っているのは金額等、もしあるということであれば、例えば幾ら以上だと、こういう訓戒だとか、訓告ですか、いろんな段階があると思うんですけども、もし金額で決まっているのであれば、ちょっと教えていただけると。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、白井浩君。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

特に金額によって、それらの罰が決まるということでは、規定はございません。委員会の中において、そういうもろもろを決めていくという形になると承知しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。ケース・バイ・ケースで、その都度判断していくというふうに理解しました。ありがとうございます。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） これより討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 損害賠償請求事件の和解について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号～同意第7号の上程、説明、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第15、同意第1号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、同意第7号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 同意第1号から同意第7号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いいたします方は7名でございます。

最初の方は、同意第1号、長柄町金谷、行方しのぶさん、昭和44年生まれ。行方さんは、認定農業者で、家族とともに水稻を精力的に取り組まれ、農業の見識や地域の状況に精通しており、農業委員として適任者と存じます。

次に、同意第2号、長柄町刑部、神崎功氏、昭和54年生まれ。神崎氏は、認定農業者で水稻や施設花卉の生産に取り組まれ、地域農業の活性化に積極的に取り組んでおり、農業委員として適任者と存じます。

次に、同意第3号、長柄町山根、安藤みさ江さん、昭和35年生まれ。安藤さんは、家族で特用林産物や露地野菜の生産に取り組まれ、農業の見識に優れた方であり、農業委員として適任者と存じます。

次に、同意第4号、長柄町山之郷、三枝明美さん、昭和35年生まれ。三枝さんは、現在、農業委員を務めております。露地野菜の生産を意欲的に取り組んでおり、農業委員として適任者と存じます。

次に、同意第5号、長柄町船木、伊藤孝氏、昭和33年生まれ。伊藤氏は、認定農業者で、現在、農業委員を務めております。地域農業の活性化に積極的に取り組んでおり、農業委員として適任者と存じます。

次に、同意第6号、長柄町榎本、近藤清美氏、昭和24年生まれ。近藤氏は、認定農業者で、農業

委員を3期務め、現在、農業委員会会長であります。その職務と農業の見識に精通しており、農業委員として適任者と存じます。

次に、同意第7号、長柄町山之郷、高橋功一郎氏、昭和45年生まれ。高橋氏は、測量会社へ勤務され、町の地籍調査業務に携わり、地域の農地の状況に精通しており、見識に優れ、公正な判断ができる方であり、中立的な立場の農業委員として適任者と存じます。

以上の7名であります。

任期は、令和6年7月22日から令和9年7月21日までの3年間であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明が終わりました。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

この採決は、起立によって行います。

同意第1号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 孝君） 起立多数。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第2号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 孝君） 起立多数。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第3号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 孝君） 起立多数。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第4号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案

のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（柴田 孝君） 起立多数。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第5号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（柴田 孝君） 起立全員。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第6号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（柴田 孝君） 起立多数。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第7号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（柴田 孝君） 起立全員。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎請願第1号、請願第2号の上程、説明、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第16、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、及び日程第17、請願第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、いずれも教育に関する請願でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案につきましては、紹介議員であります鶴岡喜豊君に代わり、高橋智恵子君に趣旨説明を求めます。

5番、高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 請願第1号及び請願第2号の説明をいたします。

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」並びに「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」、2件の採択に関する請願書を令和6年5月8日に受理しております。

請願者は、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、田中弘美様です。

紹介議員につきましては、鶴岡喜豊議員であります。

要旨を説明いたします。

義務教育に関する2件の請願を貴議会において採択していただき、政府宛てに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国民にひとしく義務教育を保障するという観点を含め、国の責務であり、その財政的裏づけとして設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたり、削られてしまった場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

政治、経済、身の回りの環境は、目まぐるしい技術革新により、日々変化しています。そういった変化に対応できるよう、私たちには日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え・育てる使命があります。そのためにも義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の拡充を強く要望します。

令和6年6月18日提出。

長柄町議会議長、柴田孝様。

請願第1号、第2号ともに政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたく、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 孝君） この請願第1号及び第2号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号及び第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。この採決は挙手によって行います。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

請願第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手多数。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（柴田 孝君） お諮りいたします。

ただいま鶴岡喜豊君から発議案2件が提出されました。

これを日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

発議案2件を日程に追加することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。資料を配付して、すぐ再開したいと思います。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時10分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎発議案第1号、発議案第2号の上程、採決

○議長（柴田 孝君） 追加日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、追加日程第2、発議案第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書、いずれも教育関係に関する発議案でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りいたします。

本発議案2件は、採択された請願に伴う意見書でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

したがって、発議案第1号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

発議案第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手多数。

したがって、発議案第2号は原案のとおり採択することに決定しました。

本意見書につきましては、議長をしてしかるべき措置を取りますので、ご了承願います。

◎閉会及び閉会の宣告

○議長（柴田 孝君） 以上で本定例会の会議に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和6年長柄町議会第2回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時15分

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員